日本ジェンダー研究

第 21 号

特別講演

19世紀のドイツにおける嬰児殺しの女性たち マリタ・メッツ=ベッカー(マールブルク大学教授)

特集メディアのなかのジェンダー

広報におけるマンガ・イラストとジェンダー …… 堀 あきこ アジアのテレビ広告におけるジェンダー役割 一日本・中国・韓国・タイ・シンガポールの国際比較研究— …… ポンサヒタックサンティ・ヒヤ

論 文

ゆがめられた女性議員の意図――売春防止法の制定と〈女性の分断〉――

韓国女性のソーシャル・サファリングの身体化:「産後風」の語りを中心に

『ドイツ伝説集』における夫婦像―「不貞が疑われる夫婦」について― ………… 蚊 野 千 尋

高校英語教科書におけるジェンダー分析

コーパスを用いたコミュニケーション英語 I の比較研究 …… 末澤 奈津子

書 評

日本ジェンダー学会 2018

目 次

特別講演

	19世紀のドイツにおける嬰児殺しの女性たち	
	マリタ・メッツ=ベッカー(マールブルク大学教授) 野 口 芳 子	1
特	集メディアのなかのジェンダー	
	広報におけるマンガ・イラストとジェンダー 堀 あきこ	9
	アジアのテレビ広告におけるジェンダー役割	
	—日本・中国・韓国・タイ・シンガポールの国際比較研究— 	25
	放送の女性たちと"活躍"をめぐって 北 出 真紀恵	37
論	文	
	ゆがめられた女性議員の意図――売春防止法の制定と〈女性の分断〉――	
	田 中 亜以子	51
	韓国女性のソーシャル・サファリングの身体化:「産後風」の語りを中心に	
		65
	『ドイツ伝説集』における夫婦像―「不貞が疑われる夫婦」について―	
		79
	高校英語教科書におけるジェンダー分析コーパスを用いたコミュニケーション英語Iの比較	研究
		95
書		
	大野寿子編『グリム童話と表象文化=モティーフ・ジェンダー・ステレオタイプ=』 	107
		107
	村田晶子・弓削尚子編著『なぜジェンダー教育を大学でおこなうのか-日本と海外の比較から考え	_
	— / C — II I	111
	濱田智崇・『男』悩みのホットライン編『男性は何をどう悩むのか―男性専用相談窓口から見る心理と	_
	., , , , ,	113
	本田由紀・伊藤公雄編著『国家がなぜ家族に干渉するのか――法案・政策の背後にあるも	
		115
11号	号から20号までの総目次	117
		127
		130
編集	後記	132

JOURNAL OF GENDER STUDIES JAPAN

Vol. 21 2018

CONTENTS

Special Contribution	
Cultural History of Infant Killing Marita Metz-Becker	1
Special Issue Gender in Media	
Manga/Illustration and Gender in Public Relations Akiko HORI Gender Roles in Television Commercials in Asia.	9
A Comparison of Japan, China, Korea, Thailand and Singapore Piya PONGSAPITAKSANTI	25
Women's Involvement and Success in the Broadcasting World	37
Articles	
Distorted Intention of the Female Lawmakers: The Making of the Anti-Prostitution Law in the 1950s Japan	
Embodiment of Korean Women's Social Suffering	51
Images of Married Couples in the "German Legends": About "Married Couples Suspected of Adultery"	65
A Comparative Corpus Analysis of Gender Representation in High School English Textbooks in Japan	79
Natsuko SUEZAWA	95
Book Reviews	
Hisako ONO,ed., Grim Fairy Tales and Representation Culture —Motif, Gender and Stereotypes	
Atsuko YAMAMOTO Akiko MURATA and Naoko YUGE, eds., Why do We Educate on Gender in Universities? —From the Comparative Studies among Japan and Overseas Countries	107
Tomotaka HAMADA, ed., Hotline for Men's Worries	111
Yuki HONDA and Kimio ITO,eds., Why does Government Intervene in Families?	113
Vumila SHINDO	115

日本ジェンダー学会特別講演 2018年4月8日12時半—14時 仏教大学

19 世紀のドイツにおける嬰児殺しの女性たち

マリタ・メッツ=ベッカー (マールブルク大学教授)

通訳・翻訳:野 口 芳 子

1.

マールブルクの国立公文書保管所には嬰児殺しの犯罪に関する公文書を収録した本が存在する。その収録本は伝承の充実度から見ても、おそらくドイツで比類のないものであろう。そこには1770年から1870年にかけて100件以上の嬰児殺しについての公文書が収録されており、それらは「グレートヒェンの悲劇、19世紀における嬰児殺しの女性たち」という筆者の研究プロジェクトによって、学問的分析が行われた」。はっきり言えることは、ちょうどこの時期に公文書の頁数が異常に増え、300頁以上のものも珍しくないほどになったということだ。啓蒙主義のコンテクストのなかで、行為者の女性の処刑が見合わされ、予防的処置が検討されると、司法は被告人の社会的心理的状態を考慮しようとし、家族、隣人、教師、牧師、雇い主、産婆、医者など、数多くの証人の供述を記録させた。これらの証言により、日常生活の詳しい状況、行為者の個人的状況、行為に走らせた動機などを把握することが可能となった。それについては、医学鑑定および国家福祉政策や国家家族政策を視野に入れた、当時の刑法がとくに大きな役割を演じた。なかでも医学鑑定や部局記録という形で発言を許された医学は、19世紀初頭の肉体像や男女像を作り上げたいわゆる女性特殊文化人類学の成立に2、大きく寄与したのである。

2.

多くの転落物語を手がかりに、嬰児殺しを可能にした社会的環境を明らかにすることができる。嬰児殺しは女性の日常生活のなかで独自の場を占有してきた出来事であった。調査対象の嬰児殺しの女性たちは全員独身で、下層階層出身の田舎の女性たちであった。なかにはすでに私生児を生んでいた女性もいたが、その子たちは死んだか、あるいは里子にだされていた。行為が行われるまで母親の傍で生きていた私生児も数多くいた。すべては彼女たちが貧しく悲惨な生活環境に置かれていた女中あるいは日雇い労働者であり、いかなる財源も持たなかったことによるものなのだ。いつか自分の家族を持ち、自分の小さな農場でささやかな財産を手に入れるという将来の夢は、1人あるいは多くの私生児を持つことによって瞬く間に消えてしまった。奉公人の仕事は結婚や育児と両立できなかったので、嬰児殺しの女性のなかには女中の数が目立って多かった。妊娠が発覚すると解雇されて収入の道が途絶えるだけでなく、宿泊する家もなくなり、社会

1

的な絆がなくなるというという恐怖心が、彼女たちを脅かしたのだ。子どもの父親との関係はたいていの場合絶たれており、それも子どもが生まれるずっと前に絶たれていた。関係を維持するための計画は立てられたことがなかった。自分が作った子どもに関心をもつ父親は、調査対象者のなかには1人もいなかったのである。

3.

行為に及んだ主たる動機として、女性たちが置かれていた物質的心理的に追い詰められた状態を想定しなければならない。自分自身の生存が脅かされている状態から逃れる方法がないという絶望感が、嬰児殺しを行った女性たちの最大の動機であった。子捨てと同様、嬰児殺しもまた、子どもに対する母親の本能的な絆が明確に形成されていたわけではないというところから出発しなければならない。しばしば母親自身が私生児として生まれ、児童養護施設で育ったので、自分自身が「家庭の暖かさ」を知らなかった。子どもは望んで出来たのではなく、使用された堕胎薬は成果を挙げず、妊娠が否定され、排除されたのである。子どもの死に対して痛みの感情を持たなかったというわけではなかった。女性たちの供述書からは、狼狽する気持ちや同情心は読み取れることができるが、冷淡さや粗暴さはほとんど読み取ることができない。子どもに対する情愛に満ちた関係と、子どもの死を甘受する、あるいは子どもに死をもたらすということは、必ずしもお互いに相いれない事項というわけではなかった³。それにもかかわらず、母親たちは嬰児殺しを何度かは意識的に、しかしほとんどの場合は無意識に、何か月も前から決行しようと決意していた。嬰児殺しが単なる発作的行動であったということはまずないといっていいだろう。つねに、センセーショナルなやり方で、子どもの死でクライマックスに達する特別な消滅が用意されていたのだ。

- 1) 独身の女中は仕事を解雇されるのを恐れて、自分の妊娠を隠していた。それは職を失うだけでなく、社会環境も失うという危険に晒されていたからである。
- 2) 流産させる薬は、月経を回復させるか、あるいは流産させるかを期待して使用されたが、成功したことはなかった。
- 3) 妊婦状態は心理的エネルギーの極端な消耗をもたらした。
- 4) 牧師や司祭、雇い主、両親、隣人、同僚の前で、妊娠していることを粘り強く否認することは、 妊婦をますます強く孤立させることになった。他人に対して妊娠を否定するだけでなく、自 分に対しても子どもを産むという行為を強く否定した。
- 5) 当然の結果、出産や産褥に対する準備はまったくされていなかった(産婆も情報を提供せず、子ども用肌着も準備されなかった)。
- 6) 月が満ちた出産はショック体験を伴った。女たちは介助人なしで産み落とすことができる隠れ家を探した。そこで望まない余計な子どもから――しばしば世話せず、受け入れずという過激なやり方で――解放されたのだ。

4.

女中のエリザベート・リントが遠く離れた庭で最初の風が吹くのを感じたとき、彼女は子どもを出産し、その子は極寒のなかで地面に直に放置したままにされた 4 。翌日、発見されたときには、新生児はすでに凍死していた。1830年1月、糸を買うために外出したとき、マリア・ノルもまた戸外の野原で出産した。彼女は子どもを雪の中に置き去りにして、糸を買いに行った。子どもの死体が発見されたのは、雪解けが始まった 5 。

マリアは新生児を圧殺したのか、撲殺したのか、世話せず放置したのか、すべての嬰児殺しの女性に共通することだが、彼女は母親になることができなかった。妊娠中にすでに、生まれてこない子どもに対して、母親の生活または家族の見通しのなかで、出産後の子どもの存在についてはいかなるイメージも、計画も、想像も存在しなかった。

子どもを出産するという現実に直面すると、現在の低い地位すらなくなってしまうので、多くの女性はパニック状態に陥り、様々な意味に解釈される意味不明の行動をとった。彼女たちは子どもを殺すとき、ショック状態で行動している。そして多くの女性はあとでその行為を後悔している。

マールブルク出身の嬰児殺しの女性ヴィルヘルミーナ・パウシュは、子どもを水の中に入れたときすぐに後悔した。そこで、子どもが少しでも生き返る気配があるかどうか確かめるため、子どもと一緒に1時間半地下室の横にある馬小屋に座っていたと供述した⁶。ガチョウ番の女アンナ・カタリーナ・グリーゼルもまた子どもを殺してからすぐ、自分の行為を後悔した。

「子どもが生まれたとき、私は左手で子どもの首をつかみ地面にピシャと落とした。子どもを引き出す際に、死の苦痛を和らげるために、子どもの首を強くつかんだ。そうすることによって、食料を確保し、自分が困窮と貧困から抜け出すことを願ったのだ。ところが、死んだ子どもを床から拾い上げたとき、私は『こんなこと、しなければよかった』と思った」で、貧しい女中カタリーナ・クレームもまた後悔と子どもに対する同情心を非常に詳しく述べている。自白のなかで、彼女は次のように述べている。「子どもは私の目の前で地面に落ちた。…私はその子を拾い上げて、へその緒が切れたことに気づいた。子どもは完全に見事に成長しており、生きていた。子どもが泣き声をあげる前に、家の人が聞きつけないように、私は急いで子どもの口と鼻を蓋いだ。私自身の出産の痛みも同じ理由で歯を食いしばって我慢した。…最初、私は子どもが足を動かし、腕をピクピクさせ、空中で体を揺らしたと感じた。…次第に子どもは静かになり、最後には完全に静かになったと感じた」。庭の生垣の下に隠した死んだ子を、その後、彼女は毎日訪ねた。「金曜日の朝9時頃、私は子どもを見るために庭に行った。その子はまだ例のところに横たわっていた。…その子は私に一刻の安らぎも与えてくれなかった。子どもをあのようなやり方で殺したことは、とても悔やまれる。そして、私は次の日、土曜日もまた子どもを見に行った。その子は美しい大きな子だった」。。

5.

マールブルク国立公文書保存所の事例は、非常に大きな変動幅を指摘している。完全な抑圧と、

その後の感情的な子殺し、出口のなさから来る拒否の気持ちだけでなく、多くの涙を流し、最後には「あんなことしなかったらよかったのに」。と後悔の言葉を口にしている。すべての女に共通していることは、いかなる「社会的ネットワーク」も彼女たちを救出することはなかったということだ。すべての人が外野席で見ており、この余分な子を食べさせ、衣服をあてがい、養育するということに対して客観的であった。これらの女のなかで、再び職場で働けるよう、子どもを引き取ってくれる両親の家がある人は1人もいなかった。子どもの父親であることを認めて、養育費を出そうという男性がいる女性は1人もいなかった。彼女たちが牧師に秘密を打ち明けたとき、教会での公の贖罪を思いとどまらせて、援助することを約束した牧師は1人もいなかった。妊娠が目前に迫ったとき、引き続き彼女を雇用するので宿無しになることもないし、分娩する場所も与えるということを保証した雇用主は1人もいなかった。

嬰児殺しをした女のほとんどは、すでに子どもを持っていたし、援助なく子どもを育てること が、いかなる意味を持つかということを理解していた。子どもたちは養護施設に預けられ、母親 たちはささやかな女中の給料からその子の食費や養育費を支払わなければならなかった。そのう え、未婚の母親には、1824年までは姦淫罪の罰金刑(国家猥褻罰金)が課された。その金額は あまりに高額で、通常彼女たちの年間収入を上回る金額だったので、女たちには非常に厳しく感 じられた。なるほど、啓蒙主義は猥褻罰金や様々な公の教会の贖罪を1世紀の間に漸次廃止して いったが、しかし間もなくすべての女がそれによって打撃をうけた"。正式な結婚を経ずに母親 になることは、周囲から長い間受け入れられなかった。そのうえ、「公の憤り」の烙印を押され た12。物質的な困窮のうえに、社会的差別が加えられ、嬰児殺しの女がもたらす不名誉を危惧す る気持ちが生じたのだ。両者の動機はお互いに密接に絡み合っていた。というのは、私生児の妊 娠を告白するということは、貧困とホームレスになること意味する「職場の喪失」だけでなく、 「公民権の喪失」をも意味し、周囲の人々の目には「屈辱」と「恥」を意味した。ゲルトルート・ アイマーは裁判で、「とくに母親を悲しませたくなかった」い。それゆえ、密かに出産して子ども を殺したのだと供述した。恥と恐れ、それに主人の不機嫌さを加味して、カタリーナ・ケスラー は新生児を洋服ケースの中に押し込んだ⁴。子どもが死産であることを望む気持ちを、マリア・ ノルは持っていた。彼女はすでに2人の私生児を自分の父親の家に泊めてもらっていた。父親は 「ものすごく厳格な男で、私に対して多くの非難や罵りの言葉を発した」」。裁判で確認されて いるように、「彼女は自分と子どもを養っていた。子どものために家に居なければならなくなっ たので、貧しく、非常に苦労しており、自分と子どもを扶養するのが精いっぱいの状態だった。 なぜなら、彼女には支援も宿もなかったからだ」16。エリザベート・フロールは女たちがいると ころで、もめごとに終止符を打った。彼女は「子どもを連れてどこにいったらいいのかも」、「ど うして養ったらいいのかも」わからず、そのうえ、「厳格な継父を怖がっていて」、「自分自身を 恥じて」もいた17。

6.

19世紀の子殺しの犯罪は、ドイツを震撼させた飢餓の危機と密接な関係があることを念頭に置いて読み解かなければならない¹⁸。人口が一度に増加したものの、貧弱な産業と未発達の手工

業は人々を貧乏にし、その結果、移住運動がこれまでにない規模で始まった¹⁹。19世紀の後半になって工業化が計画通り進み、鉄道の敷設が始まると、ようやく状況は変化した。上記に引用した公文書の子どもの父親のうち何人かはアメリカに移住していたので、養育費の支払いのために、法廷に引き出すことはできなかった。多くの未婚の女性たちも子どもを連れて移住した。多くの地方自治体は土着の貧乏人に渡航費を支払った。というのは長期間にわたって彼らに生活扶養費を支払うよりも、自治体にとっては、このほうが安くついたからだ。インゲ・アウアーバッハは「実の両親や義理の両親は地方自治体と同じ態度をとった。『ヘンゼルとグレーテル』はヘッセン特有のメルヒェンというわけではない。当局は自ら13歳の青年を大人とみなし、無条件で彼らに外国への出国許可を与えたのだ|²⁰と言っている。

嬰児殺しの女たちは全員下層農民の出身者だった。彼女たちが置かれていた環境は、この乏しい経済活動領域という背景から解釈されなければならない。進み続ける社会の貧困化のなかで、奉公人たちが独自の生存を創出することは、ますます困難になっていた。ほとんどすべての場合、新たな生存者の創出は、社会的下降と結びついていた。多くの生計を得る機会は、子どもも含めて家族の全員が生計費の獲得に寄与するということに、結び付けられなければならなかった。「下層農民層の生活構造がどれだけ不安定なものであったか想像してみてください」とバーバラ・グレイヴは言っている。飢餓の危機、不作、そのうえさらに個人的な不幸が起きると、生存が脅かされる可能性が生じた²¹。未婚のまま子を持つことは、上記の個人的な不幸に相当した。子どもを殺すことは、もし発覚しなければ、解決方法の1つでありえた。数え切れないほど多くの子どもが発見されないままだったことを考えると、女中は嬰児を殺すことにより、これまでの生活を続けることができ、やっとの思いで作り上げた壊れやすい均衡をそのまま保つことができたのである。

7.

18世紀末から19世紀初頭にかけての社会文化的発展および政治的発展の矛盾に対する対応策として、下層民の間で、嬰児殺しが横行する日常が出現し、都市富裕市民の秩序を実践するまさにその過程で、嬰児殺しは再び著しく増加したのだ。嬰児殺しを予防しようとする啓蒙主義者の努力はほとんど実を結ばなかった。なぜなら、彼らは犯罪人の経済的心理的状況に立って問題を掘り下げることができなかったからだ²²。19世紀初期の法学者たちは、子殺しを基本的な母性愛欠如の兆候とみなした。ルソーの理想にそって解釈すると「当然のことながら」あらねばならない母性愛を、とくに粗暴で堕落した女たちだけが感じないというのだ。社会的困窮を裁判官たちは説得力のある動機だとは認めなかった。彼らは他の女たちは同じような状況のなかで、子どもを殺すことなく自分の運命をひとりで克服していると言って、彼女たちを叱責した。母性愛や家族教育を強調することが問題解決の方法とされていることは、下層農民層出身の被告人女性の社会的現実という背景を考慮しないものであり、侮辱でもあった²³。そのうえ、貧民支援に対する要求もあった。貧民支援は共同体がいやでも行わなければならない義務であった。大多数の共同体では不十分な財政状態を考えると、その義務を十分に果たすことができず、何とかやりくりできてさえいれば、その要求をはねつけていたのだ。

この調査は次のような結論に達した。なるほど啓蒙主義者によって要求された、教会の贖罪廃止と国家猥褻罰金廃止は実行されたし、死罪を宣告することもそう長く続いたわけではなく、15年の監獄刑に処すと変更された。しかし、嬰児殺しを防ぐのに有効な予防措置は廃止された。その結果、新しく設立された分娩所や捨て子養育所も嬰児殺しを阻止することはできなかった。啓蒙的な努力を重ねた結果、未婚の妊婦は国立分娩所で自由に出産できることになったが、その知らせが本人に届くことはなかった。というのは、国立分娩所は教育と研究の進歩のために設立された施設だったので、女性は医者や医学生の実習教材として扱われ、多くの患者が死亡した危険な鉗子分娩(訳者注:鉗子と呼ばれるトングのような形をした金属製の医療器具で、赤ちゃんの頭を挟み、体全体を引っ張り出す分娩方法)や帝王切開を行っていたからだ。そこで流行していた産褥熱もまた入所をためらわせた。未婚の母に安心できる宿舎を提供するという目的は、果たされないままで終わったのである²⁴。結局、捨て子養護施設だけが未婚の母たちの逃げ場として残った。その施設は困窮状態にある女性に、乳飲み子を人に知られることなく回転箱に捨てるという可能性を提供した。それによって子どもは傷つけられることなく、国家費用で養育されたのだ。

しかしながら、この制度はドイツでは数年のうちに頓挫した。なぜなら経済的に不可能である と証明されたからだ。捨て子養育施設の数は多くなったが、設備は不十分なままで、ドイツ領地 の各支配者が莫大な費用の支払いを承認しなかったのである²⁵。

このようなやり方で、未婚の母の問題はまた後戻りしてしまった。彼女たちは自立しており、 望んでいなかった子どもを殺すより他、方法を思いつくことができなかったのだ。

19世紀末になって初めて、この犯罪は数の上では減少した。ドイツでは産業革命と会社設立ブームによって経済的躍進が見られ、それが新しい職業形態を生み出し、さらに社会福祉関係立法を成立させたので、社会の下層階層の人々にも肯定的な影響を及ぼしたのである。

注

- 1) Vgl. Marita Metz-Becker, Gretchentragödien. Kindsmörderinnen im 19. Jahrhundert (1770-1870), Sulzbach am Taunus 2016.
- Vgl. Claudia Honegger, Die Ordnung der Geschlechter. Die Wissenschaft vom Menschen und das Weib 1750-1850, Frankfurt/Main/New York 1991, S. 126-167.
- 3) Vgl. Marita Metz-Becker, Mythos Mutterschaft. Kulturhistorische Perspektiven auf den Frauenalltag des 18. und 19. Jahrhunderts, in: Helga Krüger-Kirn/Marita Metz-Becker/Ingrid Rieken (Hg.), Mutterbilder. Kulturhistorische, sozialpsychologische und psychoanalytische Perspektiven, Gießen 2016, S. 19-43, hier: S. 29-30.
- 4) StAM (= Staatsarchiv Marburg) 268 Fritzlar, Nr. 16, 1858/59.
- 5) StAM 261 Oberappelationsgericht, Kriminalakten 1822-36, N37, 1831.
- 6) StAM, 268 Marburg, Nr, 59, 1856-1857;1870.
- 7) StAM, 261 Oberappelationsgericht, Kriminalakten 1822-36, G89.
- 8) StAM 268 Hanau, Nr. 185, 1851/52; 1863-1866
- 9) Ebd.

- 10) StAM, 261 Oberappelationsgericht, Kriminalakten 1822-1836, G89.
- 11) Vgl. Otto Ulbricht, Kindsmord und Aufklärung in Deutschland, München 1990.
- 12) Vgl. Johanna-Luise Brockmann, Das Ärgernis ein Lehrstück zur Sozialgeschichte der "armen Weibspersonen" in der zweiten Hälfte des 18. Jahrhunderts, in: Sozialpädagogik im Wandel, hrsg. v. Adian Kniel, Kassel 1984, S. 13-37.
- 13) StAM, 261 Oberappelationsgericht, Kriminalakten 1822-36, E75.
- 14) StAM 268 Marburg, Nr. 41, 1858; 1861.
- 15) StAM 261 Oberappelationsgericht, Kriminalakten 1822-36, N37.
- 16) Ebd.
- 17) StAM, 268 Marburg, Nr. 12, 1853.
- 18) Vgl. Wilhelm Abel, Massenarmut und Hungerkrisen im vorindustriellen Deutschland, Göttingen 1972; vgl. auch die sozialrevolutionäre Schrift von Georg Büchner, Der Hessische Landbote, Darmstadt 1834.
- 19) Vgl. Peter Assion, Von Hessen in die Neue Welt. Eine Sozial- und Kulturgeschichte der hessischen Amerikaauswanderung mit Text- und Bilddokumenten, Frankfurt/Main 1987.
- 20) Inge Auerbach, Auswanderung aus Kurhessen 1832-1866, Marburg 1985, S. 28.
- 21) Barbara Greve, "Den Nothstand im Kurstaate betreffend." Ein Beitrag zum Armutsproblem der unterbäuerlichen Schichten in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts, in: Hessische Heimat, 38. Jg., 1988, S. 99-105, hier: S. 100.
- 22) Vgl.Jürgen Schlumbohm, Findel- und Gebärhäuser als Mittel gegen den Kindsmord. Debatten und Praktiken im späten 18. und frühen 19. Jahrhundert, in: Marita Metz-Becker (Hg.), Kindsmord und Neonatizid. Kulturwissenschaftliche Perspektiven auf die Geschichte der Kindstötung, Marburg 2012, S. 25-38.
- 23) Vgl. Marita Metz-Becker, Mythos Mutterschaft, a.a.O., hier: S. 40.
- 24) Vgl. Marita Metz-Becker, Der verwaltete Körper. Die Medikalisierung schwangerer Frauen in den Gebärhäusern des frühen 19. Jahrhunderts, Frankfurt/Main/New York 1997.
- 25) Vgl. Christina Vanja, Institutionen aufgeklärter Wohlfahrt und mittelalterlicher Caritas, in: Kassel im 18. Jahrhundert. Residenz und Stadt, hrsg. v. Heide Wunder/Christina Vanja/Karl-Hermann Wegner, Kassel 2000, S. 104-142.

Manga/Illustrations and Gender in Public Relations

HORI Akiko

Abstract

In recent years, administrative organs in Japan have been actively adopting manga and manga-style illustrations as a part of their public relations strategy. Meanwhile, such manga-style representations frequently get "flamed (enjou)" on the Internet as being discriminatory against women. Administrative organs share the responsibility to curb gender-based discrimination. The fact that PR issued by such (administrative) organs are at the center of these "flamings" cannot be overlooked.

Criticism against representation of women in the media date back to the 1970s, but most of these have been directed towards ads picturing actual people. Recent "flaming" cases are characteristic in that ads using "moe kyara," manga-style illustrations depicting pretty girls, are being criticized. Here, however, we need to note that manga/illustrations differ from photographs/videos depicting actual people in terms of their modes of expression, and therefore require different modes of analysis. For instance, particular drawing/coloring techniques are used for moe kyara, and indeed, these techniques have been the very cause of the "flames."

On the above premise, I focus on the largely overlooked cases of public relations using manga/ illustrations and examine how attitudes towards gender surface from such political party and local governmental public relations which have went under fire on the Internet. Firstly, I demonstrate through an exhaustive examination of political party public relations that, in certain cases, women were represented as "ignorant," strongly reflecting a gendered bias. Next, I examine cases where women are depicted as sexual objects by highlighting moe kyara used in local governmental public relations. I demonstrate that such public relations strategies solely targets male moe kyara fans, thus failing to provide public service without bias, and that the local government have been indifferent to the "erotic codes" inherent in moe-style illustrations and to the shortcomings of such styles which depict young girls as just "cute." Finally, I argue why gender stereotypes are continuously being reproduced in such manners. Since the enactment of the Decentralization Law in 2000, local governments have directed a great deal of efforts towards presenting policy goals and assessing whether they have met the goals or not, thereby placing emphasis on being "cost-effective" (which somewhat contradicts with public service) or pumping up the "numbers." Seeing such tendencies as revelations of neoliberal values, I argue that such values connote discrimination against women in that sexual images of women are treated as wagers for larger "gains." Finally, I discuss problems and prospects in PR based on the above.

広報におけるマンガ・イラストとジェンダー

堀 あきこ (大阪電気通信大学ほか非常勤講師)

要旨

近年、行政体による広報においてマンガやイラストが積極的に用いられるようになっている。 一方、そうした表現が女性差別であるという理由で批判を受け、「ネット炎上」することも珍しくない。政府や自治体は、性差別を抑制する責務を持った、ジェンダー平等を率先して適えるべき存在である。そうした機関の広報で「炎上」が相次いでいることは看過できない問題といえる。

女性表象をめぐるメディア批判は、1970年代から現在に至るまで数多くなされてきたが、それらは実写広告に向けられることが主であった。近年の「炎上」に特徴的なのは、「萌えキャラ」と呼ばれる美少女イラストが批判されるケースである。ここで注意しなければならないのは、実写とマンガ・イラストが同様に論じられるのかという問題であろう。両者には表現方法の差異がある。たとえば、萌えキャラには独特の作画技法が用いられるが、これが炎上の原因となっており、検証のためには実写とは異なる表現分析が必要と考えられる。

よって本稿では、これまで着目されることの少なかったマンガ・イラストによる公共広報に焦点をあて、ネット炎上した政党広報と自治体広報からジェンダーに対する意識の表れを検証、考察する。まず、政党広報を見渡して分類し、「無知な女性」というジェンダー・バイアスのかかった表現が描かれていることを明らかにする。次に、自治体広報の萌えキャラから、女性が性的な対象として描写されたケースを取り上げる。このケースでは、PR ターゲットを男性の萌え絵ファンに絞っており、サービスの公平な提供に適っていなかったこと、萌え絵に含まれる「エロ的な文法」や若い女性を「かわいい」ものとして一面的に描くという手法のデメリットに行政機関が無関心であったことを明らかにする。最後に、なぜジェンダー・ステレオタイプが再生産され続けているのかを、炎上した自治体広報から考察する。2000年に施行された「地方分権推進一括法」以降、政策目標の提示と達成度の評価が重視されるようになり、「低予算で最大の効果」という公共事業にマッチしにくい指標や、「目に見える数字」を何よりも優先する姿勢が見られるようになった。これらは経済効果や成果を追求するネオリベラリズム的価値観といえ、ここに女性の性的イメージを賭金としても構わないとする女性差別が内包されていることを分析し、広報における課題と展望を論じる。

*本稿は、2017年度日本ジェンダー学会研究大会シンポジウム「メディアとジェンダー」での 発表(「行政によるマンガ・イラストの中のジェンダー」)を元にしたものです。

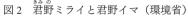
1. 問題関心と背景

近年、政党による政策アピールなどにマンガが積極的に用いられるようになっている(たとえば、図 1 「国に届け 軽いノリじゃダメですか」部分,2016,自民党)。また、マンガやアニメタッチの作風で描かれた「萌えキャラ」と呼ばれる少女のイラストが、地方自治体や省庁、公共機関などにおいて PR^1 キャラクターとして使用されているのも、しばしば目にする(たとえば、図 2 環境省、省エネ PR キャラクター・君野ミライと君野イマ)。マンガが子ども向けとされ、重みがない、格下のもの、と位置づけられてきた歴史を考えると、政治の場における広報にマンガ・イラストが多用されるようになったことは、注目すべき事象と思われる。

「行政広報」は、私企業などが消費者ターゲットを絞って利益増進を目指す「広告」(商業宣伝)



図1 「国に届け軽いノリじゃダメですか」部分(2016, 自民党)





に比べ、広く市民に知らしめる公共性や信頼性の高い情報を発信する。広報と広告は目的や性格を異にしているが、「多くの行政広報についての論考では、行政広報と企業体の広報の違いをあまり意識せずに、同じ理論で分析するものも少なくない」(関谷,2014:252)と指摘されている。くわえて、新聞、雑誌、広報紙などの紙メディアやテレビ・ラジオといったメディアを中心に発信されてきた行政広報が、近年では、オウンド・メディアである自らのウェブサイトやツイッターなどの SNS、Yahoo などポータルサイトの広告枠を使用するようになり、市民の目にとまりやすくなった。それと同時に、広報の表現や内容への批判が、「ネット炎上」することも増えている。

ネット炎上は様々な要因で起こるが、参考となるのが、ジェンダーの視点による広告表現の研究である。その批判は、主に3つの観点からなされてきた(国広ら編,2012)。まず、1)固定的な性役割をそのまま反映した描写である。化粧品メーカーが制作した、25歳の誕生日を迎えた女性が友人の女性に「今日からあんたは女の子じゃない」と言われる CM(資生堂,2016)がこれにあたる。次に、2)性別役割分業を当然とした描写である。1975年に「私作る人、僕食べる人」という食品メーカーの CM に異議申し立てがなされ、女性運動によるメディア批判のきっかけとなったが、最近でも、ワンオペ育児に苦しむ母親の姿を「その時間が、いつか宝物になる」と描いた紙おむつメーカーの CM(ユニ・チャーム,2016)が物議を醸した。1)と 2)は、どちらも女性が生きづらい、性差別的な社会のあり方をそのままなぞっており、ジェンダー・ステレオタイプを強化すると批判されるタイプの CM である。このほか、3)性的な対象としての女性描写も批判されてきた。飲料メーカーの CM では、「お酒飲みながらしゃぶるのがうみゃあ」「コックゥ〜ん!しちゃった……」と、性的なニュアンスを感じさせる女性の演出(サントリー、2017年)に酷評が寄せられた。

1970年代から現在に至るまで、女性イメージをめぐるメディア批判の多くは、1)~3)の要因に当てはまるものが多いといえるだろう。しかし、これら実写広告と本稿がとりあげるマンガ・イラストの表現には、異なる点がある。これまで、マンガ・イラストによる広告や広報批判は検討されてこなかった。そのため、まず検証を行うためには、実写とアニメ・イラスト画像を同じように扱ってよいのか、違うのであれば、どのような点に着目すればよいのかを整理する必要がある。

実写と画像に共通すると考えられるのは、先に見た 1) \sim 3) のメディア批判点である。性役割の固定、性別役割分業、女性を性的対象としてのみ取り上げる「女性の性的モノ化」(sexual objectification of women)は、ジェンダー視点でのマンガ・イラスト批判としても有効であるからだ。

一方、実写とマンガ・イラストによる表現方法の相違には注意する必要がある。マンガ・イラストには、作画において独自のデフォルメが施され、架空のものと情報の受け手に認識される仕組みがある点だ。図1の左下のコマは、女子キャラが男子キャラにバカにされ、ショックを受けていることを、黒目のない瞳や波打った唇という作画で示している。こうしたマンガ独特の表現ルールは、実写にはない「マンガ的表現」である。このコマの上に書かれている女子キャラの顔と、およそ人間らしい顔から遠くデフォルメされた顔が同一人物のものであると私たちは理解でき、かつ、この表現が女子キャラに対する蔑視によるものでないことも理解できる。女子キャラの心情が、マンガ独自の作画技法で表現されていることを、作り手一受け手が共通認識している

からだ。また、マンガ表現に欠かせないステレオタイプ(詳細後述)の使用、立体感をつける影やポージングなどの作画技法にも着目する必要があるだろう。

しかし、もちろんマンガ・イラストを使用した表現であっても、政府や自治体には性差別を抑制する責務があると男女共同参画社会基本法に示されており、政党は市民と政府に対し政策を提示する、ジェンダー平等を率先して適えるべき存在であり、ジェンダーの視点が必須であることにかわりはない。したがって本稿では、広告とは異なる性格を持つ公共広報に注目し、なかでも近年、増加しているマンガ・イラストを使用したものを取り上げる。実写とは異なる点に留意し、ネット炎上した行政広報と政党広報からジェンダーに対する意識の表れを検証、考察する。

まず、政党のマンガ・イラストによる広報を見渡して分類し、固定的な性役割と性別役割分業に関する表現を検証する。次に、自治体などの行政広報で使用される萌えキャラから、女性が性的な対象として描写されたケースを取り上げる。最後に、女性モデルと広報という視点で、なぜジェンダー・ステレオタイプが再生産され続けているのかを論じる。

2. マンガ・イラストを利用した広報――政党広報

最初に、マンガ・イラストを広告・広報に用いる際に生じると思われるメリットとデメリットをあげる。メリットとして、「視覚性による分かりやすさ」があげられる。マンガやイラストは現実から情報を取捨選択して制作されている。私たちは、顔に何本かの線が書かれたイラストを見るだけで、それをシワと読み解き、キャラクターを老人だと理解できる。シワの場所によって、怒っている人だとか、疲れている人、という読み解きもできる。このような単純な線でシワを示すという手法はステレオタイプを利用したものであり、マンガ・イラストの分かりやすさは、情報の単純化であるステレオタイプと、線が表現している意味を読み解けるという読者のマンガリテラシーによって成立している。したがって、「分かりやすさ」というメリットは、同時に、ある種のパターンで人をカテゴライズ化して描くという手法と、マンガリテラシーがない人には理解できないといデメリットともなる。特に、ステレオタイプには「男は仕事、女は家事・育児」といった性別役割分業や、男性と女性を主従関係で捉えたり、女性キャラクターを「女らしさ」や「可愛らしさ」で特徴づけるなど性役割が入り込みがちになる。

「親しみやすさ」もメリットである。行政や政党のような"硬い"イメージを持つ機関が、娯楽性の高いポピュラーカルチャーを用いることによって、柔らかさを演出し、PRできる層を広げられる。"硬い"機関がポピュラーカルチャーを使うことは話題づくりにもなるのだが、一方、マンガ・イラスト表現だけが目立ってしまい、内容の伝達不足が起こることや、マンガ・イラストが苦手な人には情報が届きにくくなるというデメリットもある。

政党広報におけるマンガの類型

政党広報では政策などをアピールする必要があるため、1枚絵のイラストではなく、ストーリーや台詞があるマンガが用いられる。政党広報マンガは、内容によって3つに分類できる。

1つ目が、日本共産党の機関紙『しんぶん赤旗』に連載されている4コママンガ「まんまる団地」

(オダシゲ) のような、日常系マンガである。「まんまる団地」は 1975 年に連載開始し、日刊全国紙連載 4 コママンガとして最長作である。ほのぼのとした日常が描かれるが、主人公の親子 4 人に名前がないという珍しい特徴がある。「 $\bigcirc\bigcirc$ さん一家」のような特定の家族を描くのではなく、この日本のどこかにいる家族、というイメージが重視され、キャラクターの個性を際立たせないものとなっている。一般的にマンガが、キャラクター自体の魅力に多くを負うものであることを考えれば、この設定は特異だといえる。「国家のためとか 国益のためとかにだまされたらいかんよ」(図3) といった政党らしい台詞は目を引くが、印象的なのが、夫が家事をする姿(図4)が頻出する点である。これは国民的アニメと呼ばれるようになった「サザエさん」や「ちびまる子ちゃん」「クレヨンしんちゃん」などのホームコメディには見られない姿であり、性別役割分業を反復しない描写が意図的に選ばれていると考えられる。

2つ目に、近年、選挙公報でよく見られる議員 PR マンガ(図 5)がある。出馬議員の個人史的エピソードに政策説明が加わっているのが特徴で、議員 1 人に焦点をあてているためキャラクターはたっているが、台詞でコマが埋まってしまうことも多く、マンガとしての面白さやクオリティは高くない。手堅くまとめられた内容のものが多いため、メディアで話題になることも問題化されることもないジャンルだが、個人の人柄や政治主張を端的に示せるため、有権者にアプローチしやすい手法である。

3つ目が、もっとも政策アピールに有効とみられる政策 PR マンガである。公明党冊子『マンガ 日本再建の力 公明党』(2012、公明党機関紙委員会)には、『公明新聞』から転載された7人

図3 オダシゲ『とっておきまんま る団地』(2014,新日本出版社)



図4 オダシゲ『とっておきまんま る団地』(2014, 新日本出版社)



図 5 練馬区議会議員・「バカ正直の旅」 http://www.k-muramatsu.com/6



図6 D-TARO「安心のエネルギー社会を築く」『マンガ日本再建の力公明党』(2012,公明党機関紙委員会)



の作家による短編 26 作が収められている。1 作あたり $4 \sim 6$ ページの短編で、議員 PR マンガと 同様、キャラクターが政策を説明するため、非常に台詞が多い。内容の傾向として、対立政党へ の批判が多く見られるほか、山口公明党代表が政策解説をする設定も目立つ。特徴的なのは、女性キャラクターや女性議員キャラクターが政策解説している作品(図 6)も多い点である。政策 解説するキャラクターの男女比を数えたところ、ほぼ同数であり、女性が福祉系、男性が経済系 といったジェンダー・バイアスも見られなかった。

異色なのが、幸福実現党の『コミック エンゼルズ』(2001,幸福の科学出版)である。こちら

図7 『コミック エンゼルズ』表紙 (2001,幸福の科学出版)



図8 「降魔法輪」『コミック エンゼルズ』見開き (2001,幸福の科学出版)



は4人の作家による4作が収められているのだが、ページ数はそれぞれ34~50ページあり、一般的な月刊マンガ誌掲載作品と同じほどのボリュームがある。マンガとしての完成度も高く、表紙もマンガ雑誌のような体裁をとっている(図7)。「金田一少年の事件簿」の作家として著名なさとうふみやによる「降魔法輪」(図8)は、高校を舞台とした死霊とのバトルという設定に恋愛エピソードが入り、宗教性とエンターテイメント性の強いストーリーマンガとなっている。

自由民主党による政策 PR マンガのケースから

これらのマンガは通常、大きな話題となることはない。その理由として、入手の難しさがあげられる。図5の議員PRマンガはウェブで見ることが出来るが、通常はチラシの形で配布され、選挙区住民でなければ入手しづらい。図5以外の例にあげたマンガはすべて紙メディアであり、機関紙は政党への申し込みが必要であるなど、多くの人が見るにはハードルが高い。これに比べ、ネット炎上したものは、ウェブからも読めるという特色がある。

ネット炎上したのは、自由民主党(以下、自民党)が制作した政策 PR マンガで、憲法改正をテーマにした「ほのぼの一家の憲法改正ってなあに?」(以下、「ほのぼの一家」。2015,自民党)と、18歳選挙を啓発するマンガ「国に届け軽いノリじゃダメですか」(以下、「国に届け」。2016,自民党)の2作である。自民党は1990年代後半から広報戦略を革新し、インターネットを使った情報発信にもっとも積極的な政党だと分析されている(西田,2016)。マンガを使った政策 PRとインターネットのリンクに対しても先駆的である。

「ほのぼの一家」は 64 ページとかなりのボリュームがあるストーリーマンガで、キャラクターもたっており、台詞でコマが埋められるようなことはなく、政策アピールがストーリーに溶け込み、作品としてのクオリティは高い。しかし、中心的存在である女性キャラクターの描かれ方は、かなり片面的である。憲法改正が不安で仕方ないとヒステリックに騒ぐのに、自分では何も調べようとしない。「環境問題についても書かれてないなんて 今の憲法ってエコじゃないのね」と言い、「成立したときにはエコなんて考えがなかったんだから…」と男性キャラクターが諭しても「エコとロハスは女の必須事項です」(図 7)と答える。憲法 12 条2を「国の安全に反してもワガママ OK ってこと?」と解釈し、バカンス気分とあいまって「なんだか憲法改正もいいような気がしてきたわ〜」と言ってしまう。この軽さに対置されるのが、戦争体験者の祖父である。「敗戦した日本に GHQ が与えた憲法のままではいつまでたっても日本は敗戦国なんじゃ」(図 10)と

図9 「ほのぼの一家の憲法改正ってなあに?」部分(2015, 自民党) https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/pamphlet/kenpoukaisei_manga_pamphlet.pdf







語らせ、憲法がアメリカからの押し付けであるという主張を歴史的証言とすることで、説得力を持たせている。しかし、憲法改正が必要だという理由は、深く踏みこまれないまま、唐突に「日本っていい国よね」という女性キャラの台詞で作品は終わる。この唐突な終わり方から、本作は、憲法改正の意義をPRする作品というより、憲法改正に肯定的な「空気」を演出するためのプロパガンダ・マンガだといえるだろう。

西田亮介は、有権者の約2%、約240万人とされる18歳、19歳の有権者に対し、自民党は青年局を中心に活動を活性化させ、「ネット広報と若者対策など近い分野から連動させようとする意図」を持つと指摘する(2016:48)。そうした活動の一環として、政策PRマンガ「国に届け」がある。本作は8ページの短編で、コメディタッチの作品である。しかし、こちらも「ほのぼの一家」と同じく、「さんいんナントカって私も行けるんだっけ!?」(図1)という無知な女子高生キャラクターに対し、男子高校生キャラクターが「親にでもきいてみるバーカ」と返したり、投票前日、スマホで候補者情報を探した女子に対し、男子が「へぇ、えらいね!」と褒める構造となっている。投票に行くことを憧れの男子に近づくチャンスとしか考えていない女子の姿は、このマンガの読者と想定されている女子高校生たちにどう届くだろうか。

憲法改正にせよ、投票にせよ、ジェンダーに関わらず国民が真剣に向き合う問題であるはずだが、どちらの作品も"無知な女性"を主人公とし、男性キャラクターが正しい知識やアドバイスを与える、という性役割にそって描かれたジェンダー・バイアスが含まれた表現と言わざるをえない。こうしたジェンダー・バイアスは、ヒゲの隊長こと佐藤正久国防部会長(当時)が平和安全法制を解説した動画「教えて!ヒゲの隊長」³(2015,自民党)にもみられる。この動画も、男性が女子高生に教えるというスタイルが批判された。この動画がネット炎上して間もなく、動画「【あかりちゃん】ヒゲの隊長に教えてあげてみた」⁴が作成され話題となった。こちらでは、女子高生がヒゲの隊長の政策を徹底批判する形になっている。2018 年 5 月現在、「教えて!ヒゲの隊長」の YouTube 視聴回数は 57 万 9 千回、「教えてあげてみた」は 115 万 4 千回となっており、パロディ批評がオリジナルの視聴回数を上回っている。

政策 PR がマンガによってなされるのは、「親しみやすい・開かれた自民党」 5 という言葉のように、市民に政策を分かりやすく伝えようという意図によるものだ。しかし、固定的な性役割や "無知な女性"というステレオタイプが使用され、かえって批判を集めることとなった。こうした批判の声に、自民党からの返答はない。18 歳選挙マンガは、現在、4 作目まで作られているが、全体として女子高生キャラクターが男子高校生キャラクターに政策解説されるという構造は変わっていない 6。

3. マンガ・イラストを利用した広報――行政広報「萌えキャラ」

行政広報は積極的に行われるようになってきている。関谷直也は、その理由として、①行政広報の方向性が行政域内から、行政域外へと重心が変化しつつあること、②行政広報が広告代理店や PR 会社のマーケット展開の影響を受けていること、③行政広報が硬直的なイメージから柔軟なイメージ(ゆるキャラや奇をてらう観光キャンペーン)を強調するようになり、この方向性が許容されるようになってきたこと、を挙げている(2014: 267)。

関谷の指摘にある、行政広報のマーケット展開や "柔らかな"イメージの押し出しの一例として、美少女イラストである「萌えキャラ」の使用があげられる。萌えキャラの使用法は 2 種類ある。アニメやマンガの舞台となった地域にファンが訪れる「聖地巡礼」タイプでは、自治体が作品の人気にあやかった事業を行う。2007 年放映のアニメ『らき☆すた』の舞台となった鷲宮神社(埼玉県)、2009 年のアニメ『けいおん!』の豊郷小学校(滋賀県)などにはファンが殺到し、町の活性化につながった成功例として知られている。もう 1 つが、オリジナルの萌えキャラを制作して PR に用いるタイプである。環境省の省エネを PR する君野ミライと君野イマ(図 2)、京都市交通局の太秦萌(図 11)、地方の自衛官募集ポスターも作成されている(図 12)。萌えキャラによる PR は政策広報マンガと異なり、ストーリー仕立てのマンガでなく、一枚絵のイラストの使用が主流である。これまで萌えキャラへの批判は、女性の性的なイメージが使用された、後

図 11 太秦萌(京都市交通局)



図 12 I ☆ P's (アイピース) のばら (中央)、ひばり (左) 小梅(右)(自衛隊茨城地方協力本部)



図13 碧志摩メグ



者のタイプであるオリジナルキャラに対して起こってきた批判が高まり、キャラの公認撤回をめぐって署名運動までなされた碧志摩メグのケース 7 から、議論の問題点を整理し、萌えキャラ使用の問題について論じる。

碧志摩メグのケースから

2014 年、G7 サミットを見据えた、伊勢志摩市海女萌えキャラクター・碧志摩メグ(図 13)が 三重県志摩市に公認された。しかし、志摩市の元・現役の海女から、キャラクターの表現は性的 な部分を過剰に強調しており、性的なイメージが付与されて海女が誤解されるとして、公認撤回 を求める署名と意見書が出された。市側が、「『女性蔑視』などはあくまで個人的な感じ方の問題」と取り合わなかったことが報道®されると、海女らの署名を支援する署名運動が女性運動として起こった。一方、マンガ・アニメファンからは、公認撤回要求は萌え絵と萌え絵を愛好するオタクに対する差別であり、表現の自由を脅かすものだという反発が生じ、ツイッターなどで激しく意見が対立、公認継続を求める署名運動も起こった。結局、制作会社からの申し出によって 2015 年 11 月に公認撤回され、現在は「非公認キャラクター」として、志摩市を非公認で PR しているほか、観光グッズに使用されている。

碧志摩メグへの批判点として、海女らの意見書にあげられていたのは、磯着の裾が大きくはだけていること、乳首の形がくっきりわかり、恥骨のラインまで描写している、という表現に関するものや、実際の海女は60歳以上が多いにも関わらず、17歳、158cm46kg、BF募集中というキャラクター設定についてのもの、海女が使用している磯着がアレンジされていることから、「海外からの来客は、海女の姿をこのキャラのようなものと勘違いするのではないか」という海女の不安の声などであった。

萌え絵の表現技法と広報の適合性

碧志摩メグの表現技法である萌え絵には、グラビアアイドルが行うような腰や胸を突き出すポーズや、身体の立体感を強調する色の塗り方や陰影のつけ方など、デフォルメを伴う「エロ的な文法」がある。この「文法」とは、コミュニティ内で共有されている不文律や"お約束"のことであり、図12はそれを分かりやすく示している。萌え絵は、「性的」であることと「かわいらしさ」が一体となった手法であるため、見慣れている人にとっては、とりたてて性的だと感じられないという。マンガや萌え絵に親しんでいる知人の女性は、「碧志摩メグは可愛いし、どうしてそんなに問題になるのか分からない」と言っていた。逆に、彼女と同じように萌え絵を見慣れている別の女性は、「ああいうのは、外に出さないで欲しい」と言っていた。「外」とは、屋外という意味でなく、マンガ・アニメに親しむ人のコミュニティ外、という意味であり、文法を理解していない人にとって、萌え絵が時に驚くような表現となることを彼女は指摘している。実際、海女たちは碧志摩メグに対し、「海女という職業をいやらしいイメージに誤解される」「私たちをバカにしている」「海女の信仰心や潜水技術など先人が築いてきた海女文化をねじ曲げ、後世に残したくない」として、自分たちの仕事を性的な描写で貶すものだと訴えていた。これは海女たちがイラストに驚き、萌え絵の手法を性的だと感じたからこそ発せられた批判である。

海女や海女の言葉に賛同した女性たちは、このイラストを「性的」だと感じた。一方、市長は「意見書で記載頂いたような描写は確認できません」と返し、双方の意見は真っ向から対立している。ここに、表現が性的であるか否かを、誰がどうやって判断でき、アウトとセーフの「境界線」を引くことができるのか、という難しさがある。性的か否か、どこまで許されるのかという境界線の問題は、表現の読み解きは多様であるがゆえに答えを出すことは困難だ。だからこそ、公共広報で萌え絵を使用する際には、その表現手法自体に「エロ的な文法」が含まれていることを念頭におき、注意深くあることが求められるのではないだろうか。

しかし、碧志摩メグについて海女と協議の場を持った志摩市の商工観光課の説明は、以下のようなものであった 10 。まず、事前に海女と話し合いの場を持つべきであったと謝罪した後、①「女性蔑視にはあたらない」「法的には問題はない」と性差別問題として取り合おうとせず、②「アレンジが加えられた磯着を着ているのは、若者の目に留まり興味・関心を引くようなものにしたいという思いから」「万人受けするとは考えていないが若い人に対しては親しみがあり効果的なデザイン」「本物の海女だけでは若者の関心を引くのは難しい」と、若者に効果的であることを強調し、③「萌えキャラを使った町おこしは全国的に広がりを見せている」「この切り口での PRは時代の流れに沿ったもの」と他の自治体を引き合いにだし、④「ポスター 3000 枚の作成費用、デザイン料は制作会社が負担」とコストがかかっていない利点としてあげた。

市の説明にある、性的な表現技法や肌に密着するようアレンジした磯着が、ある特定の層に効果的だという認識や、繰り返される「若者」という言葉、「現実の海女」には興味がないという表現、他の自治体を参照して時代の流れにマッチしているという説明から、市は、碧志摩メグのターゲットを男性の萌え絵ファンに絞っていることが分かる。では、志摩市が直面している、人口が減っている海女の後継者獲得と海女文化の継承という問題に、碧志摩メグと碧志摩メグのファン層はどのように適っているだろうか。

行政広報が企業の広告と異なるのは、「行政体と国民、県民(都道府県民)、市民(市町村民)は、相互依存の関係」にある点であり、広報を意味する PR(Public Relations)という言葉は「行政体の存立そのものを意味する」。したがって、「特定の意図をもったり、特定の対象者だけに行ったりする広報活動は許されない。あくまで行政広報はサービスの公平な提供のために行うものである」(関谷、2014: 253)はずだ。

志摩市の碧志摩メグPRは、萌えキャラ人気という時流にのって、男性の萌え絵ファンを呼び込もうとするものであり、公共広報の観点からは問題含みであった。また、萌えキャラ使用に際し、萌え絵に含まれる「エロ的な文法」や若い女性を「かわいい」ものとして一面的に描くという手法のデメリットにあまりに無関心であったといえる。

4. 女性モデルと広報

そもそも、公共広報において、女性キャラクターをアイキャッチャーにすること自体が問題である、ということがどれだけ共有されているだろう。「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」(平成15年3月,内閣府男女共同参画局)では、表現上の留意点として、①男女いずれかに偏った表現にならないこと(広報の受け手には男性も女性もいる)、②性別によるイメージを固定化した表現にならないこと(性別役割分業にそった表現を用いない)、③男女を対等な関係で描くこと(男性を中心的存在、指導者的立場、守る立場、女性を周辺的な存在、従属者的立場、守られる立場として描かない)、④男女で異なった表現を使わないこと(女性社長、女だてらといった言葉や、男性を「氏」女性を「さん」とするような表現)、そして、⑤女性をむやみに"アイキャッチャー"に使わないこと、として、ジェンダー不平等な情報発信を防ぐためのガイドラインを設け、公的広報のチェックリストを作成している。

ネット炎上した、自民党のマンガ「ほのぼの家族」でも「国に届け」でも、無知な女性に男性が教えを説くという男女が対等でなく、性役割を固定するような表現が用いられていた。碧志摩メグの場合、アイキャッチャーとして使用され、プロフィールに身長体重やBF募集といった性別によるイメージの固定、広報の受け手として男性だけを想定しているといった問題が見られ、「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」のチェックリストを活用していれば、防げたはずのジェンダー・バイアスが再生産されている。

性役割の固定化は、共産党や公明党のマンガでは回避されていたことを見た。現在の社会の実情として性別役割分業が色濃く残っているのなら、広報はそれを注意深く排除することが求められるだろう。「国に届け」の vol.3 からは、政策解説をする女性キャラクターも登場していることから、ジェンダー・センシティブな視線があれば、"無知な女性"に男性が教えるという性役割の描写は避けられたのではないだろうか。江原由美子(2001)が指摘するように、ジェンダーは強固な「循環性」をもっており、性別役割分業や性役割が慣習的な日常的実践を通して再生産される。マンガで、無配慮に「普通のこと」として表現される性役割が、女性を「バカでもかわいい」と見るような視線を再生産し、それが規範となって女性に降りかかるのだ。だからこそ、ジェンダー不平等な社会の現状から、広報は一歩進んだ情報を発信しなければならないのである。

志摩市の場合は、もう一点、自民党マンガとは違う問題がある。萌えキャラの起用の背景に「低

予算で最大の効果」を、という、公共事業にマッチしにくい目標があり、その結果、低予算で制作可能なイラストの使用が選ばれたと考えられるからだ。先に見たとおり、市はキャラクター制作に経費がかかっていないことを盛んに主張している。また、志摩市商工観光課の「(海女は)採って売るだけでは今はやっていけない。どうやって売るか、という部分も含めて考えていかなければならない」という発言は、公共事業というより、企業の広告戦略のようだ。「売る」ものが、碧志摩メグの性的イメージと若い女子のかわいらしさであるなら、それは海女の後継者獲得や文化継承のPRと無関係だろう。

この広告戦略は志摩市に限ったものではない。経費はかかっているが、宮城県の壇蜜さん起用の観光動画、宮崎県のふるさと納税 PR 動画 (UNAKO) も、女性の性的なイメージの使用をめぐって炎上した。宮城県では、「女性が性の対象としてのみ表現されている」と女性県議らが撤回を求めても、県副知事は「(動画に) 問題はない。県男女共同参画推進条例の基本理念に反したとは考えていない」"と返答し、県知事は以下のように、女性の性的な表現が話題となったことを「成果」として語っている。

[PR 動画は……間もなく 220 万アクセスに達する……成果はあった]

「50 点平均のものを作るよりも、零点もあるけれども 100 点もあるというものを作って、 平均点で50点にしたほうが私はいいのではないかと思います。これは1つの作戦であり、 戦略だと思いますけれども、そこに今回、私は賭けたということです」(県知事定例記者 会見 2017 年 7 月 24 日)

志摩市も宮城県も、話題、アクセス数などの「目に見える数字」を重視している。この背景には、2000年4月から施行された地方分権の推進を図る「地方分権推進一括法」以降、「自治体の事務事業は質、量ともに変化した」(上野、2003:125)ことがあるだろう。政策評価法による政策評価制度の導入(2001年制定、2002年施行)により、自治体には事業評価として、政策目標の提示と達成度の評価がなされるようになり、これによって「目に見える数字」が自治体に意識されるようになった。同時に、自治体の税収が落ち込み、「シティ・セールス」や「地域のブランド化」が言われるようになったことや、なにより、小泉改革で「聖域なき改革」として、市場経済に重点を置く政策がとられて以降、無駄な予算の節約や行政支出の削減を求める社会の目が自治体に向けられるようになった影響も無視できないだろう。市民の目が自治体に向けられるのは悪いことではない。だが、「目に見える数字」を何よりも優先する姿勢とは、経済効果を理由に女性たちの訴えが退けられた碧志摩メグの例や、女性の性的なイメージをアクセス数と引き換えに、ひたすらに「成果」を求めた宮城県知事の言葉と重なるものだ。ここに見られるのは、経済効果や成果を追求するネオリベラリズム的価値観には、女性の性的イメージを賭金としても構わないという女性差別が内包されているということである。

広報は、PR (Public Relations) の名が示すとおり、上意下達のインフォメーション提供ではなく、行政体が公衆に語る「広報」と公衆から行政体が聞く「広聴」の循環である。守如子 (2015) が広告について論じたように、情報の送り手には批判への応答責任があり、批判を受けたものを早急に差し止めるだけでなく、なぜ問題になったのかを討論する「開かれた議論の場の確保」に

努めなければならないはずだ。広報が本来の目的から離れ、広告戦略に傾く様子は萌えキャラPRに顕著であるし、親しみやすいポピュラーカルチャーの顔を持った政策キャンペーンと、そこで描かれる性役割は、どのような受け手を想定しているのか。批判に対し、行政はしっかり応答し、自らのチェック機能を再確認しなければならないだろう。「行政PRは、魔法の金の杖ではない。それは正当な限界を越えて現れるとき、『税金による悪しきプロパガンダ』に転落する」(井出、1967: 34)。私たちはジェンダーの視点からこれらを注視し、広報がジェンダー平等の先達となるよう、これからも行政に声を届けることが必要だと思われる。

注

- 1 GHQ によって導入された PR (Public Relations) 概念と定義については、様々な考察が行われてきた。たとえば、井出嘉憲の『行政広報論』(1967)では、①「情報における真実性の原則」、②「コミュニケーションにおける相互過程の原則」、③「公共利益合致の原則」、④「人間的アプローチ、ふれあいの原則」(傍点ママ)、という 4 原則が示されている (: 15)。「自己PR」「PR キャラクター」のように用いられる PR は、Public Relations の定義と異なる使用法であるが、一般的に広く使われており、本稿でも必要に応じて用いる。
- 2 「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ |
- 3 https://www.youtube.com/watch?v=0YzSHNlSs9g
- 4 https://www.youtube.com/watch?v=L9WjGyo9AU8
- 5 平成 25 年党情報告 https://www.jimin.jp/aboutus/convention/81/123392.html
- 6 18 歳選挙マンガは、vol.2 が人口減少、vol.3 が地方創生をテーマにしている。vol.4 では憲法 改正がテーマになり、「ほのぼの一家」と非常に似た政策宣伝が行われている。
- 7 碧志摩メグの批判と経緯の詳細については堀(2017)を参照のこと。
- 8 毎日新聞 2015 年 8 月 14 日
- 9 身体の立体感は抑えられているものの、ポージングなどから図 10 や図 11 に文法を感じる人 もいるだろう。
- 10 志摩市「碧志摩メグ公認問題についての協議記録(要旨)平成27年10月20日」
- 11 毎日新聞 2017 年 7 月 22 日

【参考文献】

井出嘉憲(1967)『行政広報論』勁草書房.

江原由美子(2001)『ジェンダー秩序』勁草書房.

国広陽子・東京女子大学女性学研究所(2012)『メディアとジェンダー』勁草書房.

関谷直也 (2014) 「行政広報」伊吹勇亮・川北眞紀子・北見幸一・関谷直也・薗部靖史著『広報・PR 論――パブリック・リレーションズの理論と実際』251-267. 有斐閣ブックス.

西田亮介(2016)「2010 年代の自民党の情報発信手法と戦略に関する研究」『社会情報学』5(1): 39-52.

堀あきこ(2017)「行政機関による『萌えキャラ』使用とその意味」アジア女性資料センター『女たちの 21 世紀』No.91: 21-25.

守如子 (2015) 「ジェンダー研究と広告表現」 水野由多加・妹尾俊之・伊吹勇亮 『広告コミュニケーション研究ハンドブック』 137-153. 有斐閣 .

Gender Roles in Television Commercials in Asia. A Comparison of Japan, China, Korea, Thailand and Singapore

Piya PONGSAPITAKSANTI (Kyoto Sangyo University)

Television advertisements are a rich source of data for social scientists to investigate as they can be seen as a reflection of prevailing cultural values. Gender value is also one of the critical factors in developing marketing strategies via advertising messages. Although research of gender roles in advertisements is plentiful in the United States, our understanding of sex-role portrayal in an international context is limited because there are so few studies.

This study's objective is to examine the similarities and differences of gender roles in Japanese, Chinese, Korean, Thai, and Singaporean television commercials. The research methodology focuses on content analysis, and 1,940 advertisements in 2015 were collected, coded, and analyzed.

As a result, most of the findings of this research are like previous results in the literature. However, the analysis refutes the conclusion that the roles of males and females in advertising correspond accurately to the construction of gender roles. Conversely, the advertisements analyzed seem to reflect an ideal image of gender roles in society. Moreover, the results of Singaporean commercial show equality in gender roles, and this supports the concept of a decrease of gender stereotyping in advertisements.

Additionally, from the research findings, the characteristics of advertising in term of gender roles in each country can be classified into four groups as outlined below. 1) *Non-stereotypical gender roles:* Singapore. 2) *Stereotypical gender roles, but equality in working and non-working roles:* Japan, 3) *Stereotypical gender roles, but equality in working roles:* China, Thailand. 4) *Stereotypical gender roles, but equality in non-working roles:* Korea.

アジアのテレビ広告におけるジェンダー役割

―日本・中国・韓国・タイ・シンガポールの国際比較研究―

ポンサピタックサンティ・ピヤ (京都産業大学 現代社会学部)

1. はじめに

本研究の目的は、日本・中国・韓国・タイ・シンガポールのアジアのテレビ広告におけるジェンダーと労働の役割の現れ方の類似点あるいは相違点を考察することである。そのうえで、これまでのテレビコマーシャルにおけるジェンダー役割に関する研究に再検討を加え、新たな知見を得たいと考えている。

世界各国のテレビ広告におけるジェンダー役割に関する先行研究によれば、テレビ広告におけるジェンダー描写に焦点をあてた内容分析研究は、男性と女性の間にどのような差異が存在するのかを明らかにし、さらにそれらの差異が伝統的な性役割観に基づくものであることを指摘してきたという(延島 1998)。たとえば、広告におけるジェンダー描写の特徴は以下のように整理できる。まず、画面に登場する主人公の男女の割合はほぼ同じであるが、ナレーターは男性の方が多い。登場する女性の年齢は、想定される実際の使用者よりも若いことが多い。また、広告の中で演じられている役柄や職業については、女性は主婦や母親など家庭内の仕事に従事していることが多いのに対して、男性は労働者や商品紹介者などの役柄で登場することが多いことが指摘されている。さらに、登場場面としては、女性は男性と比べて家庭内で登場することが多く、男性は職場で登場することが多いとされてきた。

しかしながら、これまでの広告におけるジェンダーをめぐる先行研究には、いくつかの問題点がみられる。まず、これまでの先行研究の多くは、アメリカ合衆国を中心に、西欧社会の広告におけるジェンダーを研究したものがほとんどであり、アジア諸国を対象にしたものは、いまだ多くはない。また、従来の広告におけるジェンダー研究においては、当該の社会のジェンダー構造が広告に直接的に反映されているという観点でとらえるものが目立つ。アジアのテレビ広告研究の結果では、それぞれの国において男性は女性より働く姿が多く描かれている。アジア社会には伝統的なジェンダー役割観がまだ残っているとされる。しかし、国により男女の就業割合や文化的側面に差異があるにも関わらず、こうした一面的な視点で広告表現におけるジェンダーの役割をとらえていてよいのだろうか。

また、広告におけるジェンダー研究においては、性ステレオタイプ描写が増加しているか、減少しているかということが確認できていない。世界各国の広告におけるジェンダーの変容については、西欧で行われた研究の結果によれば、近年、テレビコマーシャルにおける性ステレオタイプ的描写は減少しているように思われる(Wolin 2003)。例えば、先行研究の検討した結果、Milner and Higgs (2004) は、カナダの広告における伝統的なジェンダー役割が、徐々に揺らいで

いることを明らかにした。Furnham & Skae(1997)は、イギリスのテレビ広告におけるステレオタイプ的描写が、過去 25 年間で減少した部分があることを見出した。Bretl & Cantor(1988)は、アメリカのテレビ広告に現れるステレオタイプ的描写は最近でも見られるものの、それは過去15 年間でかなり減少していると結論づけした。Ferrante et al.(1988)もまた、15 年間の変化を検討し、同様の結論を出している。しかし一方で、Milner and Higgs(2004)によれば、オーストラリアのテレビ広告における女性の描写に、伝統的な役割のステレオタイプな描写が実際には増加していた。Lovdal(1989)や MacLin & Kolbe(1984)は、過去 10 年間においてステレオタイプ的描写は減少していなかったことを示した。さらに、西欧社会以外の事例として、坂元他(2003)によると、33 年間の日本のテレビコマーシャルにおける伝統的な性ステレオタイプな描写は、減少していなかった。そして、ポンサピタックサンティ(2008)によれば、タイの広告では働く女性の立場の変化はみられない。このように、性ステレオタイプ的描写の時代的変化については、研究の結果は一致していない。この点からも、西欧社会以外の広告に現れるジェンダー役割の分析調査する必要がもとめられていることは明らかだろう。

さらに、広告におけるジェンダー役割の分野では、研究対象としてのテレビ広告研究が少なく、76.9%のプリント・メディアと比べて、テレビコマーシャルは15.4%だけしか選ばれていない (Wolin 2003)。したがって、テレビ広告の分析が必要であろう。

本研究は、以上のような観点から、アジアのテレビ広告におけるジェンダー・イメージを通じて現在の広告におけるジェンダー役割のあり方を再確認しようとするものである。そして、アジアの広告に描かれるジェンダー役割を通じて、社会と広告の関係性という長い論争に決着をつけるための一歩を踏み出すことを目指す。

比較社会学的視点からみれば、アジア社会は多層的に構造化されており、もともと多様な文化 伝統と社会構造をもつ諸社会からなる地域である(落合 2007)。このように多様な構造をもつと ともに、ダイナミックに変化してきたアジア社会では、広告がアジア社会の変動のあり方をいか に反映しているかが重要な課題となる。そして、アジア社会が変化しているため、現代広告の中 にジェンダー役割の平等が存在しているのかを検討したい。

本研究では、こうした問題意識のもとで、アジアの広告の国際比較を通して、内容分析を中心とした従来の広告研究の立場とは異なり、広告を取り巻く社会的背景として「ジェンダー役割」を位置づけるという、社会学的・文化論的な観点から新たに広告の分析を試みる。

ここで日本、中国、韓国、タイ、そしてシンガポールを選択した理由についてだが、これらの国は、女性役割という点で、興味深い相違点があることが、5つの国を比較する上で意義深いと考えている。これらの国々は、アジア諸国のなかで、女性の労働力率「および女性の社会的地位という点で相違が大きい国々だからである。具体的には、中国とタイは他のアジア諸国のなかでも女性の労働力率が非常に高く、女性の経済生活活動への参加の機会も大きい。そして、年齢別女子労働力率からみれば、日本と韓国の女性の労働力率はいまなおM字を描いており、シンガポールは逆V字型になっているが、中国とタイは多くの欧米社会と同様に、逆U字型になっているのである。

また、これまでアジアにおいて、テレビ広告におけるジェンダーについての比較研究がほとんど存在していないことも指摘しておく必要がある。こうした状況のもとで、日本・中国・韓国・

タイ・シンガポールをジェンダーという視点から比較研究することは、本研究のもつ重要な意味 のひとつと考える。

さらに、日本の広告の国際比較において、アジアにも視点を向けた研究が必要であり、日本で生じつつある現象が他のアジア諸国でも生じているのかどうかを検証する必要があるという(石井 2006)。本研究のように、日本のテレビ広告におけるジェンダーを、日本・中国・韓国・タイ・シンガポールのそれと比較したものは管見の限りほとんど存在しない。その意味で、本研究はこれまでにない新しい知見をもたらしうるのではないかと考える。

2. 調査方法

次に、本研究の調査方法について簡単にふれておく。調査にあたっては、1、広告サンプルの 収集と分析、2、視聴者による信頼性の検証、という2点の水準を高めることをとりわけ重視した。 以下、調査の具体的な内容について述べておきたい。

1) 広告の内容分析

本研究の広告サンプルは 2015 年のものである。分析対象としての広告サンプルの収集と分析の視点について説明する。2015 年 4~6月にわたり、日本、中国、韓国、タイ、そして、シンガポールにおいてそれぞれ視聴率 1~3位のチャンネルで、プライムタイム(19~21 時)に放映された番組から収集した C M を広告サンプルとして用いる。具体的に、日本の場合は 4(毎日放送)、8(関西テレビ)、10(読売テレビ)チャンネルであり、中国では 1(中央テレビ総合チャンネル < CCTV1: 中央電視台総合頻道 >)、3(中央テレビ文芸チャンネル < CCTV3: 中央電視台 文芸頻道 >)、5(中央テレビスポーツチャンネル < CCTV5: 中央電視台体育頻道 >)であり、韓国では KBS-2、MBC、SBS である。そして、タイでは3(Thai T.V. Color)、7(Bangkok Broadcasting & Television)、work point channel であり、シンガポールでは8、5、NewsAsia を取り上げた。

その際、番組の提供者が一つの企業に偏らないように、毎日、各国から1つのチャンネルをランダムに選ぶとともに、一週間のうちで、最も視聴率の高い週末(金・土・日)の番組に限定して、曜日と週がばらつくように任意に選び出し、広告サンプルを収集した。そして、各国で同じサンプリングの日に収集されるものを用い、広告はすべてコード化し、SPSSを用いて分析した²。

1つのサンプルは、ジェンダー役割に関する 6 項目にコード化する。具体的には、ジェンダーの役割については、各広告の一人に限定されている主人公(コマーシャル内での発話が最も多く、スクリーン上で最も長時間登場している人物)のみをコード化した。そのうえで、広告における男女労働役割と関連のある以下の 6 つの項目に焦点を当てることにした。1)「ナレーターの声」(a. 男性・b. 女性・c. なしと男女両方)、2)「主人公のジェンダー」(a. 男性・b. 女性)、3)「主人公の年齢層」(a.0~18・b.19~35・c.36~50・d.51~)、4)「ジェンダーの労働役割」(a. 働く・b. 働かない)、5)「職種」³(a. 上級と中間管理職と専門家 [経営者、役員、部長、課長、店長、技術者、教員、弁護士など]・b. 事務と販売と非専門家 [総務、経理、企画、営業事務、小売店主、店員、外交員など])・c. その他(労働者、エンターテイナー、他)そして、6)「職業に従事する

以外の役割」 4 (a. 家族の役割 [料理、掃除、育児、家族設定でリラックス、美容など]・b. レクリエーション [食事、睡眠、読書、テレビなど]・c. 装飾的)である。各国の共同研究者は、各国のCMについてそれぞれの項目が a.b.c のどれに当てはまるかを選択した。

2) 視聴者による信頼性の検証

次に、広告に対する視聴者による信頼性の分析の方法について述べたいと思う。各国の共同研究者によるそれぞれのテレビ広告の分類 (a,b,c) の妥当性と信頼性を検証するため、一般の視聴者にも同様の分類をしてもらった。対象者としては、一般的な視聴者を代表させるため、各国の様々な年齢と性別の視聴者を選択した。具体的には、20 代から 50 代の男女、各国の調査員として 5 名を選んだ。視聴してもらった広告サンプルは、各国の広告から選ぶ 10%である。なお、分類の際には、事前に共同研究者がそれぞれの分析項目の定義を説明し、同伴してテレビ広告について具体的な意見も聞き取った。この検証は 2015 年の 11 月から 12 月にかけて行い、それぞれの所要時間は、 $45 \sim 60$ 分であった。

それぞれの項目 $(1 \sim 6)$ について、対象者が分析者と同じ選択肢 (a,b,c) を選んだ数を数え、対象者の人数 $(5 \, 2)$ で割り、(100) に換算した。その結果、すべての $(6 \, 2)$ つの項目に関する分析者と、インタビュー調査の対象者とのコードの合致の割合は(10,0) 80%以上であり、測定データは、分析に充分耐えうるものであると判断することができた。

3. 分析結果

変数間の重要な関係についてはカイ2乗分析を用いて分析した。集計結果とクロス分析による 特徴として、いくつかの点を以下に示しておきたい。

計 1,940 の広告サンプル(日本〈465 本〉、中国〈337 本〉、韓国〈544 本〉、タイ〈369 本〉、シンガポール〈225 本〉)の内容分析の結果、まず、すべての国ではナレーターが男性である広告の割合が、女性ナレーターの広告を大きく上回っている。たとえば、中国では女性のナレーターの声(28.7%)よりも、男性のナレーターの声(65.1%)の方が圧倒的に多いのである。ただし、国とナレーターの性別の間には有意な関係がみられる。タイと中国では男性ナレーターの広告の割合が多いが、シンガポールでは比較的に少ない。そして、「主人公の性別とナレーター」についてみると、主人公の性別によりナレーターの種類が異なることが明らかとなった。つまり、男性ナレーターは、女性の主人公の広告の場合よりも、男性主人公の広告に多く、一方、女性ナレーターは、男性主人公が登場する広告よりも女性主人公の広告に多い。

また、主人公の年齢層についてみてみよう。主人公は、 $18 \sim 35$ 歳の年齢層が最も多い。しかし、国間の広告の中で登場する主人公の年齢の割合には違いがあることに注意したい。具体的には、 $18 \sim 35$ 歳の主人公が登場する広告の割合について、中国は77.9%、タイは<math>73.7%、日本は57.4%、韓国は50.3%、そして、シンガポールは46.7%である。韓国と日本の広告は他国の広告より50 歳以上の主人公がよく登場しているのである(7.5%、7.2%)。さらに、性別によりその割合にも差があることもわかった。すべての国の広告において若い $(18 \sim 35$ 歳)女性(中国92.5%、94 90.4%、日本72.5%、韓国70.1%、シンガポール67.0%)は、男性(中国67.5%、

タイ 58.8%、日本 38.4%、韓国 39.8%、シンガポール 30.3%)よりも多く登場するのである。男性は女性よりもさまざまな年齢層で登場している。

主人公の性別の割合の側面からみれば、広告の中で登場する男性と女性の主人公の割合は違いがみられる。日本のテレビ広告に登場する女性(55.9%)の主人公の割合は男性(44.1%)より多くみられるが、他の国では、女性より男性の主人公の割合の方が多く登場している。たとえば、韓国では男性の主人公が一番多く現れている(男性65.3%、女性34.7%)。

次に、表 1 は、主人公の性別と労働役割に関する分析の結果である。この結果、主人公の性別と労働役割についての広告にみられる働く男性と女性の割合には、国間の有意な関係があることが明らかとなった。つまり、これらのアジア諸国の広告表現では働く男性と女性の割合には、違いがある(表 1)。具体的に、働く男性の登場割合については、韓国(29.6%)とタイ(25.4%)の広告では他の国よりも働く男性の姿が多く現れる。一方、シンガポール(19.8%)、中国(16.0%)、そして、日本(9.9%)の広告では働く男性の割合は比較的に少ない。また、働く女性の登場割合に関しても、国間で違いがみられる。韓国(16.4%)とシンガポール(14.8%)の広告に登場する働く女性の割合は高く、タイ(7.0%)、中国(4.2%)、そして日本の割合(4.1%)は比較的に低い。

表 1: アジアのテレビ広告におけるジェンダーと労働役割 (%)

		テレビ	広告に登場	する男性	テレビ広告に登場する女性					
	日本	中国	韓国	タイ	シンガ ポール	日本	中国	韓国	タイ	シンガ ポール
働く	9.9	16.0	29.6	25.4	19.8	4.1	4.2	16.4	7.0	14.8
働かない	90.1	84.0	70.4	76.4	80.2	95.9	95.8	83.6	93.0	85.2
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

P < .05, $(\chi 2)$ 男性 = 31.115, df = 4 (有意差がある); P < .05, $(\chi 2)$ 女性 = 26.197, df = 4 (有意差がある)。

そして、これらの5つの国のテレビ広告における男性と女性の職種と職業に従事する以外の役割にも違いがみられることがわかった(表2、表3)。たとえば、男性の職種に関して、日本(25.0%)と韓国(21.6%)のテレビ広告に登場する上級・中級管理職と専門家の男性の割合が比較的に高い。これに対して、中国(59.3%)とシンガポール(58.8%)のテレビ広告に登場する事務と販売と非専門家の男性の割合が高い。そして、男性の職業に従事する以外の役割について、タイ(58.2%)と中国(53.5%)では遊ぶ男性の姿が多く登場するが、日本(53.8%)では男性の商品の紹介者がよく登場している。シンガポール(25.8%)と韓国(24.8%)の広告では家庭の役割で登場する男性の割合が他の国よりも比較的に多くみられる。

続きまして、女性の職種について、日本(20.0%)のテレビ広告に登場する上級・中級管理職と専門家の女性の割合が高く、シンガポール(76.9%)と日本(70.0%)のテレビ広告に登場する事務と販売と非専門家の女性の割合が高い。中国(75.0%)ではその他の職業の女性の割合が一番高い。そして、職業に従事する以外の役割について、韓国(45.9%)と日本(42.1%)のテレビ広告では遊ぶ女性の姿がよくみられるのに対して、シンガポール(54.8%)のテレビ広告に登場する女性の商品の紹介者の割合が高い。韓国(24.3%)と中国(23.1%)の広告は他の国と

比べて家庭の場面に登場している女性の割合が比較的に多い。

表2:アジアのテレビ広告におけるジェンダーと職種(%)

	テレビ広告に登場する男性						テレビ広告に登場する女性				
_	日本	中国	韓国	タイ	シンガ ポール	日本	中国	韓国	タイ	シンガポール	
上級・中級と 専門家	25.0	11.1	21.6	15.9	0.0	20.0	0.0	0.0	9.1	0.0	
事務と販売	37.5	59.3	46.1	22.7	58.8	70.0	25.0	41.4	54.5	76.9	
その他	37.5	29.6	32.4	61.4	41.2	10.0	75.0	58.6	36.4	23.1	
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	

P < .05, $(\chi 2)$ 男性 =19.681, df = 8 (有意差がある); P < .05, $(\chi 2)$ 女性 = 17.803, df = 8 (有意差がある)。

表3:アジアのテレビ広告におけるジェンダーと職業に従事する以外の役割(%)

		テレビ		テレビ広告に登場する女性						
_	日本	中国	韓国	タイ	シンガ ポール	日本	中国	韓国	タイ	シンガ ポール
家族の役割	3.8	16.2	24.8	14.2	25.8	9.6	23.1	24.3	18.5	15.1
レクリエー ション	42.3	53.5	39.7	58.2	48.4	42.1	36.8	45.9	35.6	30.1
商品の紹介	53.8	30.3	35.5	27.6	25.8	48.3	40.2	29.7	45.9	54.8
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

P < .05, (χ 2) 男性 = 57.708, df = 8 (有意差がある); P < .05, (χ 2) 女性 = 28.480, df = 8 (有意差がある)。

次に、各国のテレビ広告における男女の役割について、シンガポール以外の国では、男女の違いがみられることが明らかになった。具体的には、タイ、中国、韓国、そして日本のテレビ広告において、男性は外で仕事というイメージがよく描かれている。たとえば、タイと中国では、広告に登場する働く男性の割合は25.4%と16.0%であるが、働く女性の割合は7.0%と4.2%のみである。しかし、シンガポールの場合は、働く男女の有意な違いがみられない(男性19.8%、女性14.8%)。つまり、シンガポールの広告の中に男女の役割の平等が存在しているといえる。

また、各国のテレビ広告における男女の職種については、韓国以外の国々では、有意な違いがみられない。つまり、日本、中国、タイ、そしてシンガポールでは、テレビ広告に登場する男性と女性の職種の違いがない。しかし、韓国ではテレビ広告に登場する上級・中級管理職と専門家の男性は女性より多く登場し、その他の職種の女性は男性より多く登場している傾向がある。たとえば、韓国のテレビ広告に登場する上級・中級管理職の男性の割合は21.6%であるが、女性の割合は0%である。これに対して、広告に現れるその他の職種の女性の割合(58.6%)が男性(32.4%)より多くみられる。

そして、男女の職業に従事する以外の役割について、タイ、中国、シンガポールでは、違いがみられるが、日本と韓国では違いがみられていない。タイと中国は遊ぶ男性の姿が多く、商品紹介者と家事する女性の姿が多い。しかし、シンガポールのテレビ広告における家庭の場面に登場する女性(15.1%)よりも男性(25.8%)の方が多い。こうしたシンガポールの分析結果はこれ

まで広告におけるジェンダー役割の研究結果と異なり、非常に興味深い。

4. 考察

調査結果から、以下のような考察を導き出すことができると思われる。

1)テレビ広告とジェンダーの一般的傾向

一般的に、欧米のテレビ広告では、テレビコマーシャルにおけるナレーターは男性の方が多いといわれている(延島 1998、Wolin 2003)。ナレーターの男女比について、今回の比較の結果、諸外国の先行研究とほぼ一致しており、すべての国の広告において男性が女性を大きく上回っている。主人公の性別とナレーターの関係についての結果をみると、これらの国においても、いわゆる「同性同士の法則」が成立していることがわかる。つまり、男性主人公の広告ではナレーターは女性であるよりも男性であることが多く、女性主人公の広告では逆のことが成立している。これらの広告商品は同性を対象としていることが多く、広告に対する注意は視聴者と同性の主人公やナレーターによって喚起しようとする場合が多い。

また、年齢層などに見られる男女差も、すべての国の広告において女性の若い主人公(18~35歳)の割合が高かった。これは諸外国で行われてきた研究結果と一致する。この5か国とも広告で重視されているのはやはり若い女性なのである。

さらに、シンガポール以外の日本・中国・韓国・タイもに、職業に従事していない登場人物について、女性は家庭内の役割が多く、男性は、家庭外の役割に従事することが多いという点も、これまでの多くの広告とジェンダー研究とほとんど同様であった。

以上のように、アジアのテレビ広告におけるジェンダーの配置は、欧米のこれまでの広告におけるジェンダー研究の成果と、ほぼ一致している。

2) 現実を反映していないアジアの広告におけるジェンダーと労働役割

日本、中国、韓国、タイとシンガポールの間でテレビ広告に登場する働く男性と女性の割合(逆にいえば、職業に従事していない男性と女性の割合)の違いがみられる。

各国の男性労働力率 5 は、順にタイ(77.6%:2015 年)、シンガポール(76.7%:2015 年)、韓国(73.8%:2015 年)、中国(72.3%:2017 年)、そして、日本(70.3%:2015 年)という順番になっている。一方、テレビ広告に登場する働く男性の出演率は、順に韓国(29.6%)、タイ(25.4%)、シンガポール(19.8%)、中国(16.0%)、そして、日本(9.9%)になっている。このように、アジアの広告に登場する働く男性の出演率は、現実と異なっており、実際の男性労働力率を反映していないと考えられる。

また、これらの5つのアジアのテレビ広告における女性の労働役割についても、有意な違いがみられる。実際、各国の女性労働力率は、順にタイ(60.8%:2015年)、シンガポール(60.4%:2015年)、中国(58.9%:2017年)、韓国(51.8%:2015年)、そして、日本(49.6%:2015年)という順番になっている。これに対して、テレビ広告に登場する働く女性の出演率は、順に韓国(16.4%)、シンガポール(14.8%)、タイ(7.0%)、中国(4.2%)、そして、日本(4.1%)となっ

ている。これらの国々の広告における働く女性の姿も、現実社会で働く女性の数を反映していないといえるだろう。

以上のように、日本、中国、韓国、タイとシンガポールでは、テレビ広告に登場する働く男性と女性の出演率は、現実と異なっており、実際の男性と女性の労働力率を反映していない。このことから、従来の広告におけるジェンダー役割は、現実の社会を反映しているという議論には一致していないといえるだろう。

3) アジアのテレビ広告におけるジェンダー役割の4つの特性

さらに、以上の本研究の各国のテレビ広告におけるジェンダー役割の特性をまとめれば、以下 に 4 つのグループに分けられると考えている。

まず、①ジェンダー役割の平等:シンガポール。シンガポールの広告におけるジェンダー役割の特徴は他国と異なり、働く男性と女性の割合の違いがなく、ジェンダー役割の平等が広告の中に現れている。そして、男女の職種の違いもみられていない。また、これまでの研究結果と異なり、シンガポールのテレビ広告における家庭の場面に登場する男性は女性より多く現れる。こうした結果、シンガポールの広告のジェンダー役割のイメージは、新しい非性ステレオタイプが存在しているといえる。

次に、②職種と職業に従事する以外の役割の平等:日本。日本の広告に現れる働く男性の割合は働く女性よい多いが、職種と職業に従事する以外の役割に関して、男女の違いがみられていない。つまり、男性と女性の仕事の種類と外の仕事以外の役割の割合はほぼ同じである。

③職種の平等:中国・タイ。中国とタイの広告における男女の職種の違いがみられていない。つまり、男性と女性の仕事の種類はほぼ同じである。しかし、男女の役割と職業に従事する以外の役割の違いがみられている。中国とタイでは、男性の遊ぶ姿が多く、女性の商品紹介者と家庭の場面に登場する姿が多い。

最後に、<u>④職業に従事する以外の役割の平等</u>:韓国。韓国の広告における男女の職業に従事する以外の役割の違いがみられていない。つまり、男性と女性の外の仕事以外の役割はほぼ同じである。しかし、男女の役割と職種の違いがみられている。韓国では、上級・中級管理職の男性が多くみられるが、その他の職種の女性がよくみられる。

以上、アジアのテレビ広告におけるジェンダー役割の4つの特性があげられる。とりわけ、シンガポールのテレビ広告におけるジェンダー役割のイメージは、これまでの広告に登場するものと異なり、働く役割、職種、職業に従事する以外の役割のジェンダーの平等という新しい非性ステレオタイプが誕生していることがわかる。このように、シンガポールの広告は、性ステレオタイプ描写が減少している一つの事例としてあげられる。

5. おわりに

以上のように、アジアの広告におけるジェンダーの配置の一部は、欧米のこれまでの広告におけるジェンダー研究の成果と、ほぼ一致している。たとえば、ナレーターの男女比について、男性が女性を大きく上回っている。広告で重視されているのは若い女性なのであり、男性は家庭外

の役割に従事することが多く、女性は外で働く役割が少ない。

しかし、日本、中国、韓国、タイとシンガポールの現在テレビ広告に登場する働く男性と女性の出演率は、現実の男性と女性の労働力率を反映していない。このように、本研究の結果は、アジアのテレビ広告におけるジェンダー・イメージをめぐって、「ジェンダー構造が広告に直接反映している」という従来の先行研究の視点とは異なり、広告に描かれるジェンダー・イメージが、当該の社会におけるジェンダー役割の現実を反映していないことを、ある程度、明らかにできたのではないかと考える。つまり、従来の広告におけるジェンダー役割は、現実の社会を反映しているという議論には一致していない。

そして、これらの5か国のアジア国々における働く男性と女性の割合、および、男女性の職種と職業に従事する以外の役割には国間の違いがみられることが明らかとなったが、一般的な傾向としては、広告に登場する働く男性の割合は女性より高い。そして、テレビ広告に登場する女性は男性より家庭の場面に多く登場し、男性は女性より遊ぶ姿が現れる傾向がみられる。

また、本研究の分析結果から、アジアのテレビ広告におけるジェンダー役割の平等はいくつか存在していることが明らかになった。具体的に、各国の広告におけるジェンダー役割の分析結果の特徴をまとめれば、①ジェンダー役割の平等(シンガポール)、②職種と職業に従事する以外の役割の平等(日本)、③職種の平等(中国・タイ)、④職業に従事する以外の役割の平等(韓国)に4つに分けられるといえる。このように、これまでの広告におけるジェンダー役割の研究結果と異なり、アジアのテレビ広告におけるジェンダー役割の平等や新しい非性ステレオタイプが誕生していることがわかる。とりわけ、シンガポールのテレビ広告におけるジェンダーの平等が存在していることが明らかとなった。したがって、本研究の分析結果はアジアの広告の事例として、性ステレオタイプ描写が減少している傾向を証明できると考えている。そして、これからアジア諸国や他の地域の広告におけるジェンダー役割研究を注目すべきだろう。さらに、アジアのテレビ広告におけるジェンダー役割の違いのため、国際広告を実施する際に、テレビ広告におけるジェンダー役割の違いを考慮すべきであろう。

なお、紙幅の関係のため、本研究では十分に分析しきれなかった、日本、中国、韓国、タイとシンガポールのテレビ広告におけるジェンダーと労働役割が異なっている理由に関する考察は、今後、社会学や社会心理学、広告論などのさらなる研究により検証される必要があるだろう。また、グローバル化の進行の状況のもとで、他のアジア諸国のテレビ広告と比較することも今後の重要な課題であろう。そして、本研究では、これまでの広告研究におけるジェンダー役割に関する知見とは異なり、アジアの広告におけるジェンダー役割の平等や新しい非性ステレオタイプ(ジェンダー・フリーな役割観)が誕生していることがわかるが、こうした変化の中で今後のアジアのテレビ広告におけるジェンダー・イメージはどのように変わっていくかを検討することが必要不可欠となる。また、アジアの広告の事例として、広告に現れる性ステレオタイプ描写が増加しているか、減少しているかということが重要な課題となる。

さらに、本研究の主なサンプルは 2015 年に集められたものである。アジアの家族における男性と女性の役割が変化しつつある可能性を視野に入れるとき、本研究の分析は、あくまで調査段階でのアジアの広告を考察したものに限られるということは、ここであらためて強調しておく必要があるだろう。また、分析をより精緻化するために、今後、アジアの広告におけるジェンダー・

イメージをめぐる他のメデイア(雑誌からインターネットまで)の調査分析への研究の拡大や、 テレビ広告におけるサンプルの収集と分析の継続的研究が必要であることは言うまでもない。

[付記]本研究は、「平成30年度科学研究費補助金(基盤研究C)『アジアのテレビ広告におけるジェンダー役割の国際比較』」による研究成果の一部である。また、この場を借りて、各国の共同研究者に深謝の意を表したいと考えている。

参考文献

- 石井健一「広告の内容分析:国際比較と時代比較研究のレビュー」真鍋一史編『広告の文化論: その知的関心への誘い』日本経済新聞社、2006年。
- 伊藤公雄・國信潤子・樹村みのり『女性学・男性学―ジェンダー論入門』、有斐閣、2002年。
- 落合恵美子 「現代アジアにおける主婦の誕生 グローバル化と近代家族 」 『日本学報』 第24号、 2005 年、3-28 頁。
- 落合恵美子・山根真理・宮坂靖子編『アジアの家族とジェンダー』勁草書房、2007年。
- 坂元章、鬼頭真澄、高比良美詠子、足立にれか「テレビ・コマーシャルにおける性ステレオタイプ的描写の内容分析研究」『ジェンダー研究』第6号、2003年、47-57頁。
- 橋本泰子「共働き社会における女性の『専業主婦化』をめぐって-タイ都市中間層を事例に-」 『四国学院論集』第 111・112 号、2003 年、53-78 頁。
- ポンサピタックサンティ・ピヤ「テレビ広告におけるジェンダーと労働役割―日本とタイの比較から―」『ソシオロジ』第 161、2008 年、71-86 頁。
- ――――「アジアのテレビ広告におけるジェンダー役割―日本・中国・台湾・タイの国際比較」『日経広告研究所報』255 号、2011 年、27-32 頁。
- 延島明恵「日本のテレビ広告におけるジェンダー描写|『広告科学』36 号、1998 年、1-14。
- Arima, Akie N. "Gender Stereotypes in Japanese Television Advertisements," *Sex Roles*, (49, July) 2003, pp.81–90.
- Bretl, D. J., and J. Cantor. "The portrayal of men and women in U. S. television commercials." *Sex Roles*. (18) 1988, pp. 595–609.
- Darley, W.K., and R.E. Smith. "Gender Differences in Information Processing Strategies." *Journal of Advertising* (24, 1), 1995, pp. 41–56.
- Ferrante, C. L., A. M. Haynes, and S. M. Kingsley. "Image of women in television advertising." *Journal of Broadcasting & Electronic Media*, (32) 1988, pp. 231–237.
- Furnham, A., and E. Skae. "Changes in the stereotypical portrayal of men and women in British television advertisements." European Psychologist, (2) 1997, pp. 44–51.
- International Labor Organization, Population and labor force. (2018, March 22), Retrieved from http://www.ilo.org/global/lang--en/index.htm

- Lovdal, L.T. "Sex role messages in television commercials." Sex Roles, 1989, pp.715-724.
- MacLin, M. C., and R. H. Kolbe. "Sex role stereotyping in children's advertising: Current and past trends." Journal of Advertising (13) 1984, pp. 34–42.
- Milner, Laura and James M. Collins. "Sex-role Portrayals and the Gender of Nations," Journal of Advertising, (29 spring) 2000, pp. 67-79.
- Sengupta, Subir. "The Influence of Culture on Portrayals of Women in Television Commercials: A Comparison between the United States and Japan," International Journal of Advertising, (14) 1995, pp. 314-333.
- Wolin, Lori D. "Gender Issues in Advertising An Oversight Synthesis of Research: 1970–2002." Journal of Advertising Research (42, March) , 2003, pp. 111–29.

注

- 1) 就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合。
- 2) コーデングの基準やコード表の改訂のために、サンプルの10%程度を用いて、各国の2名(男性と女性)の協力者とともにパーロットサーベイを行った。その際、分析の仕方の妥当性について意見交換をし、その上で、すべてのデータを分析した。あいまいや分かりにくい部分があれば、そのサンプルを再分析し、平均的に、一つのサンプルを3~4回見て、再分析した。
- 3) 「ジェンダーの労働役割」で"働く"に当てはまる主人公のみを分類している。
- 4) 「ジェンダーの労働役割」で"働かない"に当てはまる主人公のみを分類している。
- 5) 本稿が使用する男女の労働役割に関するすべてのデータは、国際労働機関 ILO, LABORSTA, Labor statistics Database より入手したものである。http://www.ilo.org/global/lang--en/index.htm

Women's Involvement and Success in the Broadcasting World

Makie KITADE

(Tokai Gakuen University)

This paper aims to consider Women's participation and success in the broadcasting world.

According to the results of Global Report on the Status of Women in the News Media 2011 by International Women Media Foundation (IWMF), the percentage of female senior managers is 1.4%. It is extremely low as compared with that of other countries. The report shows that the proportion of women among all employees is small, too.

Gender and Communication Network (GCN) members have researched and studied actual labor conditions in the Broadcasting industry in Japan. The study has reported that the ratio of women employees is increasing although slightly, as well as the number of female executives in the industry. In general, the smaller the enterprise, the more the proportion of women employees increase. In terms of the working environment, big broadcasting companies have equally stable support systems for both men and women.

However broadcasting production companies have a discretionary labor system. It means long hours of hard work, and it is hard for women to continue their career. The study has also reported that broadcasting women have no intention to be promoted to managerial positions in the broadcasting industry because they think the position will force them to work longer.

This study concludes it is necessary to have the new systems and managers to allow women in the broadcasting world happy and unencumbered promotion.

放送の女性たちと"活躍"をめぐって

北 出 真紀恵 (東海学園大学)

1. はじめに

日本ジェンダー学会シンポジウム「メディアとジェンダー」(2017年9月27日)で、筆者は「放送文化の中のジェンダー」と題した報告を行った。

シンポジウム報告「放送文化の中のジェンダー」は、まず、テレビ文化の中のジェンダーという枠組みの中で、1. テレビ報道と女性、2. 「女子アナ」という存在について述べ、ラジオ文化の中のジェンダーという枠組みの中では「女性ラジオパーソナリティ」について説明を加え、「放送者」に焦点をあてた報告とした」。

女性放送者は放送文化の象徴的な存在であり、放送文化の重要なアクターである。

しかし、最前線で"活躍"しているのは放送者だが、放送番組を送り出すためには多くの制作者たちの存在があることを忘れてはならない。

また、ジェンダーの視点による放送メディア内容への批判が後を絶たない理由の一つとして、 放送産業の送り手に女性が少ないというジェンダー構造の問題が指摘されている。

本稿では、筆者も参加して行われた「放送で働く男女に関する実態調査」の結果を参照しつつ、 現在の放送産業界で働く女性たちが、どのような場所で、どのように"活躍"しているのかをみ ていくことにしたい。

放送で働く女性たちは、放送産業の中でどのように"活用"され、"活躍"しているのか。あるいは、"活躍"していないのか。

「実態調査」の結果をふまえて、放送の女性にとっての"活躍"の意味を考えてみたい。

2. 放送メディア企業の女性たち

日本は、世界的にみてもメディア企業で働く女性の比率が少ない。

メディア企業で働く女性の比率は年々増加しているが(2016年: NHK16.2%、民間放送 21.9%、新聞・通信社等の記者 18.4%) 2 、現況では、クリティカル・マス 3 にはほど遠い。

2011 年 3 月、米国を拠点とする国際 NGO の IWMF(国際女性メディア財団)による『メディアにおける女性の地位に関する世界レポート(Global Report on the Status of Women in the News Media)』 4)が、日本のメディア企業の上級管理職における女性比率が 1.4% であることを報告した。世界平均は 27.3% であって、アジア・オセアニア平均は 9.2% である。また、中級管理職であっても日本のそれは 4.8% と非常に低い数値であった(世界平均は 38.7%、アジア・オセアニア平均は 13.4%)。

もちろん、女性の管理職割合が低いのは、メディア企業に限ったことではない。

最近のデータで言えば、「平成 28 年度雇用均等基本調査」(厚生労働省)の企業調査結果によると、管理職の占める女性の割合は、全企業では課長相当職以上5 (役員を含む)が12.1%であった。課長相当職以上の女性割合の高いところといえば、産業別では「医療、福祉」で50.6%と最も高く、「生活関連サービス業、娯楽業」が21.9%、「宿泊業、飲食サービス業」および「教育、学習支援業」21%である。こうした業界の数値と比較してみても、メディア企業における女性管理職割合の低さはきわだっている6。

また、日本の場合は、管理職割合の問題以前にそもそもメディア企業の女性従業員数自体が少ないことが問題視されている。前述の「世界レポート」は、報道機関において誰が意思決定をしているのかが問題にされた調査だったのだが、意思決定どころか、日本は全従業員のなかで女性の割合がきわだって低いことが示される結果となってしまった。

2016 年度の放送の状況をみると、NHK の管理職に占める女性の割合は 7.0%、民間放送各社においては 13.7%とおおむね上昇傾向にあることが報告されている(内閣府男女共同参画局、2017)。2000 年のデータをひもといてみると、NHK2.1%、民間放送 6.6%であって、これらとの比較で言えば上昇傾向は確かなのだが、世界標準には程遠い。また、管理職割合も徐々に増加しているが、2020 年までに 30%⁷⁾ を超えることなど、とうてい不可能である⁸⁾。

3. 「放送で働く男女に関する実態調査」

「放送で働く男女に関する実態調査」(ジェンダー平等をめざす藤枝澪子基金の助成により実施)は、GCN(ジェンダーとコミュニケーション・ネットワーク 共同代表:林香里、四方由美)に所属するメンバーがプロジェクトチームを編成して、日本の放送界における男女の実態を把握することを目的として行った%。

GCN は、日本放送協会(NHK)および日本民間放送連盟加盟の全社(205 社)、ATP(全日本テレビ番組製作社連盟)加盟社(127 社)を対象に、職員/社員の男女比、管理職比率、配置部署や雇用環境に関して、質問紙およびヒアリング調査によって現状の調査を行うととともに、『メディアで働く男女に関する実態調査(放送)』(1994 年)をはじめ、それに続く「放送ウーマン調査」(1999 年、2004 年)を参考に、この 20 年の変化を検証することを試みている¹⁰)。

本節では、特にヒアリング調査結果を中心にその一部を紹介しつつ、放送で働く女性たちを取り巻く状況で、何が変わり、そして何が変わらないのかを述べてみたい。

(1) NHK および民放における女性の参画状況

放送メディア産業における女性採用が本格的に始まったのは、86年に施行された男女雇用機会均等法前後からである¹¹⁾。年功序列で昇進する日本企業においては、80年代に採用された世代が近年になって「指導的地位」に登用され、"活躍"している。

「放送で働く男女に関する実態調査」(以下、「実態調査」)で、まず特筆すべきは、民放(回答社)において女性が代表権を持つ社が2社あったこと、NHKにおいて2015年6月に女性の人事局長が誕生した点である。このことからも、少数ながらもパイオニア世代の女性たちが続々と管理職に登用されてきており、「指導的地位」に就く女性が今後も徐々に増加していくことが期待

される。

しかし、組織として規模が小さく、管理職ポストも少ないローカル局では、そもそもの女性の 絶対数が少なく、女性管理職も少ない傾向にある。

一方で、契約社員・嘱託社員など有期雇用者における女性比率が高いことも見逃すわけにはいかない。民間放送の正社員における女性比率は20.0%であるのに対し、契約社員・嘱託社員における女性比率は62.4%である。正社員採用に関してはキー局からローカル局まで全体的に控える風潮の中、放送産業界でも非正社員に女性が多く配置される傾向にあった。

それでは、放送局の女性たちは、どの部門・部署で働いているのであろうか。NHK、民放それぞれの女性が配置されやすい部門・部署についてみていこう。

NHK の制作局においては、子ども向け番組を作る青少年・教育番組部や、午前の情報番組「あさイチ」などを制作している生活・食糧番組部の女性比率が高く、4割前後となっている。

また、国際放送局ではテレビ担当部署の4割、ラジオ担当部署の一般職で6割、管理職で4割が女性である。これらの部署は、英語をはじめ外国語の能力が必要とされる特殊性から他部署への異動が少ないことや、テレビ担当部署では一部シフトが組まれるなど規則的に働きやすいなどの理由により、女性が働きやすい部署とされているという。

民間放送においては、女性比率の高い部門は、アナウンス部門¹²⁾、美術部門、編成・広報部門、 事業部門となっており、女性比率の低い部門は、システム部門、スポーツ部門、技術部門であっ た。この傾向は、2004年調査と比べ大きな変化はない。

ちなみに、民間放送におけるアナウンス部門における女性比率は突出して高いが、管理職に就いていない女性の割合がもっとも高く、アナウンス部は女性の"活躍"の場となっている。同時に、非管理職女性の割合がもっとも高いが、非管理職男性との割合の差はさほど見受けられず、若い世代では男女ともにバランスよく働いている様子がうかがえる。

採用に関しても、回答社のアナウンサー採用における女性比率の平均は7割を超え、アナウンス部門における女性比率の多さがきわだつ結果であった。また、アナウンサーの女性比率は5割近いことから、他部署に比べ、女性の転・退職や社内での転職種などによる流出も多く、補てんが必要な状況と推察される。この傾向は2004年調査でも同様であった。

次に、キャリアを継続するための雇用環境についてふれておきたい。

放送局に勤務する女性をめぐる状況は、産休・育休・短時間労働取得の制度も整い、すこぶる良好な環境にあり、「今どき、子育てを理由に退職する人などいない」という声が聞かれた。

一方で、女性比率が高くなったゆえの新たな課題も出てきている。

NHKでは部門によって女性比率が違うが、男性が多い報道部門や技術部門では女性がまだ少数である分、産休や育休を取る人も少数であるため影響が少なく、休みを取りやすい。男性が多い部門ほど少数派の女性の産休・育休に対する許容度が高い傾向があり、かえって女性が働きやすいという面があるともいえる。

また、概して局内勤務の部門・部署は時短勤務をしやすいようである。

その一方で、女性比率の高い制作局や国際放送局では、子育て中の女性が休む負担を誰かが負わざるを得ず、女性同士で「ママ」と「シングル・ノンママ」との間で不平等感が存在するということであった。女性比率が4割に達すると、これまでの男性ルールの「働き方」では職場がま

わらず、抜本的な改革が必要とされ、女性参画が進んだ職場は新しいフェーズを迎えている。

民間放送においても、結婚や出産で退職する女性はほとんどおらず、「働き続けるための育児 支援制度が整っており、もったいなくてやめられない」という声が聞かれた。

最後に、女性のキャリアパスにおける質的な変化についても述べておきたい。

民間放送においては、一般(総合)職、技術職、アナウンス職別に新卒採用が行われている。これは、技術やアナウンスといった専門職を除き、一括採用されるシステムで、これまでは女性が配属されやすい部門・部署、配属されにくい部門・部署が存在してきたが、近年はそうしたジェンダートラックが少し崩れる傾向にあるという。たとえば、新人の初期配属で「報道」「スポーツ」「制作」など、いわゆる「現場」に女性を多く配属、また営業においても「内勤」(デスク業務)ではなく「外勤」に、またローカル局においては「東京営業」にも若年の女性を異動させ、job training において、男女の区別がなされなくなっているという。

こうした変化は、ローカル局においても女性社員も男性社員とキャリアパスを同じにし、管理職候補生として経験を積ませる教育がようやくなされるようになったことを示している。企業の中で管理職を育てていくのは時間がかかるというが、従来の「女性が配属されやすい事務管理部門」女性トラックから、男性同様のキャリアパスを経るための教育がなされる傾向がみられ、権限を持つ管理職へのラインのコースはようやく始まったといえよう。

(2) テレビ制作会社の女性の参画状況

放送産業界における女性の参画(正規職員)が本格的に始まったのは80年代であることは前述したが、80年代という時代はテレビ番組制作の外注化が進んだ時代でもあった。

現在のテレビ制作の現場では、多くの外部スタッフ(制作会社含む)が働いており、一連の「放送の男女の実態調査」では、1999年調査から制作会社をも対象にされている。

放送の制作現場では、多くの制作会社の社員が働いており、現在の放送メディアのコンテンツは、制作会社なしには成立しない。つまり、制作会社に所属する制作者たちこそが、放送文化の多くを担っているのである。

「実態調査」では、ATP(全日本テレビ番組製作社連盟)加盟社 127 社より、36 社から回答を得た。

ATP¹³⁾ 加盟の制作会社についてみてみると、回答社全体に見る女性従業員の割合は 30.9%、女性役員の割合は 13.7%で、放送局に比べて、女性比率も女性役員比率も高く、放送局と比較すると数字の上では"女性活用"が進んでいる。

しかしながら、会社規模別にみると、回答社のうち女性比率が3割を超える会社は従業員数が50人未満の会社がほとんどで、100人以上の会社(全4社)のうち4割以上を占める会社は1社、2割以上が1社、1割未満が1社であった。つまり、規模が大きい制作会社における女性比率は高いとは言えず、小規模会社に女性が入りやすい傾向がある。

女性正社員比率を 1999 年調査や 2004 年調査と比べると、10 ポイント近く高くなっており、 テレビ制作の現場においては、女性は着実に増加している。

一方で、契約社員における女性比率も 37.7%と高くなっている。同時に、非正規雇用やフリーランスの契約スタッフにおける男女比率も男性 55.1%、女性 44.9%と差が少なくなっていた。

制作会社で女性の数が最も多いのは、制作会社の主要業務である制作部門である。回答社の全体集計では全体社員数 1355 人中、946 人が制作部門に所属しており、制作部門の女性比率は管理職で14%、非管理職で33.2%であった。

こうした数値をみると、放送局ほどではないが、制作会社もまた男性主流であることに違いはない。

制作会社において女性が配置されやすい部門としては、総務・人事・経理部門が50人(63.3%)で、女性が半数以上を占めている。事務系の内勤は女性向きと認識されており、「総務職は母親の様だ」という声が聞かれた。

また、育児休業をはじめとする各種制度の利用状況については、質問紙の回答数が少ないながらもスムーズに利用できる状況ではないことが示された。

近年、テレビ制作会社の業務形態は多様化している。質問紙調査のデータから"女性活用"が進んでいると読み取れる(女性比率が高い)2社を対象にヒアリング調査を実施したのだが、1社は全従業員(正社員、契約・嘱託社員、非正規・フリーランスの契約スタッフ)が300人規模の最大規模の制作会社であり、もう1社は、全従業員50人規模でリサーチャーやアシスタント・ディレクターの派遣に特化した業態であった。いずれも男女比はほぼ1:1であり、回答社全体に見る女性比率は3割強であるので、男女比が変わらないという点においては、男女共同参画が実現した会社であるように見える。

もう少し詳しくみていくことにしよう。

大規模(300人)制作会社では、プロデューサー・ディレクターなど制作職に男性がベテランの男性が多く、事務職に女性が多いため、従業員数は男女ほぼ同数という結果になっていたが、役員に女性はゼロ、管理職も男女比は2:1であり、部長級職の8割は男性が占めていた。これは昇進差別というよりも、制作会社という性質から「番組製作だけをしていたい」という希望をもっているものが男女問わず多く、数少ないベテラン女性制作者は管理職になろうと手を挙げず、また登用しようという風潮もなかったということが背景にある。

同社のヒアリング対象者は「これだけ女性制作者が増加している現況では、女性も管理職をやらないわけにはいかないだろう」と述べており、今後は女性管理職も増加していくことが予想される。

一方、職種特化型(50人)の制作会社は、役員が均等法以降世代であることもあり、会社自体も若く、新入社員採用実績も圧倒的に女性が多い。既婚女性も少なく、産前産後休業を取得した社員は調査時点では一人もおらず、実際に女性がキャリアを継続できるかどうかは、まだ未知数である。

また、テレビ制作会社の労働環境についてであるが、制作会社では裁量労働制が採用されていることが多い。つまり「残業」という概念がない職種であるといってよい。加えて、ヒアリング対象となった大規模(300人)制作会社では、裁量労働制の上に出来高制も取り入れられており、仕事をしない限り報酬も増えないという厳しい労働環境である。番組のクオリティを維持するためには、編集時間もかけなくてはならず、育児中の女性にとっては第一線で活躍するのは難しいとのことであった。

また、職種特化型(50人)制作会社は、「会社には宿泊しない」という規定を作り、徹夜はさ

せないことを原則とし、「出社は午前 11 時で、終電まで」というのがオーソドックスな勤務状態で、休日は週1日ということであった。

こうした調査結果からもわかるように、制作会社は長時間労働という働き方に変化がないため、育児期にある女性の就労継続が困難である。男性と、出産・育児の経験の無い若年女性が多く、しかも不安定な非正規雇用が多いという現状からは、いくら女性比率が高く"女性活用"が進んでいようと、"女性の活躍"の土壌はまだ固まっていないといわざるをえない。

(3) 「放送の男女に関する実態調査」から浮かび上がる課題

調査からは、"女性活用"や"女性の活躍"については、企業や部門・部署によって差があり、 ヒアリング調査では、女性の活躍推進やダイバーシティ推進に取り組んでいる企業は、トップダ ウンで方向が示されることが多く、"女性の活躍"はトップの考え方によることが大きいことが うかがえた。

NHKでは、会長(籾井克人:調査時 2014-2017 在任)のもと、"女性の活躍"が推進されていた。女性の採用が増えた80年代に入局した世代が管理職世代となり、要職に就きはじめている。

しかしながら、全国放送組織である NHK には転勤があり、かつて女性が稀少だった時代には 転勤が配慮されることもあったが、現在は女性数の増加により配慮を求めることが難しくなって いるという事情を抱えている。(海外支局転勤の場合は、夫婦ともに職員の場合、一方が休職で きるようになった。)

育休・産休をめぐっては制度も整い、男性も妻出産休暇を取るようになり、また夫婦双方が育児休暇を取っているケースもある。

女性比率の高い部門では、産休・育休制度利用者が少数ではなく、制度利用者と非利用者との間で不公平感が存在するなど、職場における女性比率増加の必然の結果が出始め、女性が活躍できる環境をめぐっては新たな局面を迎えており、解決に向けての新たな課題として提出されている。

また、子どもをもつ 30 代 40 代女性は、自分のライフプランを決め、役職に就こうとしない傾向があり、女性の管理職をいかに育てていくのかということもまた、組織としての大きな課題である。

民放労連へのヒアリング調査でも、キー局など制度が整った企業に勤めていると、女性たちは "幸せ"であるのは間違いがなく、「昇進しなくてもいい」「管理職にならなくてもいい」と考えがちであることが共有されていた。従来の「昇進」イメージは「長時間勤務・制約・責任」であるがゆえ、昇進したがらない人がいるのは事実である。しかしながら、次世代の働きやすい環境を考えると、女性の昇進は必要であるとの認識が示された。

一方で、制作会社の女性の状況においては、放送局と比べて女性比率も高く、女性役員の割合も高いのだが、会社規模別にみてみると、規模が大きい会社における女性比率は決して高くなく、女性比率が3割を超える会社は従業員数50人未満がほとんどであった。

テレビ制作会社の業務形態は多様化しており、相対的に女性比率が高い会社にヒアリング調査を行ってみたところ、対象社のひとつは、リサーチャーや AD の派遣など特定の業務に特化した業態をとっており、同社の女性比率が高くなっている要因でもあった。そして、このことは、こ

うした熟練の技能が必要とされない職種に若年の女性が多く配置されていることを象徴している ようにも思える。

概して、テレビ制作会社の労働環境は男女問わず大変厳しい。ほとんどが「裁量労働制」が採用されているからである。「実力主義」といえば聞こえはいいが、「裁量労働制」に加えて「出来 高制 | など、長時間労働が避けられないこうした環境では女性の長期的な就労継続は困難である。

テレビ制作会社の女性たちにとっては、女性比率は高くても、"女性の活躍"の点からみると、 厳しい状況であるといわざるをえない。

いまだ少数派の放送局の女性たちが、制度の恩恵を享受し、労働環境は良好で"幸せ"であるのに比して、制作会社の女性たちは、参入はしやすく、女性比率は上昇傾向であるが、労働環境は厳しいという現況は対照的である¹⁴⁾。

放送の女性たちをめぐる状況は、所属する企業や雇用形態によって著しく違いがあり、放送局とテレビ制作会社という発注・受注関係に、男性と女性の性別職務分離がからみ、事態は複雑化を呈している。また、女性の参画が進む過渡期においては、子育て期の女性が多くいる職場における業務のカバレッジの問題など新たな局面を迎えており、企業としてその対応をどのようにデザインするのかが問われている。

4. 放送の女性たちと"活躍"をめぐって

これらの調査結果をふまえて、改めて放送の女性たちの"活躍"について考えてみたい。 いわゆる「女性活躍推進法」が2015年に成立してから、"女性の活躍"の推進が加速されている。

政府が掲げる「ウーマノミクス」は、"女性の活躍"によって経済を活性化することで、少子・高齢化による労働力および内需の縮小に対処しようというものであるが、そもそも、この文脈における"女性の活躍"は女性のことを考えてのことではなく、少子高齢化社会にどう対処するか、日本の経済をどう活性化するかが大きな目的であり、女性をどのように使うかが課題とされる戦略である。

"女性の活躍"を語る際、組織内の女性比率や女性管理職率がポイントとなる。

前述の調査結果を見る限り、放送の女性たちは、放送局の女性は「女性比率」と「女性管理職率」とも数字の上ではまだ少数だが、就業を継続するための制度も整い、"幸せ"であると述べている。離職も少なく、制度を利用しながら就労を継続している様子がうかがえる。また、管理職に登用される女性たちも、着実に増加している。

一方、テレビ制作会社の女性たちは、「女性比率」や「女性管理職率」でいえば、放送局よりも女性参画が進んでいるが、残念ながら、就労継続の制度整備およびその実施状況などについてもまだ実態の全容解明には至っていない。小規模の会社ほど女性比率が高く、また若年女性が多い。確かに女性は「活用」されてはいるが、"活躍"という点からみれば、疑問が残る結果であった。

(1) 管理職志向と"幸せ"

放送局の女性へのヒアリング調査で出てきた"幸せ"ということばは、当事者の主観的なこと ばである。こうした主観は、"活躍"しているかどうかという点では女性たちにとって大変重要 なのではないだろうか。

筆者は"女性の活躍"が語られる際、当の女性たちが"活躍"をどのように考えているかどうかが置き去りにされているように思えてならない。

そもそも、"活躍"というのはいったいどのようなことを指すのであろうか。

"女性の活躍"の英訳をみてみると、"participation by women"あるいは "the success of women" などが使用されているが、これらに対応する "活躍"ということばはあまりにも便利に使われており、どのような定義で使われているのかが曖昧で、文脈によって意味が違うように思われる。

昇進することが "success" と考えられているのであれば、当の女性たちはなぜ、昇進を "幸せ" だと感じ、管理職を志向しないのであろうか。

政府は 2020 年までに管理職女性の割合を 30%にすることを目標に掲げており、管理職女性の割合の少なさが課題となっているが、当の女性たちの管理職志向は低い。

大槻奈巳(2015)は、超氷河期に就職した若年層を対象に、管理職志向について検討を行っている。そして、日本においては若年層の「管理職を目指したい」(管理職志向)は、男女全体の傾向として、社会的成功の重要度、「仕事の専門能力を高めたい」(専門志向)と関連しており、男性は年収の高さ、女性は雇用不安と関連していることを指摘している。つまり、年収の高い男性はより多い年収を得るために、女性は雇用不安から「管理職をめざしたい」と考えていたという。このことから、立場や置かれている状況によって志向は大きく影響を受けるということがわかる。

また若年層においては、男女とも管理職志向が低いといわれるが、管理職になりたくない理由としてはたとえば、次のようなものが紹介されている。「管理職は責任が大きい割には処遇が低い」(約三割)、「自分には管理職になるだけの能力がないと思うから」(約二割)「管理職になると自分の生活を犠牲にしなくてはならない」(約一割強)、そして「管理職の仕事と家庭を両立するのは難しいから」(日本生命相互株式会社、2013)などである。

要するに、管理職になるということはワーク・ライフ・バランスが不均衡になると考えられており、とくに女性はそんなことは望んでおらず、雇用が安定していれば、今のままで満足だと考えがちなのだ(大槻 2017: 260-291)。

また、武石美恵子(2014)は、「女性の昇進意欲を高める上で、コーポレートレベルで女性活躍推進や両立支援の施策を実施することによる効果は限定的であり、女性が働く職場の状況の重要性が明らかになった」と述べている。人々の働くやる気は与えられている仕事に影響を受けており、人々の働くやる気を引き出す企業の雇用管理の在り方が重要で、働き続けようと思う過程で管理職志向も生まれてくるわけであり、女性が能力発揮できていると考えられている状況、責任ある仕事が与えられていると思える状況を作っていることが必要とされる。

また、川口章(2012)は、ポジティブ・アクションを熱心に実施している企業では女性の昇進 意欲が高いということを明らかにした。

このように、企業側の施策や企業文化によって女性の昇進意欲も変わってくるのだとすれば、

女性自らが"昇進"したいと思うような"女性の活躍"を実現させるためには、やる気をひき出す雇用管理をはじめとして企業側がなすべきことは多い。

「実態調査」では、放送局の女性たちもまた管理職志向が低いという声が聞かれたが、男性中心の組織の仕組みやキャリアパスのままで、"男性並み"の長時間労働を伴う責任を負うことを 尻込みするのは当然である。メディア企業の女性にとっては、ワーク・ライフ・バランスの実現のための制度が整い、雇用も安定しているのであれば、今の"幸せ"を守り、バランスを崩した くないと考えるのは当然の帰結であろう。

(2) 企業での"活躍"と放送メディア・コミュニケーションでの"活躍"

放送産業において、コンテンツの制作の現場である、報道・制作・スポーツといった部は長時間労働の現場として悪名が高い¹⁵⁾。しかしながら、放送局や制作会社にはこうしたコンテンツの制作現場を志して就職したものも多い。

組織人としては、複数の部署での多様な経験が良いとされ、放送メディア企業においても、将来の幹部候補者にはそのようなキャリアパスが用意される傾向がある。しかし、幹部候補者としてのキャリアパスは、コンテンツを制作する「現場」の制作者たちにとっては、専門性を蓄積することが困難となり、専門のエキスパートとしてのキャリアを積むことと組織人としてのキャリアを積むことの齟齬が発生する¹⁶⁾。テレビ制作会社においては、最初からテレビ制作の仕事を志し、ほとんどのものが「制作」の現場でいるのだが、「ずっとテレビ制作の仕事をしていたい。」と「現場」を離れる管理職に就くことに抵抗を示すものは男女問わず多い。

NHK は採用時に職種別採用が行われており、企業規模の大きなキー局や準キー局では、「報道」畑、あるいは「制作」畑でキャリアを積む社員が存在するが、規模の小さなローカル局では、部門間異動の多さが問題視されている。管理職の人材育成も企業経営にとってはもちろん大事だが、放送制作者の人材育成も大事なことに変わりはないからである。

アナウンサー職も同様である。北出(2012)では、地方局のアナウンサーたちがいかにアナウンサー職から管理職に移行し、アナウンサーとしてのキャリアと組織人のキャリアの相克を乗り越えていくのかを考察した。アナウンサーの中には、管理職になる、つまり現場を退く(マイクの前を離れる)くらいなら退職し、「フリーランス」という選択するものも存在する。アナウンサーにとって"管理職"になるということは、やりがいを喪失することにつながり、企業内の"活躍"(success)は、本人にとって決して"幸せ"なことではないのである。

以上のような傾向は、アナウンサー職に特に顕著であったが、報道記者や制作のディレクターなど、放送メディアのコンテンツ制作の「現場」に近い人に多く見られた。

放送の「現場」で、つまり、放送メディアのマス・コミュニケーションの過程で"活躍"する (ここでいう"活躍"とは、「やりがい」や「幸せ」を感じることと定義したい)ことと、放送メ ディア企業で"活躍"することは、まったく別次元のことである。

長時間労働が当たり前の、男性中心の放送メディアの「現場」でも、放送の女性たちが管理職として"活躍"することが"幸せ"と感じられるような、従来とは違うキャリアの積み方や管理職像が登場してくれば、また、男性の「働き方」にも変化が訪れるだろうし、何よりも、放送コンテンツの内容にもまた、大きな変容が訪れるであろう。

最後に前掲「実態調査」の制作会社からの自由記述コメントを紹介しておきたい。

「私自身が22歳と17歳の母親であり、社内での協力のもと育児をしてきた経験から育児しながらの仕事をすることを支援したいと考えている。子育て経験者がメディアに増えるのは、生活者としての発信ができるという意味で大切なことだと考える。」「子育てで必要なことは、なかなか文学的でルール化しづらい側面が多いと思う。」「子どもができた従業員が増えたことでお互いに気遣えるようになった。チームワークがさらに良くなった。」など、番組制作の現場に女性比率が増加したことによる職場の変化をポジティブに捉える声もみられた。

放送の女性たちがクリティカル・マスに達することになれば、その影響力も大きくなり、男性 中心の企業文化もドラスティックに変わらざるをえない。

ジェンダー公正な放送メディア文化の実現のためにも、放送の送り手たちの"幸せ"な"活躍"は不可欠である。

"女性の活躍"が声高に叫ばれる機会にこそ、放送で働く男女がともに"幸せ"な"活躍"ができるような、放送メディア企業文化の変革を期待したい。

注

- 1) シンポジウム報告内容は、北出(2013)、北出(2015a)、北出(2015b) において、すでに公表したものに基づくものである。
- 2) それぞれ日本放送協会資料 (2017)、日本民間放送連盟 (2017)、内閣府男女共同参画局 (2017) のデータによる。
- 3) 斎藤慎一 (2012) は、クリティカル・マスという概念は、「職場や学校における少数派(女性とか人種的マイノリティなど)が所属集団の環境に変化を及ぼすのに必要な割合」と説明している。斎藤は Kanter, R. M (1977) による集団のグループタイプを紹介し、非対称グループ (15%以下)の女性は「トークン (象徴)」としての存在になり、個人としてではなく、女性の代表というシンボルとして扱われ、多数派 (男性)に影響を及ぼしにくいとされるが、傾斜グループ (15%~40%) になると、女性が結束して主流派の男性への影響力が増すと述べる。そして、指導的地位の女性割合を 30%にするという政府の当面の目標は、まさに女性の割合がクリティカル・マスに達することを目的にしていることを指摘している。
- 4) この調査は、各国の報道機関(新聞社、テレビ・ラジオ局)に働く男女の実態と男女平等に関する方針などについて、南北アメリカ、ヨーロッパ、アジア・太平洋、アフリカの 59 か国 500機関について実施されたものである。日本については GCN(ジェンダーとコミュニケーション・ネットワーク)が協力し、全国の放送局と新聞社から大小 8 機関を対象に質的調査を実施した。日本の結果については、村松泰子(2011)、四方由美(2011)に紹介されている。
- 5)「指導的地位」の定義については、男女共同参画会議決定(平成19年2月14日)において「①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当」とされている。企業内においては「課長相当職以上」の管理職割合が数値目標の対象である。また、当該決定において「指導的地位」の定義に該当する者として掲げられた分野・項目は、代表例・例示という位置づけであって、それに含まれないことをもって「指導的地位」ではないということを意味するものでは

- ないとされている。メディア分野における「指導的地位」としては記者(日本新聞協会)があげられており、女性割合は18.4%(2016年度)である。(内閣府男女共同参画局、2017)
- 6) このような管理職割合が問われるのは、その組織の意思決定に女性がどれだけ関わっているかが問題だからである。
- 7) 政府は2005年に「男女共同参画基本計画(第二次)」の重点事項として、「2020年までに、 指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待し、各分野における取組 を促進する | ことを閣議決定している。
- 8)「放送の男女に関する実態調査」によれば、NHK では人事局の女性をトップとする WLB 推進事務局で WLB 推進事務局推進プロジェクトが進められ、2015 年現在 4.7%の女性管理職率を 2020 年には 12%、2030 年には 30% と目標が置かれている。
- 9) 調査は2014年11月から2015年3月にかけて実施された。質問紙調査の回答機関数はNHK1/1社、日本民間放送加盟社75/205社、ATP(全日本テレビ番組製作社連盟)加盟社36/127社。ヒアリング調査は、NHK労連議長(人事局付)、日本放送労働組合(日放労)所属のNHK制作局(2名)、放送技術局、国際放送局、営業局の女性(グループインタビュー)、日本民間放送連盟労働組合連合会女性協議会部長(キー局所属)、準キー局A社・人事局担当部長他、部員1名、ローカル局B社・総務局人事部長、制作会社A社プロデューサー・制作アカウント部長、制作会社B社常務取締役人事担当を対象に実施された。実施報告については、四方由美他(2016)で公表。他に、四方(2017)でも紹介されている。
- 10) 本調査は、調査対象とした放送局および制作会社のいずれも質問紙の回収が半数を下回った。よって、得られたデータは、この業界全体の数字としてみることは難しい。しかしながら、本調査は、従業員の部門別における男女比率や管理職比率、雇用環境や各種制度の利用状況など、既出のデータにはない事柄についても回答を得ることができた。さらに、女性従業員比率および女性管理職比率が高かった回答社にヒアリング調査を行い、一部ではあるが「現場の声」を収集している。
- 11) 放送産業における女子若年定年制などの均等法の前史については、国広陽子(2013) など。
- 12) 部門別の女性比率でいえば、アナウンス部門が最も高く、およそ半数近い。回答率が低く一般化が難しいのは承知の上であえて数字をあげるならば、民放75局の内、アナウンス部門は465人中222人が女性で、女性比率は47.7%と他部門に比較して突出して高い。
- 13) ATP (全日本テレビ番組製作社連盟) は 1982 年に 21 社 (フィルム系 13 社、ビデオ系 8 社) の任意団体としてスタートし、現在は東京と大阪の主要テレビプロダクション 127 社が加盟 する一般社団法人である。東京と大阪以外の地方都市でもテレビ制作は、放送局からテレビ 制作会社に外注される傾向が続いており、実際に全国的にどれくらいの制作会社が存在する のかといった実態調査報告は見当たらない。また、大手制作会社は ATP に加盟しているが、制作会社とひとくちにいっても地方局より規模の大きな制作会社から、ひとり親方で「請負」や「業務委託」をしている会社まで様々であり、ATP に加盟していない制作会社も含めると 実態の全容解明は難しい。
- 14) ATP (2016) によれば、放送局とテレビ番組製作会社の取引には課題が山積している。制作 費が削減され、業務量は増加しており、スタッフの労働条件は低く抑えられ、意欲を持った

若者がこの業界を敬遠する傾向が出てきており、番組制作の担い手の育成に支障が出てきている。2015年7月に公正取引委員会が発表した「テレビ番組製作の取引に関する実態調査報告書」によれば、回答した番組制作会社の約40%もが「放送事業者から優越的地位の濫用規制上問題となるなりうる行為」を受けていると回答しており、公正取引委員会は問題があると注視している。

- 15) 2015 年 2 月にテレビ朝日の男性ドラマプロデューサーが心不全で死亡したのは長時間労働による過労が原因だったとして、三田労働基準監督署が労災認定していたことが報じられた。男性は労働時間の規制が緩い管理職で、倒れる直前 3 か月間の時間外労働は $70\sim130$ 時間に及んでいた。ちなみに、過労死ラインは月 80時間である。(2018年 5月 16日 朝日新聞デジタル。)
- 16) たとえば、放送メディア企業内の「報道職」と「組織人」であることの齟齬については、林香里 (2013) を参照されたい。管理職の男女報道職にとっては、「報道職」であることと「組織人」であることはまったく別のことだと認識されている。

参考文献

- ATP (一般社団法人 全日本テレビ番組製作社連盟) (2016)「ATP の主張 製作と権利の認識について」 ATP メディアセンター。
- IWMF (International Women's Media Foundation) (2011) "Global Report on the Status of Women in the News Media Washington ,DC:IWMF (http://iwmf.org//pioneering-change/global-resarch-onwomen-in-the-news-media/global-report-online-version.aspx).
- 林香里(2013)「第2章 日本の報道職たちのキャリアパス、職業イメージと期待」林香里、谷岡理香編『テレビ報道職のワーク・ライフ・アンバランス―13 局男女 30 人の聞き取り調査から』大月書店、83-97 頁。
- Kanter, R. M. (1977) Some effects of proportions on group life: Skewed sex rations and responses to token women. American Journal of Sociology, 82(5): 965–990.
- 川口章(2012)「昇進意欲の男女比較」『日本労働研究雑誌』No.620、42-57 頁。
- 北出真紀恵(2012)「地方局アナウンサーのキャリア発達に関する予備的考察―組織のなかで〈アナウンサー〉を生きることの意味」『東海学園大学研究紀要』第17号、人文科学研究編、63-75頁。
 - ----(2013)「第1章 テレビ報道職がつくられるまで 1〈テレビ報道の時代〉を生きる」 林香里・谷岡理香編『テレビ報道職のワーク・ライフ・アンバランス―13 局男女 30 人の聞き取り調査から』大月書店、43-51 頁。
 - ----(2015a)「女性アナウンサーの八○年代─『アナウンサーらしさ』の改革の後で」『東海学園 言語・文学・文化』第十四号、東海学園大学日本文化学会、09-18 頁。
 - ----(2015b)「ラジオトークとジェンダー ジェンダーの視点で見るラジオパーソナリティ」中部大学『アリーナ』 18 号、風媒社、367-372 頁。
- 国広陽子(2013)「第3章 テレビ報道職たちの生活世界 1仕事と生活の二者択一を超えて」 林香里、谷岡理香編『テレビ報道職のワーク・ライフ・アンバランス ---13 局男女 30 人の

聞き取り調査から』大月書店、131-146頁。

厚生労働省(2017)「平成28年度雇用均等基本調查|

(http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/71-28r.pdf 2018年5月6日閲覧)。

村松泰子(2011)「社会の再生とメディアの果たす役割」日本婦人団体連合会編『女性白書 2011 日本社会の再生にジェンダーの視点を』96-98 頁。

内閣府 男女共同参画局 (2017) 『平成 29 年版 男女共同参画白書』 61 頁。

日本民間放送連盟編(2017)『日本民間放送連盟年鑑 2017』。

日本生命相互保険会社(2013)『ニッセイ「福利厚生アンケート調査』報告書―企業における若 者活用戦略と若者の就業意識の発行について』

(http://www.nissay.co.jp/news/2013/pdf/20131226.pdf 2018年5月26日閲覧).

大槻奈巳(2015)『職務格差 女性の活躍推進を阻む要因はなにか』勁草書房。

- 斎藤慎一(2012)「第 I 部 マス・メディアとジェンダー 第一章 ニュース報道とジェンダー 研究」国広陽子・東京女子大学女性学研究所編『メディアとジェンダー』勁草書房、31-64頁。
- 四方由美・石山玲子・北出真紀恵・小玉美意子・花野泰子・村松泰子・林怡蕿 (2016)『放送で働く男女に関する実態調査~女性たちは"活躍"できているか~ 2016 年 3 月』ジェンダー平等を目指す藤枝澪子基金助成報告書。
- 四方由美(2011)「日本と世界の報道機関における女性 国際女性メディア財団が報告書を公表」 日本新聞協会『新聞研究』No.724、81-84 頁。
 - ----(2017)「日本のメディアにおける女性活躍推進」日本学術会議『学術の動向』874-79 頁。

武石恵美子(2014)「女性の昇進意欲を高める職場の要因」『日本労働研究雑誌』33-47頁。

Distorted Intention of the Female Lawmakers: The making of the Anti-Prostitution Law in the 1950s Japan

Aiko Tanaka

This paper explores the making of the Anti-Prostitution Law which was promulgated in 1956 in Japan, and reveals how the female lawmakers who played the major role in introducing this law was distorted, and calls attention to the mechanism by which a composition of antagonism between women was created despite the fact that women's real intention was to confront men.

Japan introduced the state-licensed prostitution system at the end of 19th century. Although this system was officially abolished in 1946 by the Allied Powers occupying Japan following its defeat in World War II, the Japanese government practically continued to permit and control the prostitution business in the so-called red-light districts. It was not until the Anti-Prostitution Law was enacted that the prostitution business was banned. However, this law was far from what the female lawmakers had expected, for it only banned the solicitation of prostitution and did not have a penal provision for the act of prostitution itself. The female lawmakers were seeking stricter provision that banned prostitution including those acts done in the absence of coercion.

The majorities of recent studies interpret the female lawmakers' call for strict legislation on the basis of hatred and disdain toward prostitutes, as it was interpreted at that time. However, by analyzing the record of the Diet sessions pertaining to the making of the Anti-Prostitution Law, this paper shows that the image of the female lawmakers asking to punish prostitutes on the basis of hatred was created by the ministers and the male lawmakers who were against to ban prostitution.

The female lawmakers mainly asked to criminalize prostitution not by hatred but to end the conventional policy to acquiesce the prostitution business by the excuse that women are selling sex by their free will. Moreover, the female lawmakers were asking the government to place prostitutes on probation instead of instantly penalizing them. Also, it was the female lawmakers who tried to promote national budget to lead the prostitutes to welfare. It is true that the female lawmakers, so as the government and the male lawmakers, had lacked the perspective to see prostitution as work and failed to initiate a law to protect sex workers' right. In this sense, the female lawmakers could not be the representatives of some prostitutes who desired to work as a sex worker. Though, in the dominant framework of "punishment or protection", it was the female lawmakers who demanded budget for shelters and welfares to "protect" prostitutes.

Nevertheless, the government had criticized the female lawmakers as if their only intention were to put prostitutes in jail. The government pretended to oppose banning prostitution for the compassion for prostitutes, when their real intention was to exempt men who buy sex from punishment.

ゆがめられた女性議員の意図

----売春防止法の制定と〈女性の分断〉----

田 中 亜以子 (関西学院大学・非常勤講師)

はじめに

売春防止法(以下、売防法)とは、売春の周旋や場所の提供など、「売春を助長する行為等を処罰」する法律である。1956年に制定、58年に施行されて以来、現在に至るまで効力を有している。周知のように、かつて日本には国家が公然と売春業を管理する公娼制度が存在していた。公娼制度は、1946年に連合国軍最高司令官によって廃止されたものの、それ以後も、政府は全国 $1000 \, \mathrm{rm}$ 以上の売春街を「赤線」と命名し、黙認する方針をとり続けた」。売防法が成立したのは、まさにそのような状況下においてであった。では、売防法の成立には、いかなる歴史的意味があり、私たちの性意識をどのように規定してきたのだろうか。これを明らかにするためには、いかに、そして、いかなるものとして売防法が成立したのか、様々な角度から詳細に検討する必要がある。

本研究では、売防法が成立したことの意味を、特に〈女性の分断〉に焦点を当てて検討したいと考えている。明治以降、日本で制度化されてきた売春とは、女性の性を男性に売るものであった。そのため女性は観念的に売春に従事しない「妻」と売春に従事する「売春婦」に二分されてきた。これを踏まえるならば、売防法の成立は、女性の二分法に、ひいては性の領域におけるジェンダー秩序に、どのようなインパクトを与えるものだったのか、という問いが生じるのである。

もっとも売防法を論じる従来の研究においても、〈女性の分断〉をめぐる考察がなされてこなかったわけではない(藤目 1997、藤野 2001、出岡 2009、平井 2014、林 2015 など)。しかし、それらの研究は、国家による性政策としての売防法の性質、あるいは、売防法をめぐる特定の人々の主張や運動の内実を明らかにすることに主眼を置くものであり、売防法の成立による〈女性の分断〉の質の変容や再構築過程の総体を解明しようとするものではない。それに対して筆者は、〈女性の分断〉や〈女性の分断〉を支えるジェンダー秩序を主軸として、売防法の成立過程を検討する研究を展開していきたいと考えている。その第一歩として、本稿は売防法の制定において中心的な役割を果たしたとされる女性議員に注目し、〈女性の分断〉をめぐる彼女たちの立ち位置を明らかにするものである。

では、これまでの売防法をめぐる研究は、女性議員について何を論じてきたのだろうか。売防法の制定に至る国会審議の過程を整理した藤野豊は、法案の内容に関して「娼婦への処罰を優先させる女性議員と娼婦への保護を優先させる法務省という皮肉な対立構図」が見られたと指摘している(藤野 2001、226)。そして、そのような構図に、先行研究の多くは、「売春婦」に対する女性議員たちの「反感」や「憎悪」を読み込んできた(藤野 2001、184、出岡 2009、53)。すな

わち、女性議員らは売春を行う当事者に寄り添うことなく(藤目 1997)、売春を「悪」として批判することで、家庭における「一般女性」と性労働の場の女性である「特殊女性」との分断を強化した(平井 2014、233)という見方が主流を占めてきたのである。一方、こうした見方とは異なる見解も提示されている。売防法を求める女性議員らの声を紹介した林葉子は、女性議員らが「同じ女性」(林 2015、337)として、搾取されている「売春婦の権利」(同、337)を守ろうとしていたと評価する。すなわち、先行研究においては、女性議員の立ち位置について、一見相入れない解釈が存立してきたのである。

いったい女性議員らは女性の連帯を求めたのか、分断を強化したのか。本稿では、実に8年もの歳月を要した売防法制定に至る国会審議の流れを詳細に分析することで、女性議員をめぐる従来の見解の対立を解きほぐしていきたいと思う。その上で、女性議員らが〈女性の分断〉をめぐってどのような位置にあったのかを再考したい。そのために以下では、まず女性議員らが、国会審議の中心に躍り出る以前の議論を整理し(第1節)、続いて売防法の成立を強く求めていった女性議員らの意図を明らかにする(第2節)。その上で、国会において女性議員と「売春婦」の間の分断がいかに煽られたのか(第3節)、さらに実際に成立した売防法が、いかに従来指摘されてきた以上に女性議員らの意図に反するものだったのかを論じる(第4節)。

1. 「婦人議員団」結成以前の議論

1) 政府による売春等処罰法案の提出:1948年

売春防止法の素案ともいえる売春等処罰法案が政府によって提出され、はじめて国会において 議論されたのは、1948年の第2回国会においてである。政府がそのような法案を提出した背景 には、売春に従事する女性のみをターゲットにした性病対策・売春取締では限界があるとみた連 合国軍最高司令官総司令部(以下、GHQ)によって、日本全体を対象にした予防・取締りの実 施を迫られていたことがあった(奥田 2007、32)。

法案の内容は、「売春した者」および「売春の相手方となつた者」を処罰するとともに(六箇月以下の懲役若しくは五千円以下の罰金又は拘留又は科料)、売春にかかわる周旋、場所の提供、契約等を行うことを禁じるものであった。中でも重罪とされたのが娼家を経営することと、売春の報酬の全部又は一部を収受することであった(五年以下の懲役又五万円以下の罰金)。すなわち、政府の提出した売春等処罰法案は、売買春行為を行った当事者を処罰するとともに、売春業者をいっそう厳しく罰し、解体しようとするものであった。

では、こうした法案が提出されたことの意義はどこにあったのだろうか。それを理解するためには、法案が提出された当時の売春をめぐる枠組みを把握しておく必要がある。

1946年1月21日、連合国軍最高司令官より「公娼制度廃止に関する件」と題する覚書が出され、表向き日本における公娼制度は廃止されることとなった。しかし、同年11月14日の次官会議において、集団的な管理売春を黙認していく方針と、そのための方法が日本側において決定されている。その方法とは、娼家を特殊飲食店と呼びかえ、「接客に従事する婦女」については「酌婦又は女給等の正業」をもつことを定めることにより、飲食店に勤める酌婦や女給が「自由意思」によって売春をしているという形式を採ることである²。かくして特殊飲食店街、通称「赤線」

が政府主導で誕生した。政府は、男性には性の「はけ口」が必要であるという前提の下、女性を「一般婦人」と「特殊婦人」に分断し、前者に貞操を求めるとともに後者に男性に買われることを求めるという従来の秩序を維持することを決定したのである。

一方、翌 1947 年 1 月 14 日には GHQ によって売春業を取り締まるポツダム勅令第九号が発令された。その内容は、「暴行又は脅迫によらないで婦女を困惑させて売淫をさせた者」および「婦女に売淫させることを内容とする契約をした者」に懲役または罰金を科すものであった。しかし、ポツダム勅令第九号下にあっても、売春業者は「家屋の一部を娼婦に貸与し、娼婦はその一室を借りてみずからの自由意思によつて売春を行う」という「脱法的な形」が依然としてとられ続けたと、後に法務省刑事局長が証言している。

このような状況を踏まえたとき、1948年に政府が売春等処罰法案を提出したことの意味がはじめて浮かび上がってくる。すなわち、「売春した者」および「売春の相手方となつた者」を処罰の対象とする売春等処罰法案は、「自由意思」による売春という建前を盾に勅令第九号による規制をかいくぐって営業する管理売春業者を解体しようとするものだったのである。結局、この法案は十分に議論されることなく審議未了となる。だが、「自由意思」という建前によって管理売春(「赤線」)が横行する日本特有の事情によって、売春業者を取り締まろうとするならば、売春業者だけでなく、「自由意思」なのか否かを問わず売春を行った当事者をも処罰の対象とすることを求めざるを得ない状況が存在したことを押さえておきたい。というのも、ここにこそ、後に女性議員らが「売春婦」に対する処罰規定を求めていく根本的な理由が存在するからである。

2) ポツダム勅令第九号の法律化:1952年

第2回国会に続いて売春をめぐる法律が国会で議論されることになったのは、1952年の第13回国会であった。1952年4月28日にサンフランシスコ平和条約が発効されることになったのを受け、ポツダム勅令第九号を存続させるか廃止させるかを決定する審議が行われたのである。勅令の存廃を議会に問うた法務省は、勅令を法律化することによって存続させることを望んだ。というのも、日本を「国際社会に伍して民主的な国家としていくためには、この程度の法規は必要欠くべからざるもの」であり、廃止すれば「国際的な日本の信用を害する」がらであった。売春の取り締りを行う法規が日本の国際的な信用に関わるものであるという認識は、1956年に売防法が成立するまで貫かれていくものであるが、その背景には、1949年に国連において「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」が採択されたことがあった。

このように、主として日本の国際的な体面を重視する視点から勅令第九号を存続させつつ、現状の黙認制度を維持しようとする法務省に対して、より厳格な法律をつくることによって「赤線」を廃止することを求めたのが、社会党議員の伊藤修と宮城タマヨであった。第2回国会において政府が売春等処罰法案を出した意図が、主としてGHQの要請に基づく性病管理にあったのに対し、伊藤や宮城が売春を取り締まる立法を求めたのは、「人権」という視点からであった。「前借」によって身体の自由を拘束され、業者によって不当に搾取されている「売春婦」たちに「解放」をもたらすことが念頭に置かれたのである。特に宮城タマヨは、女性が買われる状況を放置する現行の黙認制度は「男女不平等」であると訴えた。「赤線」を廃絶し、買われる女性をなくすことで、性に関して男女が対称的な位置にあるジェンダー秩序の実現を求めたのである。

そのために宮城らが求めたのは、売買春行為自体を禁止する立法であった。それはとりもなおさず、買春男性だけでなく、売春に従事する女性に対する処罰規定を設けることを意味した。だが、注意すべきは、そのような規定が「自由意思」という建前を突き崩し、「売春婦」を搾取する売春業者を解体するためにこそ必要とされたのだということである。つまり、「売春婦」を憎むがゆえに、罰を与えることが主たる動機となっていたわけではなかったということである。実際、宮城らは女性たちが売春に従事する理由の大半が生活難であることを挙げ、「強い罰則を持ちました法律」だけでなく、「社会保障制度の確立」が必要であると訴えた。

法務省は宮城・伊藤の主張に表向き同意し、今回は時間的な余裕がないため勅令第九号をそのまま法律化するが、政府は近々新たな売春禁止法を国会に提出するという形で合意が形成されていった。にもかかわらず、その後政府が売春禁止法案を出すことはなかった。そのため伊藤修と宮城タマヨ他三名は、1953年3月の第15回国会において、民間からの寄付を元手にした「売春婦」の保護策の構想とともに、売春等処罰法案を議員提案するに至る。しかし、法案提出直後に国会が解散されるという憂き目にあい、十分に議論されないままに審議未了となった。

それ以後、宮城タマヨや赤松常子など社会党の女性議員を中心に、政府に売春禁止法の提出を促す発言が、法務委員会において繰り返されていくことになった。売春禁止法の内容として社会党議員たちが要求したのは、①「売春婦」の厚生面を先決問題とし、予算措置を講じて保護施設をつくること、②「売春婦」に対する処罰規定には、罰則だけでなく保安処分を入れることの2点であった。自ら議員立法で法案を提出するのではなく、政府に法案を出すことが望まれたのは、まさにこれらの条件を議員立法では満たすことができないと考えられていたからである。議員立法では予算措置が講じられず、また当時刑法において刑罰と保安処分を両立させることは立法技術上困難であると認識されていた。のである。

後述するように、社会党は後に「婦人議員団」と足並みをそろえて、売春等処罰法の成立を後押ししていくことになる。そのような社会党は、売買春を行った当事者への処罰を求めていたものの、「売春婦」を厳罰に処すのではなく、むしろ保安処分に処し、保護施策を実施することを求めていた。そして表向き政府もそのような構想に同意していた。すなわち、「売春婦」に対する処罰規定を設定することで管理売春を解体することと、「売春婦」に対する保護施策を求めることは一体の主張となっており、藤野が指摘するような「娼婦への処罰を優先させる女性議員と娼婦への保護を優先させる法務省」(藤野 2001、226)という対立構図は未だ形成されていなかったのである。では、そのような構図はいかにして形成されていったのだろうか。あるいは、本当にそのような構図は存在したのだろうか。次節では女性議員たちの動向と彼女たちの政治的ヴィジョンを明らかにする。

2. 「婦人議員団」の結成とそのヴィジョン: 1954-55年

1) 搾取組織の網から福祉の網へ

衆参婦人議員団が結成されたのは、再三の催促にかかわらず政府による売春禁止法案が提出されない状況が続いた、1953 年 11 月 8 日のことであった。後に藤原道子が「婦人議員団は売春問題を解決しよう、このためにできたと言つても過言ではない」 10 と述べている通り、第 1 回目の

会合において¹¹、売春禁止法に関して政府提案がなければ女性議員の共同提案を出すという方針が早速まとめられた。そして、その後も女性議員らは政府に対して法案提出を催促し続けたものの、政府から法案が提出されることはなかったため、女性議員たちは賛同する与党男性議員らをも提案者に取り込み、第19回国会(1954年)¹² および第22回国会(1955年)¹³ において、自ら売春等処罰法案を提出することとなった。

女性議員らが売春等処罰法を提出した最大の理由は、人身売買によって、あるいは、甘言に騙されて売春業者に囚われ、その売り上げの大半を搾取されている「売春婦」たちを救い出すことにあった。例えば神近市子は、「店にやくざ上がりの暴力団がいて…女の出入りにもつきまとうし、そうして少しかせぎが悪ければ、きたない言葉でののしられおふろにも入れられない」はという、吉原や新宿から逃げてきた女性たちの声を紹介し、「もうあさつてでなくあしたの問題というように考えて親切に扱ってやっていただきたい」」を訴えた。農村部において親の借金のために子が「身売り」することを当然のこととする意識が未だ強く存在する中で、「赤線」は売られてきた少女たちの搾取の温床になっているという認識があったのである。さらに、敗戦の混乱によって、そのような搾取はかつてないほど広がっているという認識ももたれていた(林2015)。

両国会において提出された売春等処罰法案は、第2回国会、第15回国会に提出された法案と同様、売春業者を罰することに主眼をおくものであったが、売買春行為を行った当事者をも処罰の対象とするものであった。その理由は、第2回国会、第13回国会における議論と同様、売春行為そのものを禁じない限り、「自由意思」という抜け道を用意されてきた業者を取り締まることはできないという認識が存在したためであった。「置屋業者の搾取をやめさせるということだけの法律でございましたら改めて法律を作らなくても、現行の法律を十分一○○%に活用するだけでも実績が上つてくると思われるのでございます|」でと福田昌子が訴えた通りである。

すなわち、女性議員らが売春行為自体の禁止を求め、売買春を行った当事者を刑罰の対象としたのは、根本的には業者に抜け道を与えないためであり、「売春婦」を罰することに主目的があったわけではない。実際、「売春婦」に対しては保安処分あるいは保護観察の規定を加えたいが、技術的に一本の法律にはできないため、実施要綱で補うことが説明されている18。

さらに、女性議員たちは「売春婦」に対する保護施策の実施を重視していた。そのために何よりも必要とされたのが、国家予算であった。たとえば、女性議員たちは 1955 年度の予算編成において、「売春婦」に対する保護施策の予算や生活保護費が減額されていることを厳しく追究した 19 。あるいは、1955 年度の予算編成に際して、民間の婦人更生施設のための補助金 3 千万円が削られようとして、女性議員たちの努力によって 2 千 5 百万円が復活したという経緯も存在した 20 。女性議員たちにとって、法によって売春を禁止することは、売春に従事せざるを得ない貧困女性に国家予算を割くことと切り離せなかったのである。神近市子が全日本婦人議員大会 21 において語っているように、売春等処罰法案は、「法の保護を受けることも知らない」貧困女性たちが、「搾取組織」による「大きな網」に「巧妙」に取り込まれる前に、法と福祉によって保護すべきであるというヴィジョンの下に 22 提案されたのであった。

言い換えると、「赤線」の廃止は、福祉予算を使って貧困女性を「救済」することと表裏一体の政策として求められていた。貧困によって一部の女性が「特殊女性」として「一般女性」から

切り離され、男性に買われざるを得ない状況を政治によって解決する。それはまた、男性には性の「はけ口」が必要であり、「性欲」を垂れ流しにしてよい、あるいは、女性が「身売り」によって家族を救うことは美風であるとするジェンダーにまつわる通念を是正することでもあった。女性と同様男性も「性欲」をコントロールする必要があり²³、女性といえども家族を救うために「身売り」するまで自己犠牲を払うのは古い考えである²⁴。女性議員らの発言には、そのような思いがにじんでいた。しかし、女性の地位向上を願った彼女たちの思いは、逆に新たな〈女性の分断〉を生み出したと言わざるを得ない。

2) 新たな〈女性の分断〉

売春に従事する貧困女性たちの「救済」へと女性議員たちを突き動かした根底には、林葉子が指摘するように、「同じ女性」という名の下での「売春婦」への連帯が存在していたといえる(林2015、347)。そのような意識は、例えば、「男性である特権的な意識を一日でもよろしいからお捨ていただいて、女性の地位に立って、売春婦の立場に立ってお考えいただきたい」25 と男性議員に訴えた福田昌子の発言に明確に示されていよう。

ただ、注意すべきは、女性議員らが「売春婦」に見せた連帯が、売春の問題は貧困問題を超えて、女性全体の地位に関わる問題であるという認識に基づくものであったことである。全日本婦人議員大会において、藤原道子は「売春婦も女である。家庭の主婦も女である。やはり女というものは同じだから売春婦とか芸者買いをしている男には細君も遊び相手としてしか映らなくなる」26 と述べている。女性議員たちは「売春婦」を「救済」することによって、女性が単なる性的対象物と見なされる状況を改善し、女性全体の地位向上を達成しようとしていたのである。

したがって、女性議員らが連帯を示した「売春婦」とは「救済」を望む存在であらねばならなかった。逆に、そのような売春婦像に合致しない「売春婦」が念頭におかれる場合、「売春婦」は一転して「なまけている」「勤労意欲がない」と指弾される対象になるというダブル・スタンダードが存在した。例えば、一方で暴力団に囚われた「売春婦」たちの苦難を代弁した神近市子は、他方では「金がもうかり、生活が楽であるということ」で売春業に参入する女性たちを批判している 12 。名実ともに「自由意思」によって自ら売春に従事することを選ぶ女性は、男女の不平等を再生産することに加担し、理想的なジェンダー関係の実現を阻む存在として疎まれたのである。

どうしようもない貧困から「搾取業者」に囚われ、過酷な売春から逃れることを望む女性には連帯するが、「自由意思」によって売春を選ぶ女性は非難し、連帯から排除する。このような女性の選別は、家庭における「一般女性」と性労働の場の女性である「特殊女性」とを区別する分断(平井 2014、233)とは質の異なる分断である。「女」というカテゴリーに基づく連帯と地位向上を求めようとするが故に、望ましい「女」カテゴリーからはみ出る女性を排除する、新たな〈女性の分断〉が形成されていったのである。

ただ、「娼婦への処罰を優先させる女性議員」(藤野 2001、226)というイメージに反し、先に論じたように女性議員たちが処罰法と保護施策を一体のものとして捉えていたことは疑い得ない。にもかかわらず、次に見るように国会審議においては「娼婦への処罰を優先させる女性議員と娼婦への保護を優先させる法務省」(藤野 2001、226)という偽の構図がアピールされていくこととなった。

3. つくられた偽の構図:1954-55年

答えを先取りするならば、女性議員が「処罰」を優先しているというイメージを意図的に演出していったのは、売春等処罰法案の成立を阻止したい政府や与党議員たちであった。例えば歴代法務大臣は、売春等処罰法案を「総合施策」を欠き、「罰則のみに過ぎている」と批判し 18 、法務省こそが「娼婦」に温かい処遇をもたらそうとしているという印象を与える発言を続けた。特に巧妙だったのが、牧野良三法務大臣である。牧野は、売春等処罰法案を「こらこらと言って人を牢屋へ入れる事を手柄とする」法案 29 、あるいは、「ものを知らない人が、ただ人を憎んで形式的に取り扱った」法案であると断じ 30 、「売春問題に関しては婦人は気の毒な立場におる、そのことをあくまでも国家は同情してみるということが大切」である、と自らは処罰以上の施策を目指しているかのようにアピールした 31 。

こうした法務省の戦略を補強したのが、与党の男性議員らであった。日本民主党の三田村武夫は「鎖でつないで鉄格子の中に入れることが、一体白色奴隷の解放になるかということを私は叫びたい」32と発言し、女性議員たちが「売春婦」(「白色奴隷」)を「牢屋」に入れようとしているというイメージを強化した。

さらに、女性議員に対するネガティブキャンペーンは、議場の外でも行われていたようである。 堤ツルヨは衆議院法務委員会において、「福祉予算を伴わないところの法案を婦人議員が出して きたのはマスターベーションであつて、スタンド・プレイをやつておるのだ、年取つた婦人議員 のヒステリーだ」という声が男性議員から聞こえてくると訴えている³³。「福祉予算を伴わない ところの法案」というのは、通常、政府立法が予算措置を伴うものであるのに対し、議員立法が 予算措置を伴わないものであることを指している。すなわち、女性議員たちが政府案を待たずに、 議員立法で売春等処罰法案を提出したことが、「マスターベーション」「スタンド・プレイ」「ヒ ステリー」と批判されたのである³⁴。

しかし、女性議員らが「売春婦」に対して「処罰」のみを求めているとするのは、完全に事実に反している。前節で見たように、女性議員らは、常に売春等処罰法案を保護施策のための国家予算の獲得とセットで考えていた。そもそも女性議員らが政府案を待たずに法案提出に踏み切ったのは、提出前の予算委員会において、売春等処罰法案が成立したあかつきには予算を考えるという犬養健法務大臣の答弁を得ていたからであった³5。女性議員らは売春対策のための「予算を獲得するためにはどうしても何らかの法令の裏付けが必要」であると認識していたのである³6。その背景には、女性の貧困対策の予算を獲得することが極めて難しい状況があった。例えば厚生省婦人少年労働局は、1954年度55年度ともに、生活困窮状態にある女性に職業訓練を行い、かつ、生活資金等を貸し付ける「就職助成資金」のための予算を要求しているが、両年度ともに不成立であった³7。

このように女性議員らが「処罰を優先していた」とは言えないにもかかわらず、政府や与党は 虚偽の印象を形成し、〈女性の分断〉を煽ることによって、売春等処罰法案の成立を阻止しよう とした。その最大の理由は、出岡学が明らかにしているように、日米間の行政協定をめぐる密約 にあったと思われる。1953 年 9 月 29 日、行政協定を改定する議定書が締結され、米軍将兵・軍 属および家族に対して日米間で刑事裁判権が競合する場合、原則的に日本が第一次裁判権を有す ることになった(出岡 2009、50)。しかし、協定発効の前日である 1953 年 10 月 28 日、同協定 の運用を協議する日米合同委員会裁判権分科委員会刑事部会において、日本側代表の津田實法務 省刑事局総務課長は、「日本にとって著しく重要と考えられる事件以外については第一次裁判権 を行使するつもりがない」、「米兵の起訴をぎりぎり最小限にする」という密約を交わしていたの である(同上)。

とすれば、当然政府は売春等処罰法案の成立を阻止する必要がある。なぜなら売春等処罰法案は売春の相手方をも処罰するものであり、買春行為を行う米兵をも起訴せざるを得なくなるからである。すなわち、政府が売春等処罰法案に反対したのは、「売春婦」を処罰することに反対だったわけでも、その保護施策が欠如していたからでもなかった。その事実は、女性議員らが中心となって提出した売春等処罰法案が1955年に否決された後、政府が1956年に提案した売防法に色濃く表れることとなった。

4. 政府提出の売防法の審議:1956年

1) 売春行為自体の処罰をめぐって

売春禁止法を求める世論に押される形で、政府が1956年5月に提出した売防法は、「何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない」という規定をおきながらも、売春をすること、あるいは、その相手方となることに対する罰則を設けないという異例の体裁をもつものであった。もっとも、売春の周旋、契約、場所や資金の提供等については処罰を与えるものであり、とりわけ「売春をさせることを業とした者」に「十年以下の懲役及び三十万円以下の罰金」というもっとも厳しい処罰を科すものであった。しかし、女性議員らは、「自由意思」による売春という建前で業者が法をかいくぐる現状を突き崩すためにこそ、売買春行為を行った当事者への処罰規定を含む新法を求めてきたのであり、当然政府の売防法案は業者に抜け道を残す「ざる法」であるとして、厳しい追及がなされた。

それに対して政府側は、性行為の現場に踏み込む捜査は人権侵害を生じる恐れがあるという観点から売春行為自体を取り締まることに反対しつつ、実質的に「売春婦」は罰するのだということを強調した³8。どういうことかというと、政府の売防法案には、女性議員らが提出した売春等処罰法案には存在しなかった、「売春婦」を取り締まる新たな規定が設けられていたのである。すなわち、人の身辺に立ちふさがり、つきまとい、あるいは、公衆の目にふれるような方法で客待ちをする行為を「六月以下の懲役又は一万円以下の罰金」に処すという勧誘罪の規定である。

売春等処罰法案に対して、政府は「売春婦」に刑罰を与えることを批判してきた。にもかかわらず、自らが提出した法案は、買春を行う男性のみを処罰対象からはずし、実質的に「売春婦」には刑罰を科す、片罰のものだった。これに異を唱え、「売春婦」を刑罰ではなく「保安処分」や「保護観察」に付す規定を要求したのが、女性議員や社会党の男性議員たちであった³9。それまで「罰則に過ぎている」と批判されてきた女性議員たちは、むしろ容赦なく「売春婦」を罰する政府の売防法に反対する、最後の砦となったのである。

また、女性議員たちは「売春婦」が取り締まられるのに対し、その相手方となる男性が処罰の対象にならないことを唯一問題化した勢力でもあった。先頭に立ったのは藤原道子である。藤原は特に児童買春の事例を取り上げ、児童を対象とした買春においてさえ、男性を取り締まることができない不条理を、「相手方の幼い婦女をじゅうりんして恥としない男性、これらに対して一

体どうするか」 40 と訴えた。当時、児童福祉法において児童に淫行させたものは処罰の対象とされていたが、淫行した者については規定が存在しなかった。性を買う側の責任が一切問われない構造に対して、藤原は「需要と供給の原則によって、買う者があるから売るものが出てくる」 41 と言い切り、買われる側ではなく、買う側の行動こそが問われなければいけないことを鋭く指摘したのである。

とどのつまり、売防法は「ざる法」であり、かつ、売買春の原因を女性側に帰し、勧誘罪によって女性側を処罰する反面、男性の責任を不問に付す、きわめて不公平なものであった。女性議員らが求めたのは、そのような不公平を是正することであった。

2) 保護施策をめぐって

売買春行為を行った当事者の処罰をめぐる議論に加え、焦点となったのが「売春婦」に対する 保護施策の内実であった。売春等処罰法案を「総合施策」を欠いているとして批判してきた政府 が提出した売防法案には、「保護更生」に関する規定が盛り込まれており、その点において女性 議員たちが提出した売春等処罰法案と一線を画していた。その骨子は、「要保護女子」の相談・ 指導・保護を行う婦人相談所、および、「要保護女子」を収容保護するための婦人保護施設の設 置にあった。ただ、婦人相談所については都道府県に設置を義務付けるものであったのに対し、 婦人保護施設の設置については都道府県の任意とするものであった。

これに対して、「処罰」のみを求めているという批判とは裏腹に、その実、保護施策を求め続けてきた女性議員たちは、「婦人保護施設」の設置が任意であり、かつ、それに対する国の財政的補助も任意であるため、結局設置されないのではないかという不安を示した。実際、1956年度の予算編成に当たって、厚生省は婦人保護施設の建設のために14億円を要求したのにもかかわらず、4千万円の予算しか実現していない。しかも、1957年度の婦人保護施設のための予算獲得について問われた小林英三厚生大臣は、4億5千万から5億程度を考えていると答弁した42。これについては、1956年度においては当初14億要求していたこと、あるいは、かつて売春等処罰法案の審議過程において厚生省が婦人保護施設のためには80億の予算が必要であると試算していた事実を踏まえ、女性議員だけでなく、自民党の男性議員からも疑問の声が挙げられた43。

厚生省の答弁は、80 億あるいは 14 億という額は、法案の内容が決定しない段階での予算要求であり、政府提出の法案の内容が明らかになったため、予算額を修正したとのことであった。すなわち、売防法においては売買春行為を行った当事者が処罰されないため、検挙される「売春婦」の数を下方修正し、保護施設のための予算も減らしたというのである。加えて、施行までに猶予期間(1958 年 4 月 1 日施行)が設定されているため、「売春婦」自身が自力で「更生」することが期待されたことも、予算が減額された理由であった。「売春婦」については極力取り締まりもしないが、予算も割かないという政府の方針は明確であった。

こうした方針に呼応して、法務省側からは自ら唱えてきた「総合施策」の内実をすり替える発言がなされた。例えば、牧野良三法務大臣は、売防法は「刑罰を目的とする」ものでなく、「社会政策的文化立法」であると豪語したが、その内実は「恥ずかしい営みをする、こういうことをして自分の生活が続けられるものでないという心得を皆に推し進める、そういう国風をこしらえるということにあくまでも主眼を置きたい」45 ということであった。女性議員たちの提出した売

春等処罰法案の審議において、政府が刑罰よりも「総合施策」が必要であると主張したとき、その内容は保護施策を意味していたはずである。しかし、政府が売防法を提出するに至り、「総合施策」の内実は、「売春婦」にスティグマを付与することによって社会的制裁を加える国風をつくりだすことへとすり替えられたのである。

このような中、最後まで「婦人保護施設」を各都道府県に設置することを義務付けること、あるいは、母子福祉貸付金等の福祉予算の増額を求め⁴⁶、「売春婦」の福祉のため、すなわち女性の貧困のために予算を割くように求め続けたのが、女性議員たちであった。売春等処罰法案の審議過程においてつくられたイメージに反し、誰がもっとも保護施策に熱心であったのかは明らかであろう。

このように売防法は、売買春行為を行った当事者が処罰の対象からはずされ、かつ、十分な保護施策が伴っていなかったという点で、女性議員の抱いていた理想からはほど遠いものであった。女性議員らは、いずれ完全な法律をつくっていく第一歩であるという位置づけにおいて、悔しさをにじませながら売防法の成立に賛成したのであった。

おわりに

以上、1948年に政府が売春等処罰法案を提出してから、1956年に売防法が成立するまでの国会審議を検討してきた。その結果明らかになったのは、女性議員たちは「娼婦への処罰を優先させ」ており(藤野 2001、226)、「娼婦」に対する「憎悪」を抱いていた(出岡 2009、53)とする女性議員像は、売春等処罰法案の成立に反対する政府側によって、意図的につくり出されたイメージだったということである。実際には、女性議員たちは、「自由意思」による売春という建前を崩すために、「売春婦」に対する処罰規定を求めつつも、「売春婦」に対しては実質的には保安処分を求め、さらに保護施策や福祉資金に国家予算を割くために尽力していた。

女性議員のヴィジョンを特に〈女性の分断〉との関連で述べると、売春禁止法と福祉予算によって、男性の買春のために一部の女性が「特殊婦人」として切断される体制を改め、「特殊婦人」を「一般女性」の側に統一しようとするものであった。それは、男性をコントロール不能な「性欲」の持ち主として規定するとともに、常に女性が「性的存在」とみなされるあり方を是正し、性の領域におけるジェンダー対称性を実現しようとするものでもあった。

もっとも、よりジェンダー平等な秩序の実現を目指す余り、「自由意思」によって売春を職業として選ぶ女性たちとの間に新たな分断が生じていったのも事実である。これまでも指摘されてきた通り、女性議員らには、売春を労働として認め、セックスワーカーの権利を守ろうとする視点が欠如していた。しかし、当時の国会においては女性議員に限らず、そもそもそのような視点は皆無であった。「処罰か保護か」という時代的な限界を孕む枠組みの中で見るならば、女性議員たちこそ母子福祉資金や世帯更生費、就職助成金など売春に従事する女性たちに必要な予算を求め、「売春婦」の側に立っていたのであった。

すなわち、本稿が主張したいのは、女性議員たちの主張の負の側面を見据えるとともに、女性 議員らが「売春婦」と敵対する存在であるかのように〈女性の分断〉を演出した政府与党の作為 にも目を向ける必要があるということである。しかも、そのような演出をした政府こそ、その実 「売春婦」に対して薄情であった。というのも、政府提案の売防法は、買春男性を罪に問わずに「売春婦」のみを罰する片罰であり、さらに「売春婦」のために十分な保護予算を割かないかわりに、彼女たちに「恥ずかしいことをしている」というスティグマを付与しようというものだったからである。売防法は、男性の買春の自由を守り、そのために女性を「一般女性」と「特殊婦人」に分断するという旧来の秩序を、より目立たない方法で維持する法律であり、女性議員らの意図を裏切るものであったと言わざるを得ない。

注

- 1)「全国売春関係地域数、業者数、及び従業婦数」労働省婦人少年局編『売春に関する資料― 一改訂版』1955、95 頁。
- 2)「私娼の取締並びに発生の防止及び保護対策」(次官会議決定)同上、19頁。
- 3) 「第 16 回参議院法務委員会会議録第 6 号」1953 年 7 月 1 日 『性暴力問題資料集成 24』 不二 出版、2006、360 頁(同資料集成については、以下『集成』と略す。『集成 25』 も 2006 年発 行)。
- 4) 「第 13 回国会参議院法務委員会議録第 4 号 | 1952 年 2 月 13 日 『集成 24』 174 頁。
- 5) 「第 13 回国会参議院法務委員会議録第 5 号」1952 年 2 月 14 日『集成 24』180 頁。
- 6) 同上、182頁。
- 7) 同上、185 頁。
- 8) 同上、189頁。
- 9) 少年法を例外として、刑罰と保安処分を同一の法律によって規定することはできないとする 「二元主義」がとられていた。
- 10) 市川房枝編『全日本婦人議員大会議事録』婦人参政十周年記念行事実行委員会・残務整理委員会、1956、91 頁。
- 11) 第1回目の会合出席者は以下の通りである。衆議院:堤ツルヨ、萩元たけ子、神近市子(以上、社会党)、参議院:西岡ハル(自由党)、紅露みつ、最上英子、深川タマエ(以上、改進党)、赤松常子、加藤シヅエ、高田なほ子(以上、社会党)、奥むめお、高良とみ(以上、緑風会)、安部キミ子、長谷部広子、市川房枝(以上、無所属)、および、参議院議長河井彌八、労働省婦人少年局長藤田たき、同婦人課長田中すみ子。
- 12) 提案者: 堤ツルヨ、大石ヨシエ、戸叶里子、山口シヅエ(以上、右派社会党)、猪俣浩三、神近市子、萩元たけ子、福田昌子(以上、左派社会党)、高橋禎一、山下春江(以上、改進党)、山本勝一(自由党)。
- 13) 提案者:神近市子・堤ツルヨ他17名、賛成署名者:87名。
- 14) 「第 22 回国会衆議院法務委員会議録第 34 号」1955 年 7 月 11 日 『集成 25』140 頁。
- 15) 同上、143 頁。
- 16) 労働省婦人少年局編『年少者の特殊雇用慣行』上笙一郎編『日本〈子どもの歴史〉叢書22』久山社、1999、67頁。
- 17) 前掲注 9、207 頁。
- 18) 神近市子「第19回国会衆議院法務委員会議録61号|1954年5月24日『集成24』479頁。

- 19) 福田昌子「第22回国会衆議院法務委員会議録第39号 | 1955年7月19日『集成25』251頁。
- 20) 加藤シヅエ「第 22 回国会参議院会議録第 40 号 | 1955 年 7 月 25 日『集成 25』 265 頁。
- 21) 全日本婦人議員大会とは1956年に2月3日から5日にかけて、国会議員だけでなく県会議員、 市会議員、町会議員、村会議員、教育委員を含む総勢404人の女性たちが集まって開催され た集会である。『議事録』の存在については林(2015)に教唆された。
- 22) 前掲注 9、15-17 頁。
- 23) 藤原道子「第22回国会参議院法務委員会議録第18号|1955年7月19日『集成25』203頁。
- 24) 戸叶里子「第22回国会衆議院法務委員会議録33号」1955年7月9日『集成25』113頁、 紅露みつ「第22回国会衆議院法務委員会議録第34号」1955年7月11日『集成25』129頁、 中山マサ「第22回国会衆議院法務委員会・社会労働委員会連合審査会議録第1号」1955年 7月13日『集成25』149頁。
- 25)「第22回国会衆議院法務委員会議録第39号」1955年7月19日『集成25』251頁。
- 26) 前掲注 9、107 頁。
- 27) 「第 19 回国会衆議院法務委員会会議録第 60 号」1954 年 5 月 22 日『集成 24』471 頁。
- 28) 加藤鐐五郎法務大臣、同上。
- 29)「第22回国会参議院予算委員会会議録第5号」1955年12月13日『集成25』298頁。
- 30) 「第 24 回国会衆議院予算委員会会議録第 9 号」1956 年 2 月 13 日 『集成 25』307 頁。
- 31) 同上。
- 32) 「第22回国会衆議院法務委員会議録第34号 | 1955年7月11日『集成25』133頁。
- 33) 「第19回国会衆議院法務委員会会議録第60号 | 1954年5月22日『集成24』469頁。
- 34) 林葉子は売春等処罰法案を提出した女性議員たちは、男性の性の放縦を許容しない点において「ヒステリー」「未熟」と評価されたと論じている(林 2015、342-344)。しかし、国会議事録を読む限り、「ヒステリー」「未熟」という中傷は、直接的には女性議員が予算措置と「総合施策」を欠いた法案を提出した点に向けられている。
- 35) 「第 19 回国会衆議院予算委員会議録第 10 号 | 1954 年 2 月 11 日 『集成 24』 424 頁。
- 36) 戸叶里子「第22回国会衆議院法務委員会議録第37号」1955年7月16日『集成25』185頁。
- 37)「第22回国会参議院法務委員会議録第18号」1955年7月19日『集成25』195頁。
- 38) 松原一彦政務次官「第五条によって売春婦を罰するのであります」(「第 24 回国会衆議院法 務委員会議録第 32 号」1956 年 5 月 10 日『集成 25』392 頁)。
- 39) 宮城タマヨ「第 24 回国会参議院法務委員会議録 31 号」1956 年 5 月 9 日『集成 25』381 頁、 吉田賢一「第 24 回国会衆議院法務委員会議録第 32 号」1956 年 5 月 10 日『集成 25』404 頁 など。
- 40)「第24回国会参議院会議録第51号」1956年5月21日『集成25』476頁。
- 41) 同上。
- 42)「第24回国会参議院法務委員会議録31号」1956年5月9日『集成25』375頁)。
- 43) 高田なほ子「第 24 回国会参議院法務委員会議録 31 号」1956 年 5 月 9 日『集成 25』378 頁、 真鍋儀十「第 24 回国会衆議院法務委員会議録第 34 号 1956 年 5 月 12 日『集成 25』418 頁)。
- 44) 小林英三厚生大臣「第24回国会参議院法務委員会会議録31号 | 1956年5月9日『集成

25』378頁など。

- 45) 「第 24 回国会参議院法務委員会議録第 20 号 | 1956 年 5 月 17 日 『集成 25』 453 頁。
- 46) 高田なほ子「第 24 回国会参議院会議録第 45 号」1956 年 5 月 9 日『集成 25』377 頁、西岡 ハル「第 24 回国会参議院法務委員会議録第 21 号 | 1956 年 5 月 18 日『集成 25』468 頁。

参考文献

出岡学「日米安保体制と売春防止法」『女性史学』第19号、2009、47-67頁。

奥田暁子「GHQ の性政策――性病管理か禁欲政策か」恵泉女学園大学平和文化研究所編『占領と性――政策・実態・表象』インパクト出版会、2007、26-32 頁。

林葉子「公娼廃止後の廃娼運動――売春防止法制定過程における女性議員の役割」出原政雄編『戦後日本思想と知識人の役割』法律文化社、2015、327-350 頁。

平井和子『日本占領とジェンダー――米軍・売買春と日本女性たち』有志舎、2014年。

藤野豊『性の国家管理――買売春の近現代史』不二出版、2001。

----『戦後日本の人身売買』大月書店、2012。

藤目ゆき『性の歴史学――公娼制度・堕胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ』不二出版、 1997。

산후풍의 질병서사를 통해서 본 한국 여성의 사회적 고통의 신체화

제소희 (나라여자대학교)

우울증이나 자살 연구 등을 통해 보듯이, 질병은 단순히 과학적 연구 대상이 아니라 병의 성격, 환자의 특성, 그리고 사회적 상황 등을 반영하는 사회문화적 산물이다. 또한, 산욕기는 신체적 변화가 일어나는 생물학적인 시기기도 하지만, 그 시기의 경험은 각각의 여성이 살았던 시대, 사회 상황, 문화적 규범과 밀접하게 연계된다. 본 연구는 동양의학에 뿌리를 두고 있는 '산후풍'이라는 병을 중심으로 여성들의 질병서사와 그 사회적 맥락을 분석하고자 한다. 연구를위해 2017년 7월부터 9월까지 경상도 거창 지역에서 현지조사를 수행하였으며, 약 35명의구술사 및 산후풍 이야기를 수집하였다. 35명 중에서 본 논문에서는, 1980년 이전에 아기를 낳은 여성으로 대상을 한정해 13명의 여성의 이야기를 고참한다.

여성들이 자신이 산후풍인지를 판단하는 기준에은, 일반적으로 산후풍의 증상이라 알려진 오한, 전신 또는 부분적 통증, 수족냉증, 부종 등의 증상의 여부가 아니라, 자신이 아기를 낳고 '제대로' 산후조리를 받았는지에 대한 개인적 해석이 크게 작용하고 있었다. 어떠한 산후조리를 받았어야 했는가 대해서는 과거의 사회적 '현실'과 현재 생각하는 '이상'이 대립항을 이루고 있다. 여성에게 부가된 노동이 면제되며, 자신에게 우선적으로 돌봄이 주어지는, 사회문화적으로 용인된 유일한 휴식기간이 산후조리 기간이었음에도 불구하고, 그 최소한의 돌봄조차 받지 못했다고 느낀 여성들은, 자신의 몸은 안 아플 수가 없는 몸, 산후풍에 걸릴 수 밖에 없는 몸이라고 판단하고 있었다.

많은 여성들이 산욕기의 어떤 사건을 통해 바람이나 찬 기운이 몸에 들어와 그것이 병의 원인이 되었다고 생각하고 있었는데 '바람이 들어가는'계기는 차가운 물리적 대상에의 노출과 더불어 그리움, 공포감, 서글픔, 고난 등의 심리적 상태와 결부되어 있었다.

산후풍에는 한국 여성이 겪었던 시대적 고통과 고난을 신체적 증상으로 표현하는 신체화의 측면이 존재한다. 그리고 한국에서 산후풍 환자가 드물지 않은 것, 그리고 그 병이 일반적으로 인정되고 있음을 감안하면, 산후풍 여성의 고통은 개인적 고난에서 비롯된 것이 아닌, 전근대의한국 사회에서 약자로서 살아왔던 여성들에게 공유된 사회적 고통이라고 볼 수 있다.

韓国女性のソーシャル・サファリングの身体化

:「産後風」の語りを中心に

諸 昭 喜 (奈良女子大学大学院)

1. 研究対象と目的

韓国では、出産後の養生を十分に行うかどうかで、その後の女性の健康状態が決まると考えられており、実際に多くの女性が慢性的な症状の原因を産後ケアの不十分さにあると認識している。そのような慢性的な症状の代表的なものが「産後風(サヌプン)」である。「産後風」は、韓国の漢方医学(韓方¹)では広く認められた病気で、韓国では自分が産後風にかかっていると考えている女性は珍しくない。

「産後風」に関しては、これまでも韓方と看護学の分野から研究が進められてきた。韓方医学の研究では、主に患者の症状とその治療に焦点が当てられ、看護学では産後の女性の健康を守るための病態の整理や看護の方法を扱った研究が多い²。これらの研究には以下の特徴がみられる。第一に、調査対象となった産後風患者は病院を受診した患者が中心であり、受診していない潜在的な産後風患者に対する研究は少ない。第二に、調査は疾病の治療や看護を中心に進められており、患者の語りの内容や、患者の人生をも含めた検討はなされていない。研究の多くが韓方医学と看護学の研究であるため、「産後風」を患う女性の社会的背景や、産後風と女性の人生との関係を多角的にとらえた研究はほとんど見られない。だが、病いは単純に医学的現象であるだけでなく、それを患う人々の置かれた社会的状況や文化的文脈の中で立ち現われるものである。そのことは、産後うつや自殺が社会的に構築されることや、文化結合症候群という存在からも明らかである³.4。

そこで本研究は、韓方医学で語られる「産後風」を対象に、それが女性の人生や経験と密接に結び付いたジェンダー化された病気であることを明らかにする。女性たちは、「産後風」の語りを通して、病気の症状やそれへの対処だけではなく、自らの結婚、妊娠、出産、貧困などの苦難の経験を語っており、それを通じて韓国社会のある時代におけるジェンダー規範や、その下での女性の葛藤状況が浮かび上がることになる。その意味で「産後風」の語りに耳を傾けることは「身体化(somatization)」5の現象を究明することにもなる。

2. 韓国における産後の身体観と「産後風」

「産後風」という病名は、中国漢代の張機(150?-219)の『金匱要略』に遡るとされるが 6 、韓国においては「産後風」のことばは、陳自明(1190?-1270)の『婦人良方大全』が始まりとされる 7 。この医書では「産後に風寒を避けずに、服を脱いで入浴したり冷水で洗濯をしたりすると、

その時には異常を感じなくとも、一カ月後には辱労が生じて腕、足、腰、太ももがずきずきうずき、重くなり、冷えが痛みとなって骨の中まで風が入って来るように感じる。これは、有名な医者でも治療することができない。だいたい産婦は100日間調理®を上手くすれば、健康を回復することができるので、気を付けなければならない」と記載されている®。この本は、朝鮮時代の医科試験科目の一つに挙げられ、朝鮮時代の医学教育機関であった「典醫監(1392-1894)」と「恵民署(1392-1882)」の教材で使われていたことから、東洋医学の医者は勿論、庶民の産後に対する一般的な意識を形成するのに大きな影響を与えたと思われる。

韓方医学の影響で、韓国では妊娠・出産の過程で骨盤だけでなくすべての関節が弛緩して弱くなるが、一定の時間を経て徐々に本来の形に回復すると考えられている。弛緩して弱くなった関節が本来の形に回復するまで、体に「風」が入らないようにする韓国の伝統的な産後ケアは「産後調理」と呼ばれ、その期間には物を強く握ること、重い物を持ち上げること、硬い食べ物を噛むことなどの「関節に負担をかける」行為は禁止される 10 。産後調理を行うために、韓国の看護学では 6 つことを守るように言われる。 1)無理に力を加えないで身体を保護する、 2)仕事をしないで休息を取る、 3)身体を暖かくして体を冷やさないようにする、 4)よく食べる、 5)丹念に世話をされる、 6)清潔を維持する 1 。

産後風の頻度に関しては、1991年の朴らの報告では、13ヶ月間にK大学韓方病院婦人科に入院した患者 54 例のうち、産後風患者の割合は 16 例(29.6%)を占めていた 12 。また柳によると、1997年にD大学附属韓方病院婦人科における 1 年間の外来患者 1162 例のうち、産後風と分類されたのは 153 例(13.2%)であった 13 。さらに、2006年に 200 人の韓方医を対象に行った研究によると、自分の患者に占める産後風患者の割合は 5%未満だと答えた医師が 70%と最も多かったが、5%以上 10%未満存在すると答えた医師が約 20%、30%程度を占めると答えた医師も約 4%存在した 14 。韓国では一般的に、産後風は治療しても完治しない病気と考えられており、産後風の治療のために病院を受診する人は少ないことを考慮すると、この患者の割合は無視できない数値である。このように、韓国において産後風の存在は一般に広く認識されているにもかかわらず、西洋医学においてこの症状は更年期特有の症状を誤診したものと見なされ、産後風という診断名は認められていない状態である。

3. 研究方法

韓国の慶尚南道の地方都市である居昌(コチャン)とその周辺の村において、2017年7月から9月にかけてインタビュー調査を行った「5。インタビュー協力者は、出産経験のある既婚女性35人で、年齢は39歳から91歳までである。インタビューは、町の会館や敬老堂と呼ばれる地域の集会所で、個別あるいはグループで行った。参加者の中には、産後風がない女性も含まれている。本論文では、35人のうち1980年以前に出産した13人のみを取り上げる。表1は、13人の女性の属性や出産、産後の状況を示している。1980年以前に限定するのは、韓国が都市化、核家族化、医療化などの急激な社会的な変化を経験したのは1980年代であり、それ以前に出産と産後を経験した女性たちの語りに焦点を当てたいからである。

インタビューに先立ち、研究目的を説明して同意を得、協力者の自由な語りを促すために質問

や介入を最小限にした。インタビューの内容は許可を得て録音し、同時にノートにも記載した。 なお本調査は、奈良女子大学の倫理審査委員会の許可を得て実施した(IRB 番号 17-14)。

4.「産後風」の病いの語り

以下では、自分がどうしてこの病気になってしまったのかについて、女性たちが語った内容を述べる。女性たちは、産後風が「(産後調理を) 十分にしなかった」、あるいは「間違った産後調理をした」場合に発症すると考えている。産後調理が適切であったのか、また十分に行われたのかは、個人によって解釈が様々であることから、個々の女性は症状に自分なりの意味づけを行うことができる。ここでは、以下の5つの点をめぐって、女性たちの語りを整理する。

1) 劣悪な出産環境

韓国では家に入る時、履き物を入って行く方向に向けたままで脱ぐことが一般的である。しかし、自殺などで死ぬ前には履き物を脱いで反対方向に回して置いておいたと言う。産婦が産室に入る前には、履き物を産室の外側につま先を向けて並べなおす慣習があった。当時は自宅分娩が大半であり、女性たちは「私は生きてこの履き物をまた履くことができるのだろうか」と恐れながら産室に入ったと言う。女性たちが描く分娩経験は、死に対する不安と恐怖に満ちており、治療やケアどころか、誰にも大切に扱ってもらえなかったという語りが見られる。女性たちは、「自分は人間ではなく獣みたいに子を産んだ」と言い、無事に出産できなければ子どもも産婦も死ぬのが当たり前だと思っていたと言う。インタビューの中で、出産の時に死んでしまった産婦や赤ん坊の話が語られるのは珍しくなかった。家庭で出産するのは不安な経験であり、分娩に付き添う人の役割や態度が重要視されていたことが、分娩の経験の中で語られていた。1976年に第一子を出産したLさんは次のように述べている。

産む時に出血があまりにも多過ぎて、そのままバタンと倒れてしまったの。産んだ後に私がどうしても立ち上がれないと言うと、夫が毛布で私をぐるぐる巻いて背負ったの。夫が私を病院に連れて行こうと言っても、姑が「(私を) そのまま置いておきなさい」と言ったの。夫が「このまま死ぬまで待っているつもりか。こんな風に放っておいて死んでもいいのか。」と怒って大声で叫んだの。それでも姑は病院へ連れて行こうとしなかった。それで夫がタクシーを呼び、タクシーで病院に行く途中に胎盤が出た。毛布にそのまま出てしまった。11月の寒い日に病院へ行ったのに、あんなにたくさん出血したのに、姑は入院させないって。点滴を少し受けてそのまま帰った。姑はお金の外には何も考えない人だった。その時は健康保険もなくて(病院の費用が)高かったけど…一番目の子を産んで、一週間ぶりに川におむつを洗いに行った。冷たい水に手を入れた途端、全身がピリッとしたの。冷気が入ってきて身体がカチカチに固まってしまって、身体が動かせない。全身が固まって動けない。ぶるぶるぶる震えながら家に帰った。今思い出してもぞっとする。全身が強張って息も苦しい。足も手も伸ばせなかった。それで今も冷たいものに触ることができない。だから私は床で寝ることができない。あの時は寒気が入っただけだったけれど、今は痛い。(Iさん)

このように、大切に扱われずに出産したという思いを抱えている人が大半だった。一方で、「私は病院で子を産んだから、産後風にはならなかった」(Lさん)と述べた人がいるぐらい、1980年以前までの病院出産は、安全で専門家の介助が得られる場所として理想化されていた。それに対して、介助者としての姑と義姉は素人である上、嫁にとっては難しい相手であり、むしろ抑圧者のイメージが強かった。女性たちが経験した出産は、現代の病院での分娩や産後ケアとの比較の上で、劣悪な出産環境と意味づけられ、それが「産後風」の原因になっていると彼女らは述べていた 16 。

2) 自分の家族との断絶

韓国では「女の声は家の垣根を超えてはいけない」という諺があった。女性は淑やかで従順であるべきとされ、女性の声が婚姻前には実家の垣根を、婚姻後には婚家の垣根を超えてはならないとされた。すなわち、女性は婚家の外に対して自分の意見を表出することや、実家、なかでも実家の母と連絡を取ることがあってはならないとされた。Aさんが書堂(庶民の私立教室)に行ったところ、それを聞いた父親は「女が勉強すれば、嫁に行っても手紙を出そうとするから、婚家から追い出されて帰ってくる。文字は男が学ぶものであって、女が学ぶものではない。」と言い、父に死ぬほど叩かれたと語った。このような規範がある中で、女性が実家の家族と断絶させられ、連絡すらできないのを最も辛く感じたのは産後であった。韓国では、産後調理は婚家の目上の女性、主に姑にしてもらうのが一般的とされていたが、多くの女性にとって産後のケアを姑に委ねることは気疲れすることであった。姑は実際にはあまり調理してくれなかったし、自分はゆっくり休むこともできなかったと語る女性もいる。女性たちの多くは、子どもを産んだ後は自分の母親に会いたかったし、自分の故郷と家族が本当に懐かしかったと語っている。実母に世話してもらったから、産後風になるはずがないと語った女性もいた。

この歳になると、全身がすべて痛いですね。でも私に産後風はない。うちの母が三・七日間(21日)は、私がお水に触らないようによくしてくれたから。綿のおむつも母がすべて洗ってくれたの。実家が近かったから、全て手伝ってもらうことができたの。普通なら実家には計報を伝えることもできないのに。婚家に大人がいると、実家の人は来たいと思っても絶対来られない。私たちは婚家の人はもう亡くなっていて義弟の嫁だけだったから、実家から母が来てくれた。(Mさん)

隣にいたインタビュー参加者:そう。婚家に舅や姑がいたらそれはできない。子ども産んだ としても。

このように、実家の母親に産後に十分に世話されたと考えている女性は、仮に体に痛いところがあったとしても、それを「産後風」だとは解釈せずに、歳のせいだと見なしている。実家の母のイメージは産後に一番強く現われ、産後の里帰りや実家の母親からのケアが理想的なものとして描かれている。

3) 貧困な生活の中で差別された女性

韓国では「女の人は生まれてから嫁になるまでお米の一升も食べられない」という諺があるように、米は、女の人には富と栄養の象徴であり、理想の食べ物であった。貧困な生活の中、米を含めてすべての食べ物、衣服などの物は上の人と男性に優先的に与えられた。Aさんは結婚してから「部屋で座って一緒にご飯たべたことはない。台所で娘や姪と残った食べ物を食べた。」と言い、Iさんも、自分が妊娠期間中に食べたたんぱく質は舅が食べ残した魚の頭しかなかったと語った。1960年代に出産したCさんは次のように述べている。

三番目の子を産んだ時、隣のおばあさんが分娩の介助をしてくれて、うちに何もなかったから自分の家へ帰ってお米を少し持って来てご飯とスープを作ってくれたの… 12 月だったから、本当に寒かった。そのおばあさんからご飯をもらったけど、娘二人がそれをみているのに、私がそれを飲み込めるか。上の子に一口、下の子にも一口食べさせて、私は蒸したさつまいもを食べたの。母乳をやる時期はとてもとてもお腹がすいて、山に行って野草を取って食べたり、水を飲んだり、塩まで食べたね… 四番目の娘を産んでも、洗濯物を洗ってくれる人がいない。それで、真冬だったけど、出産の次の日、川に持って行って洗ったの。そうしたらその日の夕方に痛み始めて、子どもを産むくらい痛かったのよ。どれだけ痛むのか恐ろしかったの。熱も上がって、手足も痛んで、頭も痛くてすごかったの。寒気も入って来て…腫れ始めてね…今の私は全身が痛くて何もできない。この病気は治らないって。すごく痛ければ痛み止めを飲んでそのまま過ごす。今もかなり苦しい。私の身体は病気の固まりだよ、病気の固まり。冷えたり疼いたり、とにかく手足が痛い。冬になるともっと痛くなるし、とても冷える。手足、腰、首の関節がすべて痛くて全身で痛くない部分はない。(Cさん)

Cさんの経験は、インタビュー協力者の中でも過酷な体験だが、1970年以前に出産した人の間では、貧しい生活のために産後にも「食べ物がなかった、食べられなかった」という話は一般的だった。それに対して、自分には産後風の症状がないと語った一人の女性は、その理由として「皆、お米を見ることもできない時代だったけれど、私は子どもを産んだ後で白いご飯を食べたから」(Jさん)と述べていた。産後風かどうかの解釈には、産後の食べ物の経験が大きく働いていると言えよう。

4) 女性たちの四重労動:生計労動、家事労動、育児・ケア労働、賦役労動

農村において、既婚女性たちは主婦であるだけではなく「生産者」であり、重要な「生計維持者」でもあった ¹⁷。農村では、女性は農作業だけでなく育児や家事労動も同時に担っており、男性よりはるかに労動に多くの時間を費やさなければならなかった ¹⁸。その上セマウル運動 ¹⁹ の時期には、村の婦女会に属して各種事業に動員され、所得増大のための副業までしなければならなかった ²⁰。従って、女性たちは四重労動—生計維持労動、家事労動、育児・ケア労働、賦役労動一で苦しんでいた。女性たちに付与されたこの過度な労動についての語りは、産後風患者からよく聞くことができる。1970 年代に第三子を産んだGさんは次のように述べている。

農繁期のある日、朝食を食べて仕事に出て、いざ働こうとしたら陣痛のような痛みがきた。でも私が仕事をしなければ他の人が大変だから、それでも仕事をした。仕事中にお腹が痛くなると、畦のところに座って我慢しながら。夕方になって坂を上がると、もう赤ちゃんが下に降りてきて、歩けない。家に着いてすぐに(体を)洗った。皆ご飯を食べるのに、私はお腹が痛くてご飯も食べられない。夕食も食べられなくて何の準備もせずに、そのまま産みました。1人目が5月21日の誕生日だから、ちょうど田植えをする時。だから三週間が過ぎると田植えに出て行った。田の水は(表面は)温かくても、土の中の足は冷えて死にそうだった。私の足は赤ちゃんを産んだ後の足(普通の状態ではなくとても弱い)なのに三週間後に田植えをしたので、産後の足が冷えて死ぬようだった。だからかもしれませんが、私の足は夕方には力が入らない。昼間に歩き回って帰ると、夕方に足がパンパンに腫れる。痛みはなくて腫れるだけ。(Gさん)

韓国では 1970 年代初から「緑の革命」が始まり、新品種の「統一米」が導入された。この品種は味が悪く、冷害に弱かったが、収穫量が 5 倍に増え政府が高価で買い入れたため、農家の経済は大幅に改善された 21 。米の収穫量の増加に伴い「白いご飯とワカメスープ」はもはや富の象徴ではなくなったが、逆に 1970 年代には産後にワカメスープをご飯にかけて、急いで食べて稲作を手伝ったという語りが多くなった。女性たちは農繁期には働かなければならず、農作業以外にも養蚕事業等に動員されて休むことができなくなったのである。

蚕をたくさん飼ったの。蚕を午後12時まで食べさせて、午後2時には子どもを産んだの。 蚕は糸を吐いてまゆを作るまで食べさせれば良いから、一週間おきに取る人もいるけど、私 たちは4日すればまゆを取って。それで私が子どもを産んで三日ぶりに起きた時にまゆを 取ったの。部屋の中で横になっていると、蚕がサクサク食べる音が聞こえて。それで、馬鹿 みたいに、産後なのに地面に座ってまゆを取り続けたわ。この下の膣の方に風が入ってしまっ て、腫れてきてどんなに苦しかったか(あなたには)分からないでしょう。それでも昔は病 院へ行くことも知らなかったから、うちの姑が麻を蒸して黒い布に入れて、それをずっと敷 いて座っていたら少しよくなった。二番目の娘を産んだ時も調理ができなくて、たくさん仕 事をしたから本当に苦労した。だから今こんなに私の足が腫れるのか。産後調理ができな かったから。(Hさん)

セマウル運動時代に養蚕を行っていたHさんにとって、産後調理もせずに労働したことが、現在の足の腫れと痛みにつながっている。だが、1960年代から80年頃までに産後を経験した女性たちは、「産後風は若い時は出ない」と述べ、人生の後半になって現れるという人たちが多い。大部分の女性たちは、産後風について、体が弱くなるにつれて症状が出るようになったと述べていた。その主な理由は、若い時には痛みを感じる余裕すらなかったからだと言う。

痛みは年をとってから現われるのよ。若い時には子どもたちを育てなければならないし、 飢え死にしないように何が何だかわからないまま生きたの。そんな時には痛みも感じない。 調理ができなかった人は年を取って病気が出てくる。子育ての時は忙しすぎて痛いと感じる時間もない。(Dさん)

女性たちが忙しすぎて痛みを感じる余裕すらない、という話は韓国だけのことではない。ジェンダーと病気の社会的脈略を扱った研究においては、貧しい生活の中で、女性が「病気にすらなれない」状況がしばしば見られる²²。韓国政府は1960年からセマウル運動と同時に、持続的に家族計画事業と啓蒙運動を通じて、母親の役割の重要性を強調するようになった。この過程で、女性の労動は家族に対する愛情と献身を象徴するものとして表現されるようになった²³。女性は自分の痛みや欲望は我慢して、他の家族のことを優先させてきたが、我慢をした挙げ句に自分の体が老化とともに弱くなると、産後風などの症状が出て来るのだと解釈している。

5) 出産の記憶と症状の発現

一部の女性たちは、「ドルシチャンヌンだ(誕生日がわかる)」という症状を訴えている。「ドルシ²⁴」とは、出産した時期になると、身体が覚えていて、身体が痛むというものである。産後風の症状は、トラウマ的記憶が生んだ身体的痛みと考えることができよう。Bさんとその友人は、次のような例を語っている。

Bさんの友人1:「ドルシチャンヌンだ」というのは、体を大事にしなかった人が、子どもの産み月や子どもの誕生日になると、急にあちこちが?痛くなったりすることよ。赤ちゃんを産んでからご飯を食べられずにヒョロヒョロしていた人は、ドルシ(誕生日)になるとまた身体がヒョロヒョロになってお腹がすいて、足を踏ん張ることもできないって。そのおばさんに聞いてみてね。ドルシチャンヌンの話を私にしてくれたから。

Bさん:ドルシチャンヌンダのこと、私は(子どもの)誕生日になると少しそうなって、すぐになくなる。ドルシの時には、食べても食べても空腹感が続く。

Bさんの友人 2: あの時、食べられなかったからだろう。赤ちゃんを産んだ後は朝ごはん、間食、昼ごはん、間食、夕ごはん、夜食の合計 6 食をちゃんと食べなければならないのに、その量が足りなかったから、今もドルシになるとお腹が空くのよ。

Bさんとその友人は、あたかも産後の空腹の体験がトラウマであるかのように、体がその時の 苦痛を記憶して繰り返すと述べている。出産と産後の身体的苦痛は記憶としてとどまり、毎年現 れることになる。

5. 考察

女性にとって出産とそれに続く産後の経験は、決定的な影響を与える記憶となって、その後何年もの間、体に影響を与えてきたと言える。産後は、どの社会でもほとんどの女性が経験する生物学的な時期であるが、その時期を女性がどのように経験するかは、その社会の女性の地位や役割、規範などと密接に関連している。女性たちの産後の経験は、それぞれの女性が生きた時代、

社会状況、文化的規範によって作り上げられることになる。したがって、本研究における産後風の語りには、1980年以前に産後を過ごした女性の人生と苦しみが記憶の主観的な解釈を経て集約されていると考えられる。

表1には、症状があっても産後風ではないという人たち(Jさん、Lさん)が含まれているが、それらの人と産後風があるとする人とを比較すると、産後風かどうかの基準は、寒気、(全身の)疼き、痛み、腫れ等の症状があるかどうかではなく、産後に「適切な」ケアを受けたと感じているかどうかであることがわかる。「適切な」ケアかそうでないかを表す女性たちのことばには、「理想」と「現実」が二項対立的に用いられている。たとえば、暖かさ/冷え、内/外(川、畑、田)、休息/労働、白いご飯とわかめスープ/空腹、実家の母/姑、病院出産/家庭出産といった二項対立は、自分の経験を形作る際の象徴的な言葉として用いられている。冷たい空気や水、冷たい食べ物、寒い部屋、川や田畑などの屋外の労働の現場は、産後なのにも関わらず、十分に食べられず、労働しなければならなかった貧しい生活、女性の置かれた過酷な状況を表現している。これらの言葉は、産後には一定期間労働の場から離れて休養しなければならないという規範があるにもかかわらず、それを満たせず、適切なケアを受けられなかったという女性の思いと結び付いて、体の不調を産後風として語ることにつながっている。

また、患者の語りの中には「風」や寒気が産後の体に入って来たという表現が多い。「風」は元々韓方医学では代表的な病因と考えられているが、風はその流動的な性質のせいで、体内の不特定の部位に異変をもたらし、さまざまな症状を引き起こすものとして語りの中でうまく利用されている。産後風という病気が近代医学で認められず、その症状が捉えどころのないものとされること、産後の弱った体にどこからともなく「風」が入るという説明は、産後風に多義的な意味が込められることとつながっている。たとえば、故郷から離れて実家(の母)に連絡もできなかった寂しさ、死まで考える非常に不安な分娩、婚家の家族のための生計労働や育児および家事労動の全てを担った苦しみ、出産後であっても軽減されることのない労動などのさまざまなことがらが、産後風という病気の原因として語られていた。その意味で、「風」が産後の女性の体に侵入するという説明は、産後風が女性の多様な経験を取り込む多義的な概念として作用するのを助けていると言えよう。

家族、子ども、村、国のために、女性が自分を犠牲にすることが美化されていた時代に、過度な労動を免除されて、自分が思う存分ご飯を食べられる唯一の期間が産後であった。産後が女性の人生で最も脆弱な期間とされ、産後の女性を周囲の女性たちが世話する習慣は世界的に見られるが25、その最小限の休みと世話すら享受できなかった女性たちの体には産後風という症状が現れるとされる。Lipowski は、心理的なストレスへの反応として、身体的苦痛を経験し表現する傾向のことを身体化と呼ぶと述べているが5、産後風は、韓国女性が自分の辛い感情を自分にも他人にも直接表現しにくい状況の中で、身体症状という形で表現したものと言えよう。

さらに、韓国社会において産後風患者が珍しくないことと、産後風の病の語りが一般的に認められていることは、このような女性の苦悩が一部の個人の苦悩ではなく、1980年以前の韓国社会や家族の中で、弱者として生きねばならなかった女性に共有される体験-ソーシャル・サファリング(Social suffering) - であったからだと言えよう ²⁶。ソーシャル・サファリングとしての産後風という見方には、この痛み(suffering)が、個人のライフスタイルからもたらされたので

はなく、ある時代の社会・政治的背景、たとえば貧困、女性の抑圧状況、ジェンダー規範などの 社会的な力によってもたらされたとする考えが含まれている。女性たちの語りには、貧困の中で 生計を維持し、「一度もゆっくり寝たことがなかった」、「食べ物を男性たちと目上の人にまず食 べさせて、自分は残った物を外の台所で食べた」、「殴られても上の人と夫には従順にしなければ ならなかった」などの話が一般的な体験として登場する。その意味で、産後風は韓国女性のソー シャル・サファリングが身体化されて表現されたものであり、産後風はそのような共有された体 験を言い表すことばとして、女性たちの間で長く受け継がれてきたのだと言えよう。

6. おわりに

韓国の産後風は、女性たちが生きぬいてきた時代の経験と密接に関連している。女性たちの産後風の語りの背景には、1980年以前の韓国の女性が置かれた不平等な地位、経済的貧困と過度な労動による心理的、肉体的苦痛があった。そしてそれらを語る共通のことばとして、産後風が用いられていると言える。このように産後風は、近代化以前の韓国社会において、女性という社会的弱者に対する保護の不在、放置を圧縮して現わす象徴的装置として機能してきたと言えるであろう。

表1 インタビュー協力者 Aから1まで9人は症状があると述べ、JからMまでの4人は産後風の症状ではないと考えている。

臨力者	生年	年	初産 の年	分娩場所と介助者	調理の時間	調理してくれた人	生存児数	産後風の原因として女性が語ったこと	産後風の症状
4	1935	84	1955	₩ 	五 分	なし	3男3女	服かいご飯やワカメスープなどは一杯も食べられなかった。 服かい部屋で休んだ事がない。	いつも身体から風が出る。 いつも来に当たっているように感じる。 全身がよくだなった。 おり時には手型が無れるだけだったけど、 70代後半から全身が離れて、筋肉が引っ張られるようになる。
м		不明 70代末						調理期間中にあまり食べ物がなかった	「ドルシチャンヌンダ」(身体が子どもの離生日を覚えている) 子どもを産んだ時になるとおなかが空いたような感じになる
υ	1941	7.8	1960	1番目と2番目は 実家の祖母 3番目 隣りのおばあさん 4番と5番目は一人で	価	おし	2男3女	出産直後、調理をしなかったから いっちストレスがあったから 末子を優んで外の水ボンプをたくさん使ったから	着数、履り取がずますの確じ、 蔡仪、履む。 今は余夢が痛い。 大徳でになった。 最後 田田の 原の海やもよく慰かない。 開後 配の原が非にはかからない。 田田が絶か 日日へん。 年やとめ ヒガンガム田や。
Q	1942	77	1942	自名				分娩の翌日 (川に) 洗濯しに行った	今は全身が痛くて、手が嫌れる。 産後すぐは痛くない。年を取ると体力が弱るから出てくる。
ы	1944	7.5					1男 1女	経験中1年開発は必然しかった。 おまり食べられなかった。 幕杆数九行しい時間エキンを強んで、 盟組をしてことがない。 消傷の後、 磨って反射の絞りの年業をして。	消極の後、目の周りが離れて来て手足が白くなって出血までした。 それ以後、足の上に石を置いているようにいつも重い。 脚がよく腫れる。
Б	1945	74	1965	自宅: 姑が1番目だけ、 2番目からは一人で	部	姑が1番目 の子の時だ け	2男1女	二番目の嬢だから姑が手伝ってくれなかった。 私のことは気にかけていなかった。 末子を5月1日に窓んだ後で9マジギ (6000㎡) の田様えをした。 薪もなかったから寒かった	懸から脚が痛い。特に膝から風が出て寒い。 産後すぐにみられる痛みの症状は産後風ではない。
5	1947	72	1969	自宅で姑と叔母 病院	田	姑	2男2女	産後3週間、ワカメス一プを一日6度しつかり食べた。 でも、3番目の子を5月に基心で由極は下撃に出て 足を士に入れた時、足が凍って痺れるほど冷たかった。 末子を産んだ三日目には起きてまゆから絹糸を取った。	その後は足が常に乗れるし、夕方になるとむくみが酷い。 でも手が壊れることは全くない。末子を産んで風が入った。
н	1950	69	1972	自名、振院	部	姑が 3日間ほど	2男2女	セマケル運動時代、後頭事業に動員されて調理ができなかった。 三日間部電子体がだった。 耳月の二日の前に産んだから、製成らが年始回りに来て一日も体めなかった。	今は全身が痛い。足と足の甲がいつも冷たい。
н	1950	69	1976	自宅: 姑と從叔母、 2番目からは一人で	田	1番目: 姑 と後板母 2番目: 姑 3番目はほ とんどでき なかった	2男1女	一番目の時、麻痛が四日間総き離産。分娩後も何も食べられなかった。 一週間後に川へ洗濯しに行く。当時、寒気が入って身体が硬直した。 3番目の出産後には調理をほとんどできなかった。	肩に乗気。冷たい床に座ったり横になったりできない。 調理ができなかったから寒気が入った。秦くなると痛くなる。
ь	1928	91		自 名: 格	Ш (Н	叔	1男1女	始が干どもを重めなかった(妊娠できなかった)ため、相線の息子を養子にした。 私が唯一の線だったから、大事にされて始がよく原後調理してくれた。 ご飯もワカメスープも作ってもらった。 夫が薬局を経営していて産後に漢方薬の2包みを作ってもらった。	なし。 格が電後側にかかっても、似は豊かに過ごしたからそんなものない。 本の時期、あまり食べられなくて音労した場合は、 精気になるからしれないが、私は苦しいことがなかった。 私も全身が痛い。 箱くない部分がない。 でも、これは産後側ではない。
Ж	1931	88	1952	自宅: 姑	ш И	姑 親聚の おばあさん	2男3女	子ども全産んで2週間、部屋から出ないように言われた。 新屋が書かったちこ~ラリ東を開ひ下ほど。 その時代、お米のない人が多かったけど、 私はワカメスープと自いも米のご飯をすっと食べた。 産後3週目になった時、実家の扱から その当時に初めて販売された珍しい落い下着を送ってもらった。	全くなし
П	1932	87	1957	病院 (日本で勉強した医 者だと強調)	一份	雇用	1男2女	2週間ずっとワカメスープとご販を食べた。 人を願って家事をさせ、自分は新生児のせわだけをした。	なし。 たの手首と手が備れる。 触って見るととても冷たいが、血液循環障害だと思う。 者い時からその部分がよく目なたかだけど。 画調できなかったからかかる産後無とは返うと思う。
×	1942	77		# #	実と宅家自	実験の母 (未の困題 が 亡 く な か っ た か 5)	3男1女	3週間まで実家の母が水を触らないように手伝ってくれた。	なし。 目分の兄弟は上の4人が子どもの時に死んでしまった。 目分が唯一の娘で両親が大事にした。 魔除けのお祈りも度々した(果母もいるが巫女が養母だったため)

注

- 1 「韓方医学」とは東洋医学の韓国の学派を意味しており、韓国では1986年に「漢」の漢字を韓国の「韓」に変更して「韓(方)医学」と呼ぶようになったため、現在韓国では「韓(方)医学、韓方医療、韓(方)医院、韓方病院|等の言葉が一般的に用いられている。
- 2 勝川由美、大賀明子、永井祥子、坂梨薫「韓国の出産と産後ケアの現状:産後ケア施設誕生 の背景と課題に関する文献検討」『横浜看護学雑誌』1号、2008、1-9頁。
- 3 松岡悦子「マタニティブルーズと産後うつ病の文化的構築」、波平恵美子編『健康・医療・ 身体・生殖に関する医療人類学の応用学的研究』国立民族学博物館調査報告 85 号、2009、 155-171 頁。
- 4 イヒョンジョン「自殺に関する文化的学習と再生産の経路:中国農村女性の事例」『ソウル 大学比較文化研究』第 16 券 2 号、2010、115-149 頁。 이현정「자살에 관한 문화적 학습과 재생산의 경로: 중국 농촌 여성의 사례」『비교문화연구』제 16 권 2 호, 2010, 115-149 쪽
- 5 Lipowski, Z.J., "Somatization: The Concept and Its Clinical Application," American Journal of Psychia try, Vol.145, No.11,1988, pp.1358–1368
- 6 Furth, Charlotte, A Flourishing Yin: Gender in China's Medical History,960-1665, Berkeley, University of California Press, 1999, p.64 より引用
- 7 韓国学中央研究院の「韓国民族文化大百科事典」サイトのデジタル陳自明『婦人良方大全』。 http://encykorea.aks.ac.kr/Contents/Item/E0024523
- 8 産後調理の「調理」は食べ物の料理とは関連がなく、体の養生を意味している。
- 9 高仁文、柳同烈「産後遍身疼痛に関する文献考察」『大田大学韓医学研究論集』第2券2号、1993、247-261頁。 고인문, 유동렬「산후편신동통에 관한 문헌적 고찰」『대전대학교 한의학연구소 논문집』제2권2호, 1993, 247-261쪽
- 10 パクシムン、キムヒョノク「産後調理院を利用した産母の産後調理に対する認知度と随行度」 『女性健康看護学会誌』第8券4号、2002、506-520頁。 박심훈, 김현옥, 「산후조리원 이 용 산모의 산후조리 인지도와 수행도」『여성건강간호학회지』 제8권4호, 2002, 506-520 쪽
- 11 ユウウンクァン「女性健康のための健康増進行為:産後調理の意味分析」『看護学探究』第2 券2号、1993、37-65頁。유은광「여성건강을 위한 건강증진 행위:산후조리의 의미 분석」 『간호학탐구』제2권2호.1993、37-65쪽
- 12 朴敬姬、梁秀烈、李京燮、宋炳基「産後風入院患者に関する臨床的考察」『大韓韓医学会誌』 第12券1号、1991、251-261頁。박경희,양수열,이경섭,송병기「산후풍 입원환자에 대한 임상적 고찰」『대한한의학회지』 제12권1호,1991,251-261쪽
- 13 柳同烈「産後風に関する臨床研究」『大田大学韓医学研究論集』第 5 券 2 号、1997、513-522 頁。유동열「산후풍에 관한 임상적 연구」『대전대학교 한의학연구소 논문집』제 5 권 2 호, 1997、513-522 쪽
- 14 ジンヨンゼ「産後風に対する韓医師の認識と治療方法調査」東国大学修士学位論文、2006、37頁。 진용재「산후풍에 대한 한의사의 인식과 치료방법 조사」 동국대학교 석사학위 논문、2006、37 쪽
- 15 居昌および慶尚道地域は、民間治療に対する知識や伝統的身体観を持つ老年層と科学的考え

- を持った若い世代が、産後風の診断と治療を担当する韓方医が多数存在地域であって研究対象地域として選定した。
- 16 出産が医療保険の対象になり病院で産む人が増えたのは、1988年以降である。農村の女性 たちにとって病院自体の不在、病院との物理的な距離、病院費の負担などのため病院出産は 夢のような存在であった。
- 17 シンギョンア「1990 年代母性の変化:犠牲の化身から欲望の人間に」シンヨンヒ外編『母性の言説と現実』ソウル、ナナン出版、1999、389-414 頁。 신경아「희생의 화신에서 욕구를 가진 인간으로: 90 년대 모성의 변화」신영희 외 편『모성의 담론과 현실』서울, 나남출 판사, 1999, 389-414 쪽
- 18 Boserup, Ester, Women's role in Economic Development, Earthsacn, Routledge, 1970, p.66 (2007 online edition)
- 19 1970年前後に、韓国の農村ではセマウル運動が本格的に始まった。これは農村環境改善、所得増大、そして精神革命を目標とする国家主導の農民動員プロジェクトであった。全国のほとんどすべての村で、年間約数百万人がセマウル運動の事業に割り当てられて動員された。村の人々は婦女会、青年会、青少年会などに組職化され、各グループでは指導者が選抜されて事業の目標量を割り当てられ、それを達成しなければならなかった。横田伸子「韓国におけるセマウル運動と農村女性の組織化と動員」『後発工業国における女性労働と社会政策』日本貿易振興会アジア経済研究所、2002、129-157頁。
- 20 農家の所得向上のための副業として、主に女性と子ども達が動員されたが、セマウル運動開始後は各村に設置された組合を通じて、自分が働いた分をすぐお金に換算してもらうことができるようになった。村の組合を通じて収入を得られるようになったことから、女性たちは自発的に副業労動を行うようになった側面もあると思われる。
- 21 キムテホ「統一米と増産体制の盛衰:1970年代の、緑の革命、に対する科学記述史的アプローチ」 『歴史と現実』 74 号、2009、113-145 頁。 김태호「" 통일 벼 " 와 중산체제의 성쇠:1970 년대 " 녹색혁명"에 대한 과학기술사적 접근」 『사상과 현실』 74 호,2009,113-145 쪽
- 22 Lorber, J., Moore, L.J., Gender and the social construction of Illness, Oxford, AltaMira Press, 2002, pp.1–2
- 23 ベウンギョン「韓国社会の出産コントロールの歴史的過程とジェンダー:1970 年代までの 経験を中心に」ソウル大学社会学科博士学位論文、2004、250-256 頁。 배은경「한국사회 출산 조절의 역사적 과정과 젠더」서울대학교 사회학과 박사학위 논문、2004、250-256 쪽
- 24 「ドル」は一歳になる、生まれて初めての誕生日を意味で、「ドルシ」はその方言である。
- Stern, G., Kruckman L., "Multi-disciplinary perspectives on post-partum depression: An anthropological critique," Social Science & Medicine Vol.17,No.15,1983, pp.1027-1041.
- 26 ソーシャル・サファリングとは、政治的、経済的、制度的な力が人間の経験に過酷な影響を与えることを指している。Kleinman, A.,Das, V., Lock, M., Social Suffering, Berkeley, University of California press, 1997 参考
- 27 韓国の「火病」とは、鬱や憤怒(火)などの否定的感情が蓄積されて生じる病いと一般的に 理解されている。主な症状は、熱感、呼吸困難、脈拍異常、睡眠障害などである。1994年

に DSM-IV に文化結合症候群として登録されたが、韓方では「火病」が文化結合症候群なのかをめぐって、現在までも議論が続けられている。 澤野美智子「オモニを通じてみる韓国の家族:乳がん患者の事例から」神戸大学院博士学位論文、2014、9頁。Suh, Soyoung, "Stories to Be Told: Korean Doctors Between Hwa-byung(Fire-illness) and Depression, 1970-2011,"Culture, Medicine, and Psychiatry, Vol. 37, 2013, pp. 81-104 参考

Images of Married Couples in the "German Legends": About "Married Couples Suspected of Adultery"

Chihiro KANO

(Baika Woman's University)

The "German Legends" contains 585 legends belonging mainly to the period between the 9th and the 16th centuries. Among them, a marital relationship exists among 67 human couples. These married couples can be classified into 6 patterns based on the behavior of the couple. Among the patterns, "married couples suspected of adultery" appear most frequently. They comprise 28 pairs.

A wife's adultery is mostly punished, even if it is based only on suspicion, while a husband's adultery goes unpunished. When a wife is suspected of adultery, the husband believes the words of others' rather than his wife's. His prejudice makes him blindly believe that his wife has committed adultery, and he tries to punish her. On the other hand, husbands who actually commit adultery are not punished. In fact, their adultery seems to be commended, because, in these legends, after committing adultery, they become recipients of "goods" offered by their adulterous partner.

This difference probably depends on the presence or absence of a successor. In the society of the Western Middle Ages, royal couples, especially, marry to make peace, to secure fortunes, and to get a successor. Securing a successor is very important for royal couples, because in a country without a successor, disputes can arise about succession, war, and so on. In the "German Legends," all wives who are suspected of adultery are those who have not produced an heir or successor. The reason a wife who has not committed adultery is punished can be interpreted as follows: A husband attempts to obtain a new wife for getting a successor. Hence, he falsely accuses his wife, who has been unable to bear him a child, of committing adultery and puts her to death to obtain a new wife. By the way, the "goods" that a husband gains from adultery is a metaphor for children or progeny. In short, a husband commits adultery not because he has a fondness for cheating, but because he needs to produce a successor to protect the country and his house as the lord of the country.

The reasons for adultery are different between people living in modern society and those in the Western Middle Ages. Even if married couples in the "German Legends" did commit adultery, it is not because they loved somebody other than their companion. Both acts, suspecting wives of adultery and committing of adultery by husbands, emerged from necessity based on the norms of the times, when having a successor was of paramount importance. This behavior of married couples in the "German Legends" was strictly tied to the "gender" norms for men and women in society.

『ドイツ伝説集』における夫婦像

―「不貞が疑われる夫婦」について―

蚊 野 千 尋 (梅花女子大学大学院)

1. はじめに

『ドイツ伝説集』 (Deutsche Sagen (1816/18)) には、グリム兄弟が主として文献から収集した 585 の伝説が収録されている 1 。グリム兄弟は、『グリム童話集』を 7 回改訂したのに対して、『ドイツ伝説集』は 1 度も改訂しなかった。それは、グリム兄弟が伝説をそのままの形で忠実に集めることを重要視したからである 2 。グリム兄弟は改訂により『グリム童話集』から結婚後の場面を削除し、「結婚=ハッピーエンド」の話に書き換えた 3 。一方、改訂されなかった『ドイツ伝説集』には結婚後の場面が残されており、話のなかから結婚後の夫婦の姿を読み取ることができる。伝説は話のなかに実在した人物の名前や地名、具体的な年代などが登場するため、事実に基づいたものであるという前提で語られる 4 。『ドイツ伝説集』には主に 6 世紀から 4 6 世紀までの中世を舞台とした伝説が収録されている 5 。そのなかで描かれている夫婦の姿を分析することによって、西洋中世の夫婦像の一端が垣間見られるのではないだろうか 6 。

夫婦と一口で言っても、その形はさまざまだ。夫婦のあり方は社会の影響を大きく受けており、時代や地域によって変わるものである。『ドイツ伝説集』からは、どのような夫婦像を読み取ることができるのであろう。

本稿では、『ドイツ伝説集』に登場する夫婦のうち、1番多く登場する「不貞が疑われる夫婦」 に焦点を当て、そのあり方を分析することによって、西洋中世における夫婦関係について考察していく 7。

2. 『ドイツ伝説集』に登場する夫婦の概観

『ドイツ伝説集』には、夫婦が 142 組登場する。ただし、今回の分析では、巨人や水の精など人間以外の存在との夫婦や、配偶者が登場せず夫婦関係が読み取れない夫婦、会話も共同作業もない夫婦などは分析対象として取り上げないことにする 8 。それらの夫婦を除くと、分析の対象となる夫婦は 67 組となる。なお、同じ話のなかに複数の夫婦が登場する場合は、話数を表す数字の後ろにアルファベットを付けて区別する。1番目に登場する夫婦は a、2番目に登場する夫婦は b、3番目に登場する夫婦は cとする。

これら 67 組の夫婦は、夫婦の行動から 6 つのパターンに分類することができる⁹。そのなかでもっとも多く登場するのが、不貞が疑われる夫婦で 28 組である ¹⁰。これら 28 組の夫婦は、妻の

不貞が疑われる夫婦と夫の不貞が疑われる夫婦の2つに分けることができ、妻の不貞はさらに5つのパターンに分けることができる。これら5つのパターンの妻の不貞が疑われる夫婦と、夫の不貞が疑われる夫婦について次の章で順番に分析していく。

3. 不貞が疑われる夫婦の分析

1) 不貞行為の誘いを妻が拒否する場合(2組)

(表1) 不貞行為の誘いを妻が拒否する夫婦の表

題名	階層	妻について	夫について	子ども
DS491 ¹¹ 后を試す ハインリヒ帝	貴族	・貞操観念が強く、家臣に言い寄られるが断る。 ・自衛能力が高く、家臣に犯されないように自分で用心棒を準備する。	・妻の貞操観念を試すため、 家臣を使って妻に言い寄ら せる。 ・家臣の格好をして妻の部屋 へ夜這いに行き、用心棒に 打ちのめされる。	後に 息子 1 人
DS516 風呂に入る代官	平民	・美しく敬虔な女性。・貞操観念が強く、夫の上司である代官に言い寄られるが断る。・代官に言い寄られていることを夫に告げる。	・誠実で敬虔な人物。 ・代官に誘われたが断ったと いう妻の話を信じて、妻を 強姦しようとした代官を殺 す。	なし

不貞行為の誘いを妻が拒否する夫婦は、2組登場する。2人の妻は、いずれも夫以外の男性からの誘いを断固として断る(DS491、DS516)。そして、男性から言い寄られたことを自ら率先して夫に告げる。この2人の妻はいずれも不貞行為の誘いに乗っておらず、自分の貞操を守ったため、罰を受けずに済む。

夫は、妻の説明を信じて妻の味方になったり (DS516)、妻の説明を聞いた後、妻の貞操観念 を試すために家臣に変装して妻の部屋へ夜這いに行ったりする (DS516)。

DS516「風呂に入る代官」では夫が殺人を犯しているにもかかわらず、その行動は「神が望み給うたこと(Das alles wollte Gott.)」¹²であるといわれ、処罰されることはない。夫の行為は、妻を強姦の危険から守ることになるので正当な行為と判断されるのであろう。

2) 妻に不貞容疑がかけられる場合(7組)

(表2) 妻に不貞容疑がかけられる夫婦の表

題名	階層	妻について	夫について	子ども
DS442 ヒルデガルト	貴族	・美しい女性。 ・貞操観念が強く、夫の異母弟に言い寄られるが断る。 ・夫の異母弟から不貞容疑をかけられる。 ・不貞を疑う夫から逃げ出し、ローマで薬師として生きる。	・異母弟の嘘を信じて妻が不 貞行為をしたと決めつけ、 妻を殺すよう家臣に命じ る。 ・しばらくして再会した妻か ら話を聞いて真相を知り、 妻と関係を修復する。	なし

DS465 蝋引きの下着 を着る王妃	貴族	・美しく、貞操観念が強い女性。 ・家臣によって不貞容疑をかけられる。 ・不貞容疑に対して抗議の断食をし、さらに神明裁判で身の潔白を証明する。 ・無実が明らかになった後、夫の元へ帰らず修道院で暮らす。	・家臣の嘘を信じて妻が不貞 行為をしたと決めつけ、妻 を殴る。 ・妻の言い分を聞かない。 ・神明裁判の結果を見て妻の 身の潔白を知り、讒言者た ちを首吊りに処す。	なし
DS482 聖女クニグント	貴族	・悪魔によって不貞容疑がかけられる。 ・神明裁判で身の潔白を証明する。	・悪魔による不貞の噂を信じて妻が不貞行為をしたと決めつけ、妻を詰問する。 ・神明裁判の結果を見て妻の潔白を知り、妻の足元にひれ伏して謝る。	なし
DS506 ブレンベルガー (伝説その 2)	貴族	・美しい女性。 ・夫に騙されて無実の騎士を 食べてしまったことを知 り、部屋に閉じこもって抗 議の断食をする。 ・断食して 12 日目に死亡す る。	・騎士と妻が不貞関係にある と思い込み、騎士を殺して その心臓を妻に食べさせ る。 ・妻の死後、妻を信じなかっ たことを嘆き悲しみ、自殺 する。	なし
DS513 トッゲンブルク のイダ	貴族	・夫に不貞を疑われ殺されかける。・無実が明らかになった後、 夫の元へ帰らず修道院で暮らす。	家臣と妻が不貞関係にあると思い込み、妻を堀へ突き落す。妻に、戻ってきてくれるよう何度も頼むが断られる。	なし
DS537 犂に繋がれた男	貴族	・美しく貞潔な女性。 ・貞操観念が強く、トルコ皇帝の部下に言い寄られるがなびかない。 ・夫から不貞を疑われた際、あらかじめ夫からもらっていた肌着の一部を示し、身の潔白を証明する。	・敵国で奴隷になっていたが、変装した妻に助けられる。 ・友人や親戚の言葉を信じて妻が不貞行為をした決めつけ、妻を詰問する。 ・証拠の肌着を見て、妻の潔白を知り、目に涙を浮かべて許しを乞う。	なし
DS538 ジークフリートと ゲノフェーファ	貴族	・美しく敬虔な女性。 ・貞操観念が強く、臣下に言い寄られるが断る。 ・不貞を疑う夫の元から逃げ出し、産まれたばかりの息子とともに森で生き延びる。 ・城に戻った数日後に息を引き取る。	・家臣の嘘を信じて妻が不貞 行為をして子どもを産んだ と思い込み、妻と子どもを 殺すよう家臣に命じる。 ・6年3ヶ月後、偶然再会し た妻の言い分を聞き、妻の 無実を知る。その後、嘘を ついた家臣を八つ裂きの刑 に処す。	息子 1人

不貞をしていないのにもかかわらず妻に不貞容疑がかけられる夫婦は、7 組登場する。これら7人の妻のうち、2人の妻は、妻に誘いを断られた男性の讒言によって不貞容疑をかけられる。夫の異母弟(DS442)や家臣(DS538)は、誘いを断られたことへの復讐として妻を陥れようとするのである。「妻が不貞行為をしている」と嘘の密告をされた夫は、妻の言い分を一切聞かず、告げ口した男の言葉を盲信して妻を疑い、妻に死刑を宣告する。

また、別の2人の妻は、夫自身の勘違いにより不貞容疑をかけられる。夫は、家臣が妻を讃える歌を熱心に歌い続けたため、家臣と妻が不貞関係にあると思い込んだり(DS506)、カラスが持ち去った妻の指輪を家臣が指にはめているのを見て、妻と家臣が不貞関係にあると思い込んだりする(DS513)。いずれの夫も、妻の言い分を一切聞かず、自分の思い込みだけで妻が不貞をはたらいていると思い込む。この場合、夫婦関係は修復されない。妻は断食して夫に抗議するが、認められずそのまま死亡してしまったり(DS506)、無実が明らかになった後も夫の元へと帰らず修道院で暮らしたりする(DS513)。

残りの3人の妻は、まったく関係のない第三者の男性によって不貞容疑をかけられる。妻を妬む家臣によって不貞行為をしたと誣告されたり(DS465)、悪魔によって不貞の噂が宮廷内に流されたり(DS482)、夫を助けるために長期間出かけた結果、夫の友人や親戚から外で不貞をしていたに違いないと責められたりする(DS537)。これらの場合も、夫は妻の言い分を一切聞かず、不貞をしたと決めつけて妻を責める。妻たちが、神の判断を問う神明裁判あるいは物的証拠で身の潔白を証明したとき、はじめて夫たちは妻たちの無罪を信じるのである。

妻に不貞容疑がかけられると、いずれの場合も、夫は妻の言い分を一切聞かず、男性の告げ口 や自分の思い込みを妄信して、妻が不貞をしたと決めつけるのである。

3) 妻自身が不貞を画策するが未遂に終わる場合(9組)

(表3) 妻自身が不貞を画策するが未遂に終わる夫婦の表

題名	階層	妻について	夫について	子ども
DS1a クッテンベル クの3人の鉱夫	平民	・夫が7年経っても帰ってこないので、再婚しようとする。・夫の帰還を心から喜ぶ。	・山崩れのせいで7年間鉱山 に閉じこめられ、もう1度 妻と一緒に食事をしたいと 願う。	なし
DS1b クッテンベル クの3人の鉱夫	平民	・夫が7年経っても帰ってこないので、再婚しようとする。・夫の帰還を心から喜ぶ。	・山崩れのせいで7年間鉱山 に閉じこめられ、1年でい いからもう1度妻と仲良く 暮らしたいと願う。	なし
DS75c 帽子小僧	平民	・尻軽。夫が旅立つや否や、 複数の男性と性行為をしよ うとする。しかし、帽子小 僧に邪魔されて失敗に終わ る。	・旅の間、妻が不貞行為をし ないように帽子小僧に見張 りを頼む。	なし
DS401 ロジムント、 ヘルキミス、 ペレデオ	貴族	・大公に不貞行為を持ちかけられ、夫を殺そうとする。 しかし夫に姦計を見破られ、夫に飲ませたのと同じ 毒を飲んで死ぬ。	・飲み物に毒が入っていることに気づき、抜き身の剣をかざして妻に毒を飲むよう迫る。・毒を飲んで死ぬ。	なし
DS444 ハンガリアか ら帰るカール	貴族	・貞操観念が強く、新しい夫 を迎えるよう家臣に言われ ても、断る。 ・国のために、再婚を決意す る。	・「10年以内に帰る」と約束 する。 ・9年後、天使の知らせで国 へ帰る。 ・帰国後、妻と関係を修復す る。	なし

DS479 無実の騎士	貴族	・騎士に不貞行為を持ちかけるが断られたため、夫に「騎士に強姦されかけた」と嘘を告げる。 ・嘘がばれて、火刑に処される。	・妻の話を信じ、騎士を打ち 首にする。 ・妻が嘘をついていたことを 知り、妻を火刑に処す。	なし
DS480 寡婦と孤児の 訴えを裁く オットー帝	貴族	・伯爵に不貞行為を持ちかけるが断られたため、夫に「伯爵に迫られた」と嘘を告げる。 ・嘘がばれて、生き埋めにされる。	・妻の話を信じ、伯爵を打ち 首にする。 ・神明裁判の結果を見て妻が 嘘をついていたことを知 り、妻を生き埋めにする。	なし
DS526 獅子公 ハインリヒ	貴族	・夫が7年経っても帰ってこないので、別の国の侯爵と結婚しようとする。・帰ってきた夫を、心から歓迎する。	・7年間国を留守にする。 ・妻の再婚の知らせを悪魔から聞き、悪魔の助けで国に 戻る。 ・帰国後、妻と関係を修復する。	なし
DS529 高貴なメーリ ンガーの巡礼	貴族	・夫が、約束した7年が終わ ろうとしても帰ってこない ので、別の国主と結婚しよ うとする。 ・貞操観念が強い。	・妻に許可をもらい7年間旅に出る。 ・妻の再婚の知らせを天使から聞き、聖トマスの助けで国に戻る。 ・帰国後、妻と関係を修復する。	娘 1人

妻が自分の意志で不貞を画策するものの、結局未遂に終わる夫婦は9組登場する。これら9人の妻のうち、2人の妻は夫が死んだと思ったために再婚しようとしたにすぎない(DSIa/b)。夫が7年間も帰ってこないため、妻は夫が鉱山で死んだものと思い、再婚を考え始める。しかし、再婚する前に夫が帰ってきたため、妻たちは夫の帰還を喜び、元通り夫婦として暮らす。妻の再婚は未遂で終わるため、妻が処罰されることはない。

他の 3 人の妻も再婚しようとするが、それは夫が長い間出かけたままで帰ってこないからである。妻は、9 年間(DS444)あるいは 7 年間(DS526、529)も夫が帰って来ないので、別の国の王(DS444、529)あるいは侯爵(DS526)と結婚しようとする。この 3 人の妻は全員貴族階層の妻である。国の主である夫が不在であると、国は荒れていく。国の平和を守るためには新しい領主を迎えなければならない。そのため、妻たちは国の荒廃を防ぐために仕方なく再婚しようとするのである。この場合、夫は妻の結婚式の最中に帰国する。妻は夫の帰国を喜び、妻と夫は元通り夫婦として暮らす。再婚は未遂に終わるため、妻が処罰されることはない。

残りの4人の妻は、夫が傍にいるにもかかわらず不貞行為をしようとする。妻は、夫以外の男性から不貞行為を持ちかけられ、その誘いに乗って夫を殺そうとしたり(DS401)、夫以外の男性に自分から不貞行為を持ちかけるが断られてしまったので、夫に「(その男性から)犯されかけた」と嘘の密告をして誘いを断った男性が死刑になるよう仕向けたり(DS479、480)、夫が旅に出ている間に複数の男性と寝ようとしたりする(DS75c)。しかし、いずれの場合も妻の不貞行為は失敗に終わる。夫を殺そうとした妻は、姦計に気付いた夫によって殺される(DS401)。嘘の密告をした2人の妻は、その後嘘がばれて死刑に処される(DS479、480)。複数の男性と寝ようとした妻は、夫が帽子小僧に妻を見張るよう依頼していたため、帽子小僧に妨害され不貞行

為は未遂に終わる (DS75c)。

これらをまとめると、夫が長い間不在であった場合は、再婚しようとしても妻は罰を受けることはない。妻の再婚は夫の帰還により未遂で終わるため、夫が帰還すると夫婦は元通りに睦まじく暮らす。一方、不貞の相手に唆されて夫を殺そうとした場合や夫に嘘の証言をして死者を出した場合、妻は夫に殺される。ただし、不貞行為が失敗に終わり、妻が画策した不貞の計画によって死者が出ていない場合は、妻は夫から罰せられることはない。

4) 妻が夫以外の男性との性行為を無理やりさせられる場合(3組)

(表4) 妻が夫以外の男性との性行為を無理やりさせられる夫婦の表

題名	階層	妻について	夫について	子ども
DS75b 帽子小僧	貴族	・大変な美人。 ・貞操観念が強く、夫の上司 から言い寄られるが断る。 その結果、夫の上司に強姦 される。	・上司から強姦されたという 妻の話を信じて、妻を強姦 した上司を殺す。・上司の妻と、胎児を殺す。	なし
DS404 アギルルフと テウデリント	貴族	・美しくて、貞淑な人物。 ・夫と勘違いして下男と性行 為をする。自身の勘違いに 最後まで気づかない。	・妻が下男と性行為をしたことに気づくが、妻を責めない。 ・妻を騙して強姦した犯人を、自ら探す。	なし
DS406 ロムヒルトと その子 グリモアルト	貴族	・貞操観念がゆるい。 ・敵の王に一目惚れし、自身 との結婚を条件に町を明け 渡す。 ・結婚翌日に、夫の命令で夫 の部下に犯され殺される。	・町を手に入れるために、敵の王の妻と結婚する。 ・結婚翌日に、妻を部下に犯させ、串刺しにして殺す。	なし

妻が夫以外の男性に性行為を強要される夫婦は3組登場する。

不貞行為をするつもりのない妻が夫以外の男性に犯された場合、妻は被害者であるため、夫は妻を責めない。妻は、夫の上司からの誘いを断った結果、夫の上司から強姦されてしまったり(DS75)、夫に変装して部屋にやって来た下男を、夫と勘違いして性行為をしたりする(DS404)。これらの場合、夫は妻を責めるどころか、妻の訴えを聞いて妻を犯した男性を殺したり(DS75)、罰したりする(DS404)。

一方、DS406「ロムヒルトとその子グリムアルト」では、夫の命令で夫の部下に妻は強姦される。妻と夫は元々敵同士だったが、妻が夫に一目惚れしたため、妻が守っていた町を明け渡すことを条件に2人は結婚した。夫の目的は町を手に入れることであったので、夫は用なしとなった妻を部下に犯させ、殺させるのである。

5) 妻が実際に不貞をはたらく場合(3組)

(表 5) 妻が実際に不貞をはたらく夫婦の表

題名	階層	妻について	夫について	子ども
DS400 アルボインと ロジムント	貴族	・父親の仇討ちのために、家 臣と性行為をする。 ・父親の仇である夫を殺す。	・殺した相手の娘を妻にする。 ・非情。妻の父親の骸骨で杯を作り、妻に酒を注がせる。 ・妻の姦計によって部下から殺される。	なし
DS530 カルフの フーベルト伯爵	貴族	・夫の不在中に再婚する。	・「貧しさ」を学ぶために、 妻に別れを告げて旅に出る。・帰国後、妻が別の男と結婚式をあげているのを見ても何も言わず、立ち去る。	なし
DS552 他人の森で 狩りをする	貴族	・若く美しい女性。 ・年老いた夫と別れ、不貞相 手である若い伯爵と一緒に なることを望む。 ・夫を罠にかけて殺し、不貞 相手と結婚する。	年老いている。妻の姦計によって殺される。	なし

妻が実際に不貞をはたらく夫婦は3組登場する。

DS400「アルボインとロジムント」に登場する妻は、敵であった夫と結婚生活を営むことよりも、殺された父親の仇討ちを優先する。妻は性行為を行なうことで、家臣に仇討ちを手伝わせる。妻は夫以外の男性に魅かれために不貞行為をしたのではなく、あくまでも仇討ちのために自分の貞操を利用したにすぎない。その結果、夫は殺され、父親の仇を討った妻には何の罰も与えられない。

DS530「カルフのフーベルト伯爵」に登場する妻は、夫の不在中に再婚する。しかし、夫である伯爵は旅に出る際妻に「別れを告げて(Hirauf sagte er [Graf] ihr [Gemahin] Lebewohl…)」」3 おり、事実上離婚していると解釈することができる。夫は、妻と別の男性との結婚式に間に合うように帰国するにもかかわらず、妻と関係を修復することはせず、指輪を外しただけで何も言わずに妻の元を去る。これは、夫自身が自分は妻とすでに離婚した身であり、妻の再婚に対して口を出す権利がないと認識しているからであろう。この場合、妻の再婚は妻の正当な権利であるため、妻は誰からも処罰されない。

DS552「他人の森で狩りをする」に登場する妻は、若い伯爵と不貞関係にある。妻は年老いた夫と別れて伯爵と一緒になるために、伯爵と協力して夫を罠にかけて殺す。つまり、夫以外の男性を好きになったために不貞をする妻は1人だけなのである。ただし、この妻は夫を殺したにもかかわらず、処罰を受けることはない。

6) 夫の不貞が疑われる場合(4組)

(表6) 夫の不貞が疑われる夫婦の表

題名	階層	妻について	夫について	子ども
DS50 ウンタース ベルクの山姥	貴族	・夫の後をつけ、夫の不貞を 目撃する。・夫の不貞を責めず、山姥の 髪を褒める。	・山姥の長く美しい髪の毛に 魅かれて恋をする。 ・妻に不貞がばれた後、不貞 相手の山姥から別れ際に金 の靴をもらう。	なし
DS71 計量スプーン と指輪と杯	貴族	・夫の後をつけ、夫の不貞を 目撃する。 ・夫の不貞を責めず、寝てい る2人の足に自分のベール をそっとかける。	・結婚後も、絶世の美女との 不貞関係を続ける。 ・妻に不貞がばれた後、不貞 相手の美女から別れ際に3 つの品物をもらう。	娘 3 人
DS75a 帽子小僧	貴族	・妊娠中。 ・夫を殺した侍従を怒り、罵 るが、最後には侍従に殺さ れる。	・侍従の美人の妻に情欲を抱き、口説くが、侍従の妻が応じないので、侍従が遠くへ出かけた際に、侍従の妻を強姦する。 ・侍従に殺される。	1 人 (性別 不明・ 妊娠中)
DS566 頬に噛み傷 のある フリードリヒ	貴族	・夫に殺されそうになったので、執事の助言通り子どもを残して逃げる。・翌年、逃亡先で悲しみのあまり死ぬ。	・夫婦愛と操を忘れて他の女に夢中になっている。・妻を毒殺しようとするが実行できない。その後、下男に妻の殺害を命じる。	息子 2 人

夫の不貞が疑われる夫婦は4組登場する。妻たちとは異なり、4人の夫たちはいずれも実際に不貞をはたらいている。夫の不貞はいずれも、妻以外の女に魅かれたために行われる。夫は、長く美しい髪の輝きに魅かれて妻以外の女性と寝床を共にしたり(DS50)、結婚した後も絶世の美人との関係を続けて毎週逢瀬を繰り返したり(DS71)、家臣の美人の妻に情欲を抱いて強姦したり(DS75a)、妻以外の女を愛して妻を殺そうとしたりする(DS566)。つまり、夫の不貞行為は、親の仇討ちをするためでも、妻以外の女性に関係を強いられたためでもなく、妻以外の女に魅かれたために行われるのである。

これら4人の夫のうち、1人の夫は断罪されて殺される (DS75a)。もう1人の夫は「無礼者 (der Unartige)」で「夫婦愛と操を忘れて女にうつつを抜かしている (Landgraf Albrecht ... vergaß aller ehlichen Lieb und Treue an seinem Gemahel und hing sich an ein ander Weibsbild ... genannt.)」 と批判されている (DS566)。一方、残りの2人の夫は、不貞の相手からそれぞれ金の靴、計量スプーン、指輪、盃などの品物を贈られる (DS50、71)。これら2人の夫の不貞行為は、夫婦に利益をもたらすのである。

4. 不貞が疑われる夫婦の考察

1) 西洋中世における結婚観

『ドイツ伝説集』には、不貞が疑われる夫婦がもっとも多く登場する。これは、西洋中世の結婚が当事者同士の恋愛感情でなされるものではなかったからであろう。結婚とは家と家を結ぶた

めの契約であり、家の存続のために行われるものであった。結婚に求められたのは、子孫の確保と財力の強化であり、愛情の有無が重視されることはなかったのである ¹⁵。配偶者への愛情を問わずに結婚した場合、結婚後に妻もしくは夫が配偶者以外の人物に魅かれてしまうということは十分あり得る。たとえば、『ドイツ伝説集』のなかには、配偶者以外の男性に恋をして不倫をもちかける妻や (DS479、DS480)、配偶者以外の女性と不貞行為をする夫が登場する (DS50、71、75a、566)。西洋中世の社会では、結婚はあくまでも家と外との社会的な関係を調整し、その関係を将来にわたって継続する手段であったため、「夫婦の関係はいまよりずっと冷ややかなもの|16であったのである。

『ドイツ伝説集』に登場する不貞が疑われる夫婦の階層を見てみると、貴族階層が 24 組、平民階層が 4 組であり、貴族階層の夫婦のほうが圧倒的に多い。これは、西洋中世の社会では、王家の結婚は、平和のため、財産のため、後継者をもたらすためのものでなければならなかったからであろう 17。国の平和のために結婚する場合、妻と夫は敵国の人間同士である場合が多い。その場合、敵国から嫁いできた妻は夫を裏切る可能性を秘めている。『ドイツ伝説集』には、元々敵同士であった夫婦が 2 組登場する(DS400、406)。1 人の夫は、敵の王を倒し、その娘を妻として迎え入れる(DS400)。そのため、夫婦の間には恋愛感情どころか信頼関係もない。それどころか夫は、妻の父親の頭蓋骨で作った杯を妻に見せつけて「父親で楽しく 1 杯いかが(Trinke fröhlich mit deinem Vater!)」18 と妻を挑発する。そのため夫は妻から恨まれ、妻の策略によって殺される。また、別の夫は、城壁を開かせて城の中を侵略するために、敵の王の后を自分の妻にする(DS406)。そのため、城の城壁が開いた後、夫は用なしとばかりに妻を複数の家臣に犯させ、殺す。

いずれの夫婦も、夫婦の間に恋愛感情や信頼はなく、妻もしくは夫が配偶者を殺害している。 「平和、財産、後継者」という3つの目的のために結婚する貴族階層では、夫婦が互いを信頼し合うという関係を築くのは難しかったのだと考えられる。

2) 西洋中世における女性観

『ドイツ伝説集』には、不貞が疑われる夫(4人)よりも不貞が疑われる妻(24人)のほうが 圧倒的に多く登場する。夫が不貞を疑われるのは、夫が実際に不貞行為を行なった場合のみであ る。一方、妻の不貞が疑われるのは、実際に不貞行為を行なった場合だけではない。夫以外の男 性から強姦されたり、不貞を画策するが未遂に終わったり、不貞容疑をかけられたりした場合も、 妻は不貞行為を疑われるのである。これら違いはどこから生まれるのだろうか。これは、西洋中 世の社会において、貞操観念に対する男女へのダブルスタンダードがあったからであると考えら れる。

西洋中世の社会では、「貞節」は妻にのみ求められ、夫の不貞は不貞とみなされていなかった 19 。そのため、たとえ夫が妻以外の女性と性行為を行なったとしても、夫に姦通罪が問われることはなかった。もし罪を問われたとすれば、それは他人の妻に手を出した場合のみで、その場合も夫の罪は姦通罪ではなく、人のものに手を出したという所有権の侵害にすぎなかった 20 。それゆえ、不貞行為をした妻には死刑が課せられたが、不貞行為をした夫には死刑は課せられず罰金刑のみで済まされたのである 21 。さらにこの当時、女性は世俗裁判所に訴え出る手段を持たな

かった。ゲルマン法である『ザクセンシュピーゲル・ラント法』には、「娘および妻はいずれの訴訟に際しても後見人をもたなくてはならない」²²とある。女性が裁判所に訴える場合には、後継人である男性に訴えてもらわなければならず、もし夫が不貞行為をしたとしても、妻が夫の不貞行為を自ら訴えることは難しかったのである²³。

『ドイツ伝説集』では、無実であるにもかかわらず 7 人の妻が不貞容疑をかけられる。夫は、妻が不貞行為をしていると聞いたり、疑わしい行為を見たりすると、すぐに妻が不貞をはたらいているに違いないと盲信する。これは、18 世紀以前の西洋社会では、浮気しやすい性は男性ではなく女性とされていたからであろう 24 。旧約聖書の『創世記』には「最初の女(エヴァ)は男の肋骨から造られた」と記されている 25 。このことから西洋中世の社会では、男性よりも劣った不完全な存在である女性は、性の誘惑に溺れやすいとみなされていたのである 26 。そのため、疑惑に過ぎない場合でも妻はすぐに不貞を疑われるのであろう。

『ドイツ伝説集』では、妻の不貞容疑を告げられた夫は、妻の言い分を聞かずに妻を突然拳骨で殴ったり(DS465)、宴の列席者たちの前で妻を詰問したり(DS537)、妻に事実確認をすることなしに溺死刑の判定を下したりする(DS442)。さらには、家臣が妻を讃える歌を熱心に歌い続けただけで、妻が不貞を犯したと思い込んだり(DS506)、妻の指輪を家臣が指にはめているのを見ただけで、妻が不貞を犯しているに違いないと思い込んだりする(DS513)。これらの夫が、妻が不貞をはたらいたとの告げ口をすぐに盲信するのは、女性が浮気をしやすい存在であると夫が認識していたからであろう。一方、男性は女性よりも浮気しにくい存在だと考えられていたために、『ドイツ伝説集』において、男性は実際に不貞をはたらいてからでないと不貞が疑われないのであると考えられる。

3)後継者の有無

『ドイツ伝説集』では、夫は実際に不貞行為を行なった後に、品物を手に入れるという幸運に恵まれる。一方、妻は不貞容疑をかけられると全員が困難に直面する。妻たちは実際には不貞行為を行なっていないにもかかわらず、夫から死刑を宣告されたり(DS442、538)、堀へ突き落とされたり(DS513)、殴られたり、(DS465)、大勢の人の前で品行を咎められたりする(DS537)。また、身の潔白を証明するために、命の危険をおかしながら断食をしたり(DS465、506)、真っ赤に熱した鉄の犂刃の上を歩いたりもする(DS482)。なぜ、不貞をはたらいた夫は咎められないのに、不貞容疑をかけられただけの妻は咎められるのだろうか。この違いには、夫婦の子どもの有無が関係していると考えられる。

前述のとおり、西洋中世の社会では、後継者をもうけることが結婚の目的の1つであった。後継者がいない国では、相続をめぐる争いや、内外の紛争、戦争などが勃発するため、後継者の確保は最重要課題であったのである²⁷。

『ドイツ伝説集』に登場する不貞が疑われる夫婦は、そのほとんどが後継者となる子どもをもっていない。妻の不貞が疑われる 24 組の夫婦のうち、夫婦の間に子どもがいるのは 3 組だけである (DS491、529、538)。このうち 2 組の夫婦には息子が、1 組の夫婦には娘がいる。2 人の息子のうち、1 人は話のなかには登場せず、話の最後にのちに産まれたと記されるだけである (DS491)。もう 1 人は、夫の留守中に産まれたため、父親である夫からは自分の子ではなく不倫

相手との子であると思われる。その結果、母親(妻)と一緒に死刑を宣告される (DS538)。つまり、妻の不貞が疑われる際、夫にとっては妻はいずれも後継者となる息子を産んでいないことになる 28。

西洋中世の社会では、王家や貴族階層の人々にとって、家の存続が至上命題であった。そのため、たとえ本当に妻を愛していたとしても、子どもが産まれないことが分かった場合は、子どもを産める別の女性と再婚しなければならなかった。キリスト教社会以前のゲルマンの社会では、子どもが産まれない夫婦の離婚は認められていたのである 29 。一方、キリスト教では、結婚は神が結びつけたものであるため、いかなる理由であれ離婚は許されない。「マルコ伝」や「マタイ伝」には、神が結び合わせたものを人が離してはならない、とある 30 。また、パウロのコリントへの手紙には、「妻は夫と別れてはいけない。こう命じるのは、わたしではなく、主です。…また、夫は妻を離縁してはいけない」 31 とある。つまり、たとえ夫婦に子どもがいなくても離婚することは許されないのである 32 。『ドイツ伝説集』では、夫自身が妻に不貞容疑をかける夫婦も登場する。つまりこれは、息子を産めない妻と離婚できない夫が、妻に「不貞をした」と言いがかりをつけることで妻を死刑にし、子どもを産める新たな妻を得ようとしたのだと考えられる。

『ドイツ伝説集』には、不貞をする夫も登場する。不貞をする4人の夫は、不貞容疑をかけられる妻たちとは異なり、4人全員が自分の意思で不貞をはたらく。これら4人の夫のうち、2人の夫は不貞を咎められるどころか、むしろ不貞によって、不貞の相手から金の靴(DS50)や計量スプーンと指輪と杯(DS71)を手に入れることができる。残りの2人の夫は、不貞行為の結果殺されたり(DS75a)、非難されたりする(DS566)。この違いは、後継者の有無によるものであると考えられる。

不貞の相手から品物を贈られる2人の夫にはいずれも子どもがいない。1人の夫は、不倫相手の女性から「金の靴」をもらう (DS50)。「靴」は豊穣を表し出産とも関連がある33。また、中世では「金」は小麦の穂の色と似ていることから「豊かさ」、つまり女性の出産能力のメタファーと考えられた34。これらのことから、この夫は不貞によって子どもを得たと読み取ることができる。また、もう1人の夫は、不倫相手から計量スプーンと指輪と杯をもらう (DS71)。これらはそれぞれ3人の娘に渡される。スプーンは女性を、指輪は豊穣を、杯は女性器をそれぞれ象徴する35。話のなかで、これら3つの品物を持ち続ける限り一家は安泰だと言われている。つまり、品物を保持し続ける限り、この一族の子孫が途切れることなく続いていくということであろう。この夫も不貞によって子孫を得たと読み取ることができるのである。

また、この2人の夫の不貞の相手は、いずれも「美しい女」であると書かれている。中世では美しさは「豊かさ」を意味する。そのため「美しい女」というのは「豊かな実りを持つ女」という意味であり、すなわち出産能力がある女性を意味する3%。さらに夫は女性の長く美しい髪の毛に魅かれる。「髪」は豊穣を表すメタファーである37。

このように、息子がいない夫たちの話には出産に関係するメタファーが随所に挿入されている。このことから、これら2人の夫が不貞の相手である「豊かな」女性から贈られる子孫繁栄の品物は、後継者である息子を意味するメタファーであると言える。つまり、夫は一時の感情から不貞をしたのではなく、国や家の主として、その存続を守るため後継者を確保するために、他の女性と性行為をしたのであろう。国や家の主としての責任を果たすための行為であるため、この

2人の夫はいずれも罰を受けないのだと考えられる。

一方、「無礼者」であると批判されている夫には息子、つまり後継者がいる(DS566)。不貞行為を行なった結果死ぬことになる夫には、妻の腹の中に胎児がいる(DS75a)。胎児であるため子どもの性別はまだ確定していない。そのため、子どもが息子である確証はないが、息子である可能性もある。つまりこれら2人の夫は、後継者がいるにもかかわらず不貞をしたために、殺されたり批判されたりするのである。

5. おわりに

結婚後のエピソードが削られた『グリム童話』では、「結婚した2人は幸せに暮らしました」という風に、結婚後には幸せがあると語られる。一方、『ドイツ伝説集』では、夫婦は幸せな夫婦生活を送るどころか、不貞をはたらいたり、配偶者の不貞を疑ったりしている。しかし、夫婦が不貞行為を行なうのは、夫婦仲が悪いからでも、他の人間に魅かれたからでもない。『ドイツ伝説集』に登場する夫婦の不貞行為は、後継者の有無によって引き起こされるのである。

『ドイツ伝説集』では、不貞容疑をかけられる妻は、子どもを産んでいない。中世のキリスト教社会では、夫婦は一度結婚すると、配偶者が死ぬまで離婚をすることができない。そのため、後継者を得たい夫は、妻に不貞をはたらいたと言いがかりをつけることで妻を死刑に処し、後継者を産める新しい妻を娶ろうとするのであろう。

夫は不貞をはたらいた結果、不倫相手から子孫繁栄を象徴する品物(金の靴、計量スプーン、 指輪、杯)を贈られる。これは、妻との間に後継者がいない夫が、後継者を得るために別の女性 と性行為をし、その結果後継者を得ることができたと読み取ることができる。

西洋中世の社会では、結婚の大きな目的の1つが後継者をもうけることであった。つまり、妻の不貞容疑も、夫の不貞も、いずれも後継者を得るために行われたのである。そのため、後継者がいるにもかかわらず不貞をはたらいた夫は、話のなかで厳しく非難されたり、罰を受けたりするのである。

『ドイツ伝説集』に不貞が疑われる夫婦が多く登場するのは、夫婦仲が悪いからではなく、女性も男性も「後継者を得る」という行動規範に縛られて生きていたからである。『ドイツ伝説集』に登場する夫婦の行動は、女性も男性も、社会が求めるこの時代の「ジェンダー」規範に厳しく縛られていたのである。

- 1 585 話のうち、口承で収集された話は 56 話である。残りの 529 話は文献から集められている(グリム兄弟編、桜沢正勝、鍛冶哲郎訳『ドイツ伝説集(上)』、人文書院、1987 年、i-xiv 頁。グリム兄弟編、桜沢正勝、鍛冶哲郎訳『ドイツ伝説集(下)』、人文書院、1990 年、i-x 頁)。
- 2 グリム兄弟は『ドイツ伝説集』の序文で、伝説を収集する際に忠実さを重要視し、できる限り出典の言葉通りに集めるよう努めたと述べている(Brüder Grimm (Hrsg.): Deutsche Sagen, Frankfurt am Main 1981, Bd. 1, S.12-13)。グリム兄弟が出典とした文献は、ほとんどがラテン語の文献である。現在では入手が難しいものが多いため、出典の文献と『ドイツ伝説集』の記述内容がまったく同じであるかどうかはまだ明らかにされていない。
- 3 野口芳子『グリム童話と魔女 一魔女裁判とジェンダーの視点から一』、勁草書房、2002年、 4頁。
- 4 溝井裕一「メルヒェンと伝説、その驚きの世界観」、大野寿子編『グリムへの扉』、勉誠出版、 2015 年、181-182 頁。
- 5 分析対象である不貞が疑われる夫婦 28 組のうち、25 組の夫婦が6世紀から16世紀までを舞台とした話に登場する。残り3組の夫婦のうち、1組の夫婦は、具体的な年代を推測できる情報がない話に登場する。その話の出典は18世紀であるが、これらの話が、6世紀から16世紀までの出来事を語っている可能性は否定できない。残りの2組の夫婦は、時代を特定することができない話に登場する。
- 6 中世とは、「4、5世紀から15世紀ごろまでの時代」をさす(下中彌三郎『世界歴史事典 第12巻』、平凡社、1952年、281頁)。
- 7 テキストは以下のものを使用する。

Brüder Grimm (Hrsg.): Deutsche Sagen, Frankfurt am Main 1981, Bd. 1.
Brüder Grimm (Hrsg.): Deutsche Sagen, Frankfurt am Main 1981, Bd. 2.
本文中の訳は拙訳である。ただし、必要に応じて以下の訳を適宜参考にした。
グリム兄弟編、桜沢正勝、鍛冶哲郎訳『ドイツ伝説集(上)』、人文書院、1987年。
グリム兄弟編、桜沢正勝、鍛冶哲郎訳『ドイツ伝説集(下)』、人文書院、1990年。

- 8 西洋中世の夫婦関係ついて考察することが目的であるため、本稿では人間同士の夫婦のみを 扱うことにする。人間以外の存在との夫婦についての分析と考察は、次回の研究課題とする。
- 9 登場する夫婦が多い順に、不倫が疑われる夫婦(28組)、伴侶のために助言したり、行動したりする夫婦(19組)、タブーを犯す夫婦(10組)、子どもを拾ったり、育てたりする夫婦(8組)、ふたりで一緒に行動する夫婦(6組)、子どもを売ったり、捨てたり、殺そうとしたりする夫婦(5組)である。なお、複数のパターンに分類されている夫婦があるため、各夫婦の合計数は総数の67組より多くなっている。
- 10 不貞とは、「夫または妻が相互に対し負っている貞操義務に違反する行為」であり、貞操義務とは、「夫婦がお互いに負う性的純潔を保つ義務」のことである(湯沢雍彦「不貞」、下中直人編『世界大百科事典 24』改訂新版、平凡社 2007 年、679 頁)。本稿では、本人の意志にかかわらず配偶者以外の異性と性的関係を持つものを不貞疑惑としてリストアップする。ま

- た、「重婚」も不貞行為として扱う。
- 11 「DS」とは『ドイツ伝説集』(Deutsche Sagen)を意味し、続く数字はその話が『ドイツ伝説集』 のなかで何番目に収録されているかを示している。
- 12 Brüder Grimm (Hrsg.), a.a.O., Bd. 2, S. 176.
- 13 Ebd., S. 196.
- 14 Ebd., S. 261.
- 15 インゲボルク・ヴェーバー=ケラマン著、島光美緒子訳『ドイツの家族』、勁草書房、1991年、 14-15 頁。
- 16 ジョルジュ・デュビィ、ミッチェル・ペロー著、杉村和子他訳『女の歴史Ⅱ 中世 2』、藤原書店、1994 年、459 頁。
- 17 野口芳子『グリム童話のメタファー 一固定概念を覆す解釈―』、勁草書房、2016年、132頁。
- 18 Brüder Grimm (Hrsg.), a.a.O., S. 44.
- 19 阿部謹也『西洋中世の男と女』、筑摩書房、1991年、128頁。
- 20 インゲボルク・ヴェーバー=ケラマン、前掲書、25頁。
- 21 ジョルジュ・デュビィ、ミッチェル・ペロー、前掲書、453 頁。
- 22 ザクセンシュピーゲル・ラント法の1章46項で「娘および妻はいずれの訴訟に際しても後見人をもたなくてはならない」と定められている(久保正幡他訳『ザクセンシュピーゲル・ラント法』、創文社、1977年、90頁)。
- 23 ジョルジュ・デュビィ、ミッチェル・ペロー、前掲書、455頁。
- 24 阿部謹也、前掲書、184-185頁。
- 25 共同訳聖書実行委員会『聖書 新共同訳』、日本聖書協会、1995年、創世記2章21-22節。
- 26 阿部謹也、前掲書、184-185頁。
- 27 ジョルジュ・デュビィ、ミッチェル・ペロー、前掲書、466頁。
- 28 妻が娘しか産まなかった場合も、それだけですでに罪であると考えられた(インゲボルク・ヴェーバー=ケラマン、前掲書、23頁)。
- 29 阿部謹也、前掲書、76頁。
- 30 共同訳聖書実行委員会、マルコによる福音書 10 章 8-9 節。同上、マタイによる福音書 19 章 6 節。
- 31 同上、コリント信徒への手紙 1、7章、10-11節。
- 32 阿部謹也、前掲書、76頁。
- 33 「左足の靴が脱げないために彼女は出産できない」と歌うバラッドがある (Ad de Vries: *Dictionary of Symblos and Imagery*. Amsterdam / London, 1974, S.421)。
- 34 Ebd., S.219°
- 35 Ebd., S.123, 386, 437.
- 36 野口芳子『グリム童話のメタファー 一固定概念を覆す解釈―』前掲書、18頁。
- 37 Ad de Vries, a.a.O., S.232.

A Comparative Corpus Analysis of Gender Representation in High School English Textbooks in Japan

Natsuko SUEZAWA

(Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University)

Abstract

From the perspective of international cooperation, international bodies, governments, NGOs, and educational institutions have been making a great effort to achieve gender equality and equity in this global society, in all spheres of socio-cultural activity and educational opportunity. In addition to this fact, the global spread of English as an international language, English textbooks all play an important role not only in allowing students to acquire English communication skills but also in displaying historical, racial, and multicultural contents that foster international understanding as well as gender awareness. This study comprises a comparative corpus analysis of contemporary 11 high school textbooks in Japan, with the aim of exploring gender representations therein. The objects of analysis included male-to-female ratios, attributions of gender-marked nouns, and common types of activity associated with men and women. The results demonstrated a great disparity between the number of male and female characters depicted in almost of all Japanese textbooks, nine textbooks out of 11. Only two textbooks display the almost equal share of gender representations between males and females. Furthermore, while male characters are engaged in various types of occupation, the number of females 'occupations are limited. Despite international awareness and efforts for gender equality, male supremacy, female invisibility, and stereotypical occupational roles still continue to predominate in almost of all English textbooks examined.

高校英語教科書におけるジェンダー分析 コーパスを用いたコミュニケーション英語 I の比較研究

末 澤 奈津子 (神戸大学大学院 国際協力研究科 後期博士課程)

1. はじめに

2000 年代初頭より文部科学省による「英語が使える日本人」の育成のための行動計画、小学校英語、大手企業における英語公用語化、企業による大学生の就職活動時の英語スコアの要求など、英語運用能力が社会生活の様々な面で必要とされている。その背景には、国境を超えた経済・社会・文化活動の拡大による、母語が異なる話者同士のコミュニケーションの手段としての英語が存在する。インドの言語学者であるカチュルー(2013)は、図1に示すように、世界における英語を3つに分類した。英語を主要言語として使用している中心円、英語が第二言語として公的な場所で機能する周辺円、英語が重要な外国語である拡大円である。グラッドル(1997,1999)は、各円の中での英語使用者数を、中心円が4億人、周辺円が3億から4億人、拡大円が7億人以上と推計している。しかしながら、拡大円に属する日本の社会・経済活動における人々の英語使用は、中心円や周辺円に比べて機会は少ない。したがって、学校教育が学習者に果たす役割は大きく、教師の話す英語、教科書の記述内容、登場人物の振る舞いや社会的役割などが生徒に与える影響を考慮した際、ジェンダーを視座にして教科書を分析することは、英語教育と社会学の双方に学際的な知見を与える。次項で先行研究として、教科書におけるジェンダー分析の端緒を概観

図 1 世界における英語の使用区分 カチュルー (2013) とグラッドル (1999) より筆者作成

し、第二外国語としての英語、外国語としての英語教科書について国内外の研究を紹介する。

2. 先行研究

1) ジェンダーの視点による教科書分析

1970年以降、アメリカ国内におけるウーマンリブと呼ばれる第二波フェミニズムの興隆と共 に、社会的・文化的に構築される「男性らしさ・女性らしさ」に対し、学校教育が大きな影響を 与えるとして、学校現場におけるジェンダー研究が多くなされた。その理論的背景には、 Jackson (1968) が提示する「隠れたカリキュラム」が存在する。彼は、学習指導要領や授業計 画など、学習目的や授業法が明示的に示されるカリキュラムに対し、教師と生徒の集団生活にお ける「男子・女子はこうあるべき」という類の発言や生徒同士の振る舞いから、ジェンダーを含 めた行動規範や社会的規範を未自覚に学ぶ事象を「隠れたカリキュラム」と定義した。その後、 Clarricouates (1978), Sadkar and Sadker (1996), Martin (2012) らが、授業の参与観察やインタビュー を行い、教師が生徒の性別によって異なる期待を持ち、男子生徒が女子生徒よりも注目や発言機 会が多く与えられ、女子生徒が男子生徒に比べ、発言や行動が規制される事実が報告された。日 本においては、「隠れたカリキュラム」が教育における男女平等を阻害するとして、女性教員を 中心とした働きかけにより、家庭科の男女共修や男女混合名簿が実施された。教科書における登 場人物の性別や所作、内容においても、学習者の社会的規範や行動に影響を与えるとして、様々 な科目がその分析対象となり、近年の教科書研究においても、Chick (2006), Osler (1994) によ る歴史教科書、Clarl and Nunes (2008), Ferree and Hall (1990), Manza and Van Schyndel (2000), Puentes and Goughterty (2011) による社会、Elgar (2004) の理科、Koza (1994), Reguerio (2000) らによる音楽、Tabos-Pais and Ray-Cao (2012) による体育があり、教科書研究の研鑽が積み重ね られている。教科書内のジェンダー分析を行ったほぼ全ての教科書に共通していることは、1) 女性が男性に比べて登場回数が少なく、2)女性は家事と子育てという伝統的な性別役割分業に 従事している傾向が多く検出されている。加えて、具体的な登場人物が存在し、男女の性別が表 出しやすい歴史や文学だけでなく、Elgar (2004) が理科の教科書における挿絵や写真描写を調 査した結果、理科の実験をするのは男性であり、妊娠や子育て、遺伝子の生殖に関わる題材にお いては、女性が多く描写されている事実を検出した。また、2000年から2006年に発行された36 冊の体育の教科書の写真描写や挿絵を調べた Taboas-Pais and Rey-Cao (2012) によると、男性の 登場回数が女性よりも多い事実に加え、勝負を決める競争的な競技や、野外での運動に従事して いる姿は男性が多く、芸術的で華麗なイメージのダンスや、日常生活における軽い運動に従事す る姿に女性が多く描写されている事象を報告した。

教科書の男女描写に関する従来の男女不平等やステレオタイプの記述に関して、Dominguez (2003) や Gooden and Gooden (2001) らの研究では、過去に比べて、教科書から性別役割分業や性差別表現を排除しようとする傾向があると報告されているが、Mustapha et al (2016) は、未だに近年の教科書においても、ジェンダーから由来する固定化された性別役割分業やステレオタイプの描写や記述が数多く残されている事実は否定できないと言及する。次項では、英語教科書研究について、周辺円の第二外国語としての英語教科書、拡大円の外国語としての英語教科書につ

いて概略を述べる。

2) ジェンダーの視点による英語教科書分析

英語教科書分析は、アメリカ移民のための第二言語習得としての英語教科書が研究の起点であるが、現在では、英語が共通語として世界で使用されていることから、拡大円の範疇として、その研究地域が拡大している。(Hartman & Judd 1978, Porecca 1984, Graci 1989, Sakita 1995, Jassey 1997, Matsuno 2002, Lee & Collins 2008, 2009, Mustapha 2014)Lee(2014)は、ジェンダーを視点にした英語教科書分析の特徴として、以下の5つの点を紹介している。

- 1) 教科書内における登場人物が常に男性が主人公であり、女性の登場人物が男性に比べて少ない
- 2) 挿絵や写真などで、家事や育児に従事するのは女性の仕事という性別役割分業の描写
- 3)「salesman」や「human」の様に、単語に男性 (man) が存在する言語自体の差別表現
- 4) 男性の敬称が婚姻関係の有無に関わらず一様に「Mr.」である一方、女性の敬称が「Miss.」と「Mrs.」の様に、婚姻関係で決定される女性の敬称の不一致が存在
- 5)「he or she」や「Mr. and Ms.」と男女混合の場合においても男性優先

日本の英語教科書を分析対象とした研究として、Sakita (1995) は、中学 1 年を初級、高校 1 年を中級、高校 2 年と 3 年の総合、読解、作文の英語教科書を上級と設定し、各学年で 2 冊ずつ合計 10 冊分析した。結果として、初級の教科書においては、登場人物はやや男性が上回るものの、主人公の数で言えば、女性が優位であると報告している。しかしながら、中級・上級の教科書においては、学年と難易度が上がるごとに、男性登場人物の優位性を指摘している。また、ラジオ英会話の教科書「優しいビジネス英語」の 6 冊を分析した Matsuno (2002) は、登場人物の性別や職業、会話中の中での固定化されたジェンダー意識について質的分析を行った結果、日本社会における固定化された女性像を想起させる記述や女性特有の話題や内容が多く検出されたと報告している。

3) 問題の所在と研究の意義

以上、国内外のジェンダーの視点による教科書研究を概観した際、未だに現行の教科書に男女の差異が存在することが明らかになった。歴史や国語など具体的な登場人物の振る舞いや役割によって、ジェンダーが表出しやすい科目だけでなく、一見、ジェンダーが表出しにくい理数系の科目においても、男女描写の差異が検出された。また、国内の英語教科書のジェンダー研究においては、中心円や周辺円の国と比べると、その数や教科書選択も限られており、網羅的な研究は行われておらず、教科書間の比較研究や歴史的比較もまだ未開拓の状態である。

本研究の意義として、複数の教科書間の比較研究に加え、現行の学習指導要領に記されている外国語教育の目的とその題材の取扱について示したい。学習指導要領によると、外国語科の題材や内容の取り扱いに関して、「広い視野から国際理解を深め、国際社会に生きる日本人としての自覚を高めるとともに、国際協調の精神を養うのに役立つこと!」が求められている。つまり、英語教科書と言語の授業を通じて、国際社会に貢献する素養を養うことを目的としている。国際協調の文脈では、1979年の女性差別撤廃条約、2000年の万人のための教育、2015年の持続可能な開発目標など、国連を中心とした国連機関やNGOにおける全ての開発目標の一つにジェンダー平等が存在する。言い換えれば、英語教科書が担う役割として、1)日本人として世界に通ずる英語力を身につけること。2)国際理解や国際協調の素養として、ジェンダー平等の規範的価値の伝達が挙げられる。したがって現行の英語教科書をジェンダーの視座から量的・質的に調査することは、上記に掲げる外国語科における目標を遂行する上で重要な視座ではないだろうか。

3. 研究手法と使用教科書

1)研究手法:コーパス分析について

本研究で用いたコーパス分析についての定義を紹介する。コーパスとは、広辞苑によれば「言語を分析する際の資料集であり、文字で記された資料や言語資料の集合体」であり、日本国語大辞典では、「言語研究のために集積された一群の資料であり、個別言語や、ある作家のテキスト、母語話者の発話記録を網羅的に集めた言語資料体」と記されている。言語研究においては、石川(2012, p.13)は、コーパスとは、書き言葉や話し言葉などの現実の言語を、大規模に基準に沿って網羅的・代表的に収集し、コンピューター上で処理できるデータとして保存し、言語研究に使用するものと説明する。従って、本研究においてのコーパスは、コミュニケーション英語 I の教科書を資料とし、機械可読なデータとしてテキスト化処理を行った文字の集合体として扱い、男女の表象の差異について、従来の手作業での量的調査より、より詳細な分析を目的とする。

2) 使用教科書について

本研究にて用いた教科書は、コミュニケーション英語 I の全 26 冊のうち 11 冊を使用した。これらの教科書は、教科書レポート 2016 年度版によると、全国の公立高等学校における占有率の 6 割を占めており、平成 28 年度に使用されていたものである。各教科書の出版社と教科書名を表 1 に示す。表 2 は、各教科書における男女を描写する単語数を示す。今回の教科書分析は、本文とその登場人物を対象とし、ユニットやレッスンの間にある文法問題や、巻末の語彙リストは

分析対象から外している。従って、表 2 に示される総単語数とは、教科書の各本文に使用された 単語数の合計である。

表1 本研究にて使用した教科書とその出版社 筆者作成

出版社	三省堂	東京書籍	数研	啓林館
教科書名	CROWN VISTA MY WAY	All aboard! Power On PROMINENCE	POLESTAR BIG DIPPER COMET	ELEMENT LANDMARK

表 2 本研究で使用した教科書における男女を示す単語数 筆者作成

	CROWN	VISTA	MY WAY	All aboard!	Power On	
she	63	7	13	9	32	
he	135	25	20	37	25	
her	35	3	5	13	29	
his	63	15	20	20	19	
him	23	0	2	9	4	
human	7	0	2	0	3	
people	65	7	31	43	39	
person	3	0	1	5	1	
woma(e)n	5	0	5	6	3	
ma(e)n	8	1	1	8	2	
girl(s)	1	0	5	3	3	
boy(s)	9	0	2	5	1	
総単語数	25438	1694	3825	1623	3527	

	PROMINENCE	POLESTAR	BIG DIPPER	COMET	ELEMENT	LANDMARK
she	22	15	9	1	35	23
he	98	102	37	3	154	32
her	22	19	13	4	23	22
his	46	72	20	3	92	18
him	22	14	9	5	39	5
human	1	2	0	0	3	3
people	42	30	43	5	82	59
person	10	1	5	0	7	6
woma(e)n	1	7	6	0	2	13
ma(e)n	2	6	8	2	19	8
girl(s)	0	1	5	0	0	1
boy(s)	0	10	2	1	9	0
総単語数	6777	5720	4604	1141	10189	6823

4. 結果

1) 男性単語群と女性単語群の計量分析

表3にて、各教科書の男性単語群と女性単語群の出現頻度と2群の比率の差の検定結果を示し、表4にて教科書ごとの登場人物を表記する。次項の表3において、各教科書の男性単語群と女性単語群の出現頻度と2群の比率の差の検定結果を示す。殆どの教科書において、男性を表す代名詞の「he」や「his」「him」が、女性を表す「she」や「her」を上回る結果が表出し、男女の登場人物の差異が明らかになった。算出された単語数を元に、男性単語群を「he」「his」「him」「ma(e) n」「boy(s)」、女性単語群を「she」「her」「woma(e) n」「girl(s)」と設定し、人物を示す単語「people」「person」「human」を加え、統計解析言語 R version 3.2.4 を用いて計算した。有意水準.05として評価したところ、11 冊の教科書のうち9冊について、男性単語群と女性単語群の出現頻度に有意な差が認められた。一方、教科書「Power On」と「LANDMARK」においては、男性単語群と女性単語群に有意な差が認められなかった。

次3 方は早品件と外に手品件の田先頻及と比率の左便だ 単有下版					
	CROWN	VISTA	MY WAY	All aboard!	Power On
男性単語数 (総単語数)	238 (423)	41 (58)	45 (107)	79 (158)	51 (161)
出現頻度	.563	.707	.421	.5	.317
95% 信頼区間下限	.515	.590	.327	.422	.245
95% 信頼区間上限	.61	.824	.514	.578	.389
女性単語群 (総単語数)	110 (423)	10 (58)	28 (107)	31 (158)	67 (161)
出現頻度	.260	.0172	.262	.196	.416
95% 信頼区間下限	.218	.075	.178	.134	.340
95% 信頼区間上限	.302	.270	.345	.258	.492
検定p値	P<.0001	P<.0001	.021	P<.001	.083

表 3 男性単語群と女性単語群の出現頻度と比率の差検定 筆者作成

	PROMINENCE	POLESTAR	BIG DIPPER	COMET	ELEMENT	LANDMARK
男性単語数 (総単語数)	168 (266)	204 (279)	79 (158)	14 (24)	312 (464)	63 (190)
出現頻度	.632	.731	.500	.583	.672	.332
95% 信頼区間下限	.574	.0679	.422	.386	.630	.265
95% 信頼区間上限	.690	.783	.578	.781	.715	.399
女性単語群 (総単語数)	45 (266)	42 (279)	31 (158)	5 (24)	60 (464)	59 (161)
出現頻度	.169	.151	.196	.208	.129	.0311
95% 信頼区間下限	.124	.109	.134	.046	.099	.245
95% 信頼区間上限	.214	.192	.258	.0371	.160	.376
検定 p 値	P<.0001	P<.0001	P<.001	.018	P<.001	.0742

2) 男性登場人物と女性登場人物の質的分析

上記で述べたように、現行の英語教科書においても男女の出現頻度に差異が存在する。次に、ジェンダーを規定する一要因として登場人物の職業に注目し、表 4 に分析結果を記す。先述したコーパス研究に加え、11 冊の外国語教科書における登場人物の男女の合計は、男性 80 名に対し、女性 48 名である。この数字は、本文中での "people" や "Japanese" などの総称はカウントせず、特定の個人名や個人名が付与されている登場人物を計上している。表 4 が示すように、男性の職業では、教授・研究者や大統領・政治家、指導者が題材に多く使用され、全て実在上の人物である。具体的には、ノーベル平和賞を受賞した大統領として、バラク・オバマ氏や、ネルソン・マンデラ氏、公民権運動のマーティン・ルーサー・キング牧師である。一方、女性の大統領や政治家として、ケニア出身の女性環境保護活動家・政治家であるワンガリ・マータイ氏が 2 冊の教科書に掲載され、もう 1 人が、民主主義の政治活動家であるアウンサン・スーチー氏である。

また、男性の登場人物の職業の多様性に加えて、女性の登場人物の職業は、男性に比べると限定的であると言わざるを得ない。特に、女性の登場人物としては、学生が突出しているが、この学生とは、本文中でのダイアローグ形式の章に、学習者と同じ立場の高校生として教科書に登場し、ある事柄や事象について生徒同士、或いは教師と会話を展開する実在上の人物ではなく、架空の人物である。有意な差が認められなかった2冊の教科書の登場人物の職業を下記に示した後、結論として考察を述べる。

20 may 10 1/2/20 1/1/1/1/10 1/1/1/1/10 1/1/1/1/10 1/1/1/1/					
職業	男	女			
大学教授・研究者	13	2			
大統領・政治家	7	3			
インストラクター・コーチ・指導者	6	0			
経営者・創始者	5	2			
画家・漫画家・デザイナー	5	0			
プロスポーツ選手	5	3			
写真家	4	0			
教師	4	3			
学生	10	22			
タレント・歌手	4	3			
医者	4	0			
作家	2	4			
宇宙飛行士	2	0			
ピアニスト	2	0			
建築家	1	0			
父・母	1	4			
少年・少女	5	2			
合計	80	48			

表 4 登場人物の男女の職業別分析結果 筆者作成

表 5	有意差が認められなかっ	った教科書	[LAND MARK]	の男女の登場人物数	筆者作成

単元	男	女	単元の題名	
1	1	1	What Can Blood Type Tell Us?	
2	2	0	Curry Travels around the World	
3	0	2	"gr8" or great ?	
4	1	0	Gorillas and Humans	
5	1	0	Biodiesel Adventure	
6	3	2	The Doctor with the Hands of God	
7	2	1	Eco-tour in Yakushima	
8	0	4	The Mother of Women's Judo	
9	3	0	Space Elevator	
10	2	1	Friendship over Time	
合計	15	11		

表 6 有意差が認められなかった教科書「Power On」の男女の登場人物数と登場人物数 筆者作成

単元	男	女	単元の題名
1	0	0	Greetings around the world
2	0	2	Is Our Food Culture Strange?
3	0	1	Miyazato Ai - Her Challenge for Her Dream -
4	0	0	Sleep in Animals
5	0	1	Kawaii and Japanese Pop culture
6	0	0	Ogasawara - A Laboratory of Evolution -
7	0	1	Furoshiki – the Magic Cloth -
8	1	1	The Emerald Isle
9	1	0	The Power to Unite People
10	1	0	Knut, the Polar Bear
合計	3	6	

5. 考察

登場人物の男性単語群と女性単語群の有意差が認められなかった上記 2 冊の教科書は、他の教科書に比べると、登場人物の男女比が「LAND MARK」においては僅差であり、「POWER ON」においては女性の登場人物が唯一多く登場した教科書であった。ジェンダーの視点から、それぞれの教科書を分析すると、「LAND MARK」においては、単元8の"The Mother of Women's Judo"が、男女の性別役割やスポーツにおける女性差別を描いている。1964年の東京オリンピックで正式競技に採用された柔道は、当時、男性のみ参加が許されていた。その男女不平等に対し、1人のアメリカ人女性が女子柔道を国際大会、1992年のオリンピック正式種目まで普及させた物語である。一方、「Power On」においては、他の教科書と比べると、どの単元においても女性を多く登場させている。単元3では、プロゴルファーの宮里藍選手を取り上げ、国際大会に出場するために英語を勉強し、勝利できなかった苦難の時期や自身を信じることで逆境に打ち勝つ力の大切

さを訴えている。単元7では、ケニアの大統領のワンガリ・マータイ氏が日本の「もったいない」という言葉に自然保護の精神を説き、環境保護の観点から従来のスーパーで配布されるビニール袋ではなく風呂敷を推奨するという話が描かれている。他の男性単語群と女性単語群の有意差が認められた英語教科書においては、環境問題を取り扱った単元で言えば、海洋汚染を防ぐための技術を開発した男性の話や、バイオディーゼル車で世界一周を行った男性ジャーナリストの話など、男性を主人公にした単元であった。

教科書で扱う題材について、教科書の著者は、英語教育を専門としている中学・高校・大学の 教員であるが、記述内容に関しては十分な専門性を持っているとは限らないと小串 (2011.p.36) は指摘する。したがって、実在する登場人物の選択には、教科書著者のジェンダーに対する意識 が反映される可能性がある。これを踏まえて、最後に考察を述べると、「LAND MARK」と 「POWER On | の教科書において共通していることは、元来、男性主体の教科書の内容に対して、 敢えて女性を主役として登場させている点であり、各単元の学ぶべき英文法や単語に加えて、教 科書が伝えるべきメッセージ性、即ち、教育的意義を女性が伝達しているという点である。教育 的示唆として、英語が外国語である日本の環境下における教科書の重要性と、ジェンダー平等が 長きに渡り国際社会の解決すべきテーマとして掲げられている事実を鑑みて、教科書自体がジェ ンダー平等を達成する必要性がある。無論、教科書だけが学習者のジェンダー観の形成に影響を あたえるわけではなく、教師の振る舞いや発言も大きな影響を与えるのは言うまでもない。しか しながら、ジェンダーの観点から理想の教科書について言及すれば、従来の男性主体の教科書か ら、男性・女性の性別役割に囚われていない題材こそが、学習者が自らのジェンダー観を振り返 り、新たな価値が英語教科書によって構築される契機となるような教科書が理想である。このよ うな授業を通じて、外国語教育の目的である国際協調の素養に貢献するジェンダー平等の意識や 価値観が培われるのではないだろうか。

本研究は高等学校の英語コミュニケーションIの教科書のみを調査し、未だに男女の登場人物、そして職業の多様性に差異が表出された研究結果である。今後の研究の展望として、ジェンダーの観点から過去の英語教科書と比較し、教科書に登場する男性・女性の歴史的変容を考察する予定である。

参考文献 和文

石川慎一郎、『コーパス言語学』、ひつじ書房、2016年

伊藤良徳、『教科書の中の男女差別』、明石書店、1991年

小串雅則、『英語検定教科書―制度、教材、そして活用』、三省堂、2011年

カチュルー・ヤムナ、ラリー・スミス 『世界の英語と社会言語学—多様な英語でコミュニケーションする』、慶応大学出版会、2013 年

日本出版労働組合連合会、『教科書レポート 2016』、出版労連、2016 年

デイヴィッド・グラッドル『英語の未来』、研究者出版、1999年

参考文献 欧文

Carroll, D., & Kowitz, J. Using concordancing techniques to study gender stereotyping in ELT textbooks.

In J. Sunderland (Ed.), *Exploring gender: Questions and implications for English language education* (1994). (pp. 73–82). New York, NY: Prentice Hall.

Chick, Kay A. "Fostering student collaboration through the use of historical picture books." *The Social Studies* 97.4 (2006): pp.152–157.

Clark, Roger, and Alex Nunes. "The face of society: Gender and race in introductory sociology books revisited." *Teaching Sociology* 36.3 (2008):pp.227–239.

Clarricoates, Katherine. 'Dinosaurs in the classroom'—A re-examination of some aspects of the 'hiddenrs curriculum in primary schools." *Women's Studies International Quarterly* 1.4 (1978): pp.353-364.

Elgar, Ann G. "Science textbooks for lower secondary schools in Brunei: Issues of gender equity." *International Journal of Science Education* 26.7 (2004):pp.875-894.

Ferree, Myra Marx, and Elaine J. Hall. "Visual images of American society: Gender and race in introductory sociology textbooks." *Gender & Society* 4.4 (1990): pp.500–533.

Gooden, Angela M., and Mark A. Gooden. "Gender representation in notable children's picture books: 1995–1999." *Sex roles* 45.1–2 (2001): pp.89-101.

Graci, J. P. Are foreign language textbooks sexist? An exploration of modes of evaluation. *Foreign Language Annals*, (1989) 22 (5), pp.477-486.

Hartman, P. L., & Judd, E. L. Sexism and TESOL materials. *TESOL Quarterly*, 12(4), (1978).pp.383–393. Jackson, Philip Wesley. *Life in classrooms*. Teachers College Press, 1990.

Jasmani, M. F. I. B. M., Mohd, Y., Mohamad, S., Hamid, B. A., Keong, Y. C., Othman, Z., & Jaludin, A. Verbs and gender: The hidden agenda of a multicultural society [Special issue]. *Southeast Asian Journal of Jassey*, I. A. *Gender representation in Japanese elementary school textbooks* (unpublished EdD dissertation). (1997) Columbia University.

Lee, J. F. K., & Collins, P. Gender voices in Hong Kong English textbooks – Some past and current practices. *Sex Roles*, 59(1/2), (2008). pp.127–137.

Lee, J. F. K., & Collins, P. Australian English-language textbooks: The gender issues. *Gender and Education*, 21(4), (2009).pp. 353–370.

Lee, J. F. K., & Collins, P. Construction of gender: A comparison of Australian and Hong Kong English language textbooks. *Journal of Gender Studies*, 19(2), (2010). pp.121–137.

Koza, Julia Eklund. "Females in 1988 middle school music textbooks: An analysis of illustrations." Journal of research in music education 42.2 (1994): pp.145–171.

Matsuda, A. Representation of users and uses of English in beginning Japanese EFL textbooks. *JALT Journal*, 24(2), (2002) pp.182–200.

Matsuno, S. Sexism in Japanese radio business English program. *JALT Journal*, 24(1), (2002) pp.83–97. Manza, Jeff, and Debbie Van Schyndel. "Still the missing feminist revolution? Inequalities of race, class, and gender in introductory sociology textbooks." *American Sociological Review* 65.3(2000): pp.468–475. Mustapha, Abolaji et al (2016). "Gender Representation in Learning Materials" London, Routledge

Osler, Audrey. "Still hidden from history? The representation of women in recently published history textbooks." *Oxford Review of Education* 20.2(1994): pp.219–235.

Porreca, Karen L. "Sexism in current ESL textbooks." TESOL quarterly 18.4(1984): pp.705-724.

Regueiro, Patricia Digon. "An analysis of gender in a Spanish music textbook." *Music Education Research* 2.1 (2000): pp.57-73.

Sadker, Myra, and David Sadker. "Sexism in the classroom: From grade school to graduate school." *The Phi Delta Kappan* 67.7 (1986): pp.512–515.

Sakita, T. I. Sexism in Japanese English education: A survey of EFL texts. *Women and Language*, 18(2), (1995), pp.5–12.

Táboas-Pais, María Inés, and Ana Rey-Cao. "Gender differences in physical education textbooks in Spain: A content analysis of photographs." *Sex roles* 67.7–8 (2012): pp.389–402.

Rose, David, and J. R. Martin. "Learning to write, reading to learn." *Genre, Knowledge and Pedagogy in the Sydney School. UK: Equinox* (2012). Weisse, Carol S., Paul C. Sorum, and Rachel E. Dominguez. "The influence of gender and race on physicians' pain management decisions." The journal of Pain 4.9 (2003): pp.505-510.

Yang, C. C. R. Is gender stereotyping still an issue? An analysis of a Hong Kong primary English textbook series. *Hong Kong Journal of Applied Linguistics*, 13(2), (2012)pp.33–49.

文部科学省 高等学校外国語科目 学習指導要領

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2010/01/29/1282000_9.pdf retrieved November 25, 2017

大野寿子編『グリム童話と表象文化=モティーフ・ジェンダー・ステレオタイプ=』

勉誠出版社 2017年7月

山本厚子 (ノンフィクション作家 元早稲田大学講師)

本書は「野口芳子退職記念論集」と銘打って、国内外のグリム童話研究者 23 名たちがそれぞれの業績を明らかにしている。429 頁に及ぶ論集で、6章の構成となっている。6章の各内容が多岐多様にわたり、専門的にドイツのグリム童話、伝承文学、歴史などについて研究する者にとっては、得難い一冊となるにちがいない。

しかし、「白雪姫」や「シンデレラ」などの著者が、グリム兄弟だと知るぐらいの者には、本書の研究論文を一気に読みこなすのは少々難しい。グリム童話集が生まれた時代、グリム兄弟についての基礎知識が必要だと思われる。

兄、ヤーコブ・カール・グリムと弟、ヴィルヘルム・カール・グリムの兄弟は、ロマン派の詩人たちと交流を深め、民間伝承や伝説に興味を持ち、初めての物語集『子供と家庭のための童話』を世に送りだした。この童話集は、農民や村人が語り伝えた話を収集採録したものであり、弟、ヴィルヘルムがこれらに高い文学性を与え、明るく子供むきの文体で書いている。

また、グリム兄弟は断片的に残っていた民話や古代文学の編纂を行い、『グリム昔話集』2巻を刊行し、さらに、古代文学史の研究をまとめた『古いドイツの森』を出版した。兄弟は古いドイツ語とその当時のドイツ語との関係についての研究を深め、兄はドイツ語の歴史と構造を専門的に研究するようになり、「ドイツ文法」を刊行した。晩年、兄弟はドイツ語の辞典を刊行するために、一語一語についての語源学的な追求をするようになり、『ドイツ語辞典』を刊行した。

兄弟は、言語学者、文献学者、古いゲルマン歌謡の収集家、古い説話や民間伝承の収録家など という幅広い研究家でもあった。この兄弟によって『グリム童話集』が書かれたのである。

このような知識を頭の片隅に置いて本書を読み進めると、初心者にも6章立ての構成が理解できると思われる。

第1章は、「グリム童話を考える」とある。4名の筆者が、「神話と現代のはざまのメルヒェンおばさん像」、「白雪姫と近親相姦」、「巌谷小波とグリム童話」、「朝倉めぐみと中里研の世界」というテーマで論じている。

グリム童話の成立に係った人物の実像と解釈の間に出現するステレオタイプのあり方を明かにしている。「カエルの王様」は単純な話しの裏に人間の欲望や愛情などを象徴していることを示唆している。「白雪姫」では、近親相姦というテーマが裏に潜んでいるこという、ジェンダー的視点に及んでいる。グリム童話が日本で翻訳された時にいかなる表象を理解していったかということも論じている。すなわち、明治時代に日本に導入され、子供の教育に取り入れられたという興味深い点を論じている。

第2章は「グリム兄弟を考える」とある。内容は、「幕末にヤーコブ・グリムを訪問した日本人」、「歴史を伝える(もうひとつの真実)のメディア」、「ロマニストとしてのヤーコブ・グリム」と、3名の筆者が論じている。

グリム兄弟の幅広い学者としての業績に注目している。歴史的に、幕末期にグリム兄弟と接触 したのは、遺欧使節団に参加した日本人であった。

幕末には、まず、徳川幕府がオランダに派遣した16名の留学生たちが存在していた。「遣欧の使節団」もヨーロッパを訪問していた。諸藩からも多くの若者たちが留学してことを考えると、グリム兄弟に接触、対面した日本人は公私にわたっていたように想像される。また、「グリム童話」をドイツ語、英訳本で読んだ者がいてもおかしくないと思われる。

またこの章では、グリム兄弟の叙事詩の概念を検証し、多言語に精通していた兄、ヤーコブの古いスペイン語の詩、「森」の考察も行っている。歴史、言語に卓越したヤーコブがスペインの叙事詩「エル・シッド」に興味を持ち、セルバンテスの『ドン・キホーテ』に注目したことは、容易に理解できる。ラテン語から派生したロマンス語は、スペイン、フランス、イタリア、ポルトガルで使用されていた言語である。起源をギリシャに置く、哲学の中世の中心地はスペインのトレド大学であったことも、ドイツ人のグリム兄弟には興味深いことであったと推測される。

第3章は、「モティーフの変遷と展開を考える」とある。「グリム兄弟、ゲーテ、コサン・ド・ペルスヴァル―アラビアンナイトと異文化理論―」、「ジョージ・ピールの『老婆の昔話』におけるふたつのモティーフ」という題で、3名の筆者が論じている。

この章では、世界的に知られている「アラビアンナイト」物語などの「話の素材」や「モテイーフ」の変遷を、異文化受容の見地から検証している。

すでに、1492年にスペインの南、グラナダがアラビア人の手から奪還され、国内に居住していたユダヤ人はすべて国外追放となった。一部はドイツ方面に流れ「セファルディー」と呼ばれた。さらに、同年、マルコ・ポーロの「東方見聞録」を携えたコロンブスが新大陸に到着し、世界史が大きく転換したことは、ドイツの研究者でも周知の事実である。アジア、新しい世界の神話・民話・伝承文学などが、ヨーロッパに伝えられたことも忘れてはならないだろう。グリム兄弟の研究は、国際的、地球規模で俯瞰した視野が感じられ、興味が深まっていくようだ。

第4章は、「社会的役割と家族のかたちを考える」とある。「おとぎ話とフェミニズム童話」、「新しい女とイギリス世紀末文学」、「女性のキャリアと金融リテラシー」、「父親像からみた『花木蘭』」、「ドイツの現代伝説における父親像と母親像」というタイトルで、ジェンダー研究に見識の広い5名の筆者が論じている。各タイトルを見ただけで、ジェンダー研究者なら興味をそそられる。物語、「シンデレラ」をフェミニズム的に検証を行っている。ジェンダーの観点から、物語、伝説、文学作品の女性問題が論じられ、「グリム童話」を出て、ワールドワイドに展開されている。

第5章は、「表象文化とその連続性を考える」とある。3名の筆者が「テレビ映画『ニーベルンゲンの指輪』」、「怪物のうごめく海で」、「花と妖精のヨーロッパ」」という題で論じている この章では、ドイツ人に親しまれている『ニーベルンゲンの指輪』がテレビ映画として取り上 げられたが、公開された映画は脱ドイツというように、ドイツ関係の研究者には耐えがたいもの だったと言い、それがどのように改変されたかについて論じている。

ワーグナーの歌劇にもなり、コンピューターゲームにもなっているという。表象文化には各々の役割があり、世界中の人びとの心に届くことが重要に思われる。水と人間のかかわりの歴史の中で、海の怪物の神話、伝説は数知れない。

また、自然と生きる人間が植物、花に興味を持ち「花と妖精」を、モティーフにして、押し花で表現したイギリス人女性、メアリー・バーカーについて、また彼女の作品を通して、ファンタジーの世界について論じている。

第6章は、グリム研究者野口芳子について | とある

本書が、「野口芳子退職記念論集」という帯が付いた本であることはすでに述べた通りである。 「ふたりのグリム研究者、ハインツ・レレケと野口芳子」、「論集『グリム童話と魔女』に寄せて」、 「コラム=学び=がもたらす=笑顔について=」、「コラム、野口先生との思い出」とある4名の 筆者が書いている。

「グリム童話」研究者としての野口芳子のワールドワイドな研究活動について、その中でも特筆すべき『グリム童話における魔女』の研究についての社会的価値や教育的効果などを分析している。また、彼女の著書『グリム童話のメタファー=固定観念を覆す解釈』では、グリム童話の通説、固定概念を覆し、初心者たちに、「グリム童話」についての興味、刺激を与えている。グリム童話に関して、情熱をもって精力的に研究する姿には感服させられる。本書は、単にグリム童話を中心というより、野口芳子の人間関係の幅の広さを示すように、23名という筆者が集まり、各人の専門的研究をいきいきと論じている点が特筆される。

本書には、多岐にわたる専門的研究が凝縮されており、全編を読むには時間がかかる。しかし、ヨーロッパ文化圏の言語学、歴史、文学などを研究しようとする者には、ドイツのロマン派運動の中で誕生した「グリム童話」、それらを世に送り出したグリム兄弟について知ることは、各人の研究の中で何等かの興味のあるテーマが見いだせるにちがいない。初心者は、子供の頃に読んだグリム童話をもう一度読み返し、それから本書の興味のある章から読み進めることをお勧めしたい。

村田晶子・弓削尚子編著

『なぜジェンダー教育を大学でおこなうのか-日本と海外の比較から考える』

西尾 亜希子 (武庫川女子大学共通教育部)

1974年、井上輝子が和光大学人文学部人間関係学科に「女性社会学特講」を開設した。わが国初の女性学講座である。それ以降、女性学・ジェンダー学関連講座は、女子大学を中心に次々と開講され、華々しい展開を見せた。学生として大学で女性学関連の講義を受けたり、本を読んだりしては、社会への落胆と怒りを覚えつつも、女性が活躍する時代が近づいていると期待もできた。1990年頃の女性学にはそう思わせる勢いがあった。しかし、ジェンダー学を牽引してきた第一世代の研究者らが次々と現役を引退し、残った第二世代はあの頃の勢いを取り戻せずにいる。政治的な影響もあり、「ジェンダー」ということばが敬遠され、教員向けの研修の機会が減ってきてしまっているせいか、学生の発言からは、初等中等教育で「隠れたカリキュラム」が復活してきているのではないかと感じることがある。「このままでいいわけがない」と思いつつ、講義内容を大きく変えることもなく教壇に立つ毎日である。そのような中、本書が出版された。編著者である村田晶子や弓削尚子が「これからの世界を作り出す学生たちに対して教育をおこなう責任をどう果たすのか、希望を伝え、育てられるか、という教育者としての問い」(193 頁)への答えを広い見地から得ようと、カナダ、フランス、中国、そして日本の論者によるシンポジウムを開催した。その成果として編まれたのが本書である。「なぜジェンダー教育を大学でおこなうのか」について、国内外のまさに実践中の教育を通して考えさせてくれる好著である。

第一章は、女性学およびジェンダー学を牽引してきたアメリカやカナダの大学の歴史的系譜を たどる。今日では「女性学」以外に、民族、国籍、階級など新たなカテゴリーと結びついたり、 「女性」が「社会的正義」に取り込まれたりする動きが加速しており、その必然性について明ら かにしている。

第二章は、フランスの大学における最新の動向とジェンダー・マスターコース(日本の大学院修士課程にほぼあたる)について論じている。特に興味深いのはマスターコースでは自治体や企業のジェンダー平等にかかわる職業人の養成を担うコースが開設されていることである。フランスがEU 加盟国であることや、フランスの大学はすべて国立であり、公的機関と連携しやすい可能性があることを考えると、国内のジェンダー平等は一気に加速するかもしれない、そんな期待を抱かせてくれる。

第三章は、中国・中山大学での授業実践を紹介する。キーワードは「社会とのつながり」だ。 ジェンダーの知識を社会活動にどのように活かすべきか、学生は社会活動家の生の声を聴いた り、ボランティア活動に関わったりする中でアクティブに学ぶ内容となっている。

第四章は男性学・男性性研究の誕生と発展の経緯と男子・男性を対象にしたジェンダー教育の 重要性について論じている。長時間労働、過労死、自殺などの問題は、圧倒的に男性の間で深刻 であるにもかかわらず、男性の声はほとんど聞こえてこない。誰もが生きやすい社会を構築する ためには、男性が鍵になっていることを実感させられる。

第五章は日本の大学をはじめとする高等教育におけるジェンダー教育の課題について整理している。これまでジェンダー教育というと高校を卒業したての学生を対象に家族や労働に関するテーマを扱うという傾向があった。しかし、ジェンダー問題が多岐にわたることを考えれば、初等教育から専門職教育まで、テーマに応じて適切な段階で教えるという発想が必要だと指摘する。

終章では本書のベースとなった国際シンポジウムでの議論を振り返り、ジェンダー教育の望ましいあり方について総括している。ジェンダーをめぐって社会がめまぐるしく変化する中で、教える側もジェンダー・センシティブネスを維持しつつ、次のジェンダー平等には何が必要なのかを視野に入れて研究や教育を行っていく必要があると説く。

本書ではコラムも充実しており、アメリカ、フランス、中国のバックラッシュや日本の大学生間に見られるジェンダー問題を取り上げている。コラムが報告するように、ジェンダー教育が盛んな(あるいは盛んになりつつある)国々においても、強烈なバックラッシュが起こっている。日本においても、「ジェンダーフリー」とは距離を置いてきたはずの女性学やジェンダー学が「ジェンダーフリー」を広めているとしてさまざまな批判を受けたことは記憶に新しい。しかしジェンダー研究者らは、社会的にどのような抵抗を受けようとも、ジェンダーに関わる研究と教育が必要なことを実感しており、そこにゆるぎはない。一方で、個々の研究者はややもすると自分の関心領域の研究に没頭するあまり、ジェンダー教育を大学で行う意味については単発的に考えるくらいの日々を送ってしまいがちだ。本書は、そのような研究者らを読者として迎え入れ、大学でジェンダー教育を行う意味についてじっくりと考えさせるところに最大の魅力がある。欲をいえば、イギリス、オーストラリア、韓国などの研究者らの教育実践や教育動向も読んでみたかったが、続編を期待しよう。

最近、#MeToo 運動を通じて、久しぶりに世界の女性たちがつながった光景を見た。どの女性もたくましく見えた。孤軍奮闘しがちなジェンダー研究者もつながることで発揮できる力があるに違いない。

濱田智崇・『男』悩みのホットライン編

『男性は何をどう悩むのか―男性専用相談窓口から見る心理と支援』

ミネルヴァ書房 2018年3月

香川孝三 (神戸大学・大阪女学院大学名誉教授)

1 本書は男性相談員による男性相談者に対する電話相談の20年にわたる経験をもとに、現代の男性の悩みにどう支援をしたらよいかを示す「入門的指南書」(本書カバーにある表現)である。1995年11月6日に開設された『男』悩みホットラインでの男性相談を主に素材としながらまとめている。指南をする対象は相談に応じる立場の相談員である。だれでも相談員になれるわけではなく、そのためのトレーニングを受ける必要がある。そのトレーニングの教材にもなりうるのが本書である。

本書の基本はジェンダーの視点からの指南書である。「男らしさ」とか「男性とはこうあるべき」 という価値観や規範に拘束を受け、ストレスを感じる男性をどう救済していけるかという視点が 強調されている。ここに本書の特徴がある。

2 全体の構成をみると、大きく3部にわかれている。

第1部では、本書の総論にあたる部分で、その中で、男性相談の意義、メンズリブとのかかわりの歴史、日本における男性ジェンダー問題の中での位置づけがなされている。家庭、職場、地域での活動の中で、男性に問われているジェンダー問題を認識して、自己変革につながるきっかけの役割を電話相談に見出している。

第2部では、男性相談の具体的内容から見える男性の心理を分析し、どのように対応すればいいのか、その基本方針を整理している。男性の悩みに共通する背景として「男らしさ」の縛りが指摘されている。そのために男性は、自分の弱さを表に出しにくい。相談員は相談者と信頼関係を作りながら、「かくあるべし」という縛りを緩めることを提案している。

第3部では、具体的な相談内容として、性やセクシュアリティの悩み、男性のライフサイクルにかかわる悩み、男性の子育てと親子関係をめぐる悩み、夫婦関係と DV をめぐる悩み、職場での人間関係の悩みの5つの類型を取り上げて、どのように相談に応じるべきかを示唆している。

3 本書の意義はどこにあるのか。

日本には様々な特徴を持つ電話相談が存在する。いのちの電話、こころの悩み電話相談、健康相談、女性を対象とする相談、消費者ホットライン等々が思いつく。その中で男性専用の電話相談の意義はどこにあるのか。

第1点は、面談相談とは違う電話相談の特徴は匿名性にある。匿名であるので、本音で話しやすいというメリットがあるが、一方、悪用される可能性も指摘されている。相談員はそこを見極めなければならない。

第2点は、相談員が男性であり、女性相談員ではないことである。異性には話しにくいことでも、同性なら話しやすいということが期待されている。この場合でも、LGBTにかかわる問題の場合、男性と女性の区別はどこまで意味があるのであろうか。

第3点は、一般に男性が加害者とされる場合が多いが、被害者とされる場合があり、それへの相談対応にもふれている。DV の加害者は男性が多いが、DV の被害者になる男性もいる。それへの対応は遅れているので早急に取り組むべき課題であろう。

第4点は、男性が「男らしさ」に縛られていることを随所で指摘しているが、性別や性指向にかかわりなく平等な社会を目指す上で、そこから解放されることを志向していることが示されている。ここには、これまでの男性学の成果が反映されている。

第5点は、相談員の具体的な対応方法をケースごとに述べているが、その妥当性について議論されるべき論点があろう。相談員の養成のための教材として使う場合には、その論点が議論の材料となるであろう。相談者の個別事情に応じて、ケースバイケースで処理せざるを得ない場合が多いであろうから、相談員が相談者とのコミュニケーションをいかにして図っていけるかという能力にかかっているように思われる。

本田由紀・伊藤公雄編著

『国家がなぜ家族に干渉するのか――法案・政策の背後にあるもの』

青弓社 2017年11月

進 藤 久美子 (元東洋英和女学院大学教授)

2018年冒頭、安倍晋三首相は、この年を憲法改正の年にすると言明した。12年来の安倍政権は、すでに「秘密保護法」(2013年)、「内閣人事局設置法」(2014年)さらに共謀罪の趣旨を盛り込んだ組織的犯罪処罰法の改正(2017年)を成立させ、強大な内閣府の権限をつくりあげ、人権抑圧の戦前型全体主義国家への道を用意した。その一方で、2014年に同政権は三木武夫内閣以来の「武器輸出三原則」を閣議決定で撤廃し、武器輸出を解禁し、武器商人の道を選択した。そして翌15年には一連の安全保障関連法を成立させ、日本の安全保障を究極的に脅かすと「首相」が判断する「他国(アメリカ)」の闘う戦争に自衛隊が参加することを可能とした。

本書は、かくかくしかじか、急速に右傾化が進み、戦後手にした平和憲法の下で曲がりなりにも護ってきた人権と平和が危機に瀕している中で、「私たちは、いま何が起きているのか、そして何を防ぐべきかについて、しっかりと知り、行動していかなければならない」ことを、共通の問題意識として編集された、まさに時宜を得た好著である。

まず「序章 なぜ家族に焦点が当てられるのか」で、2012 年来の安倍政権が、日本会議の台頭を背景に、そのイデオローグと安倍のブレーンが「濃密に絡まり合った」「極右ネットワーク」を形成し、2006 年に第 1 次安倍政権で成立した新教育基本法(教育の目標軸を従来の能力の涵養から「資質」や「態度」の育成ヘシフトさせた)の延長線上で、「家族と子どもを矯正し、国家に貢献するべく」仕向けた一連の家族法や憲法改正を目指している現状を分析し、問題提起する。

次に1章の「家庭教育支援法について」は、その支援の目的が、家庭教育を通して子が国家や社会に貢献する資質を備えるための環境整備に向けられていて、極めて国家主義的趣旨を内包していると指摘する。そして本来家庭は「『教育』というよりも、『養育』『子育て』」の場であり、国や公共団体の責務は、保育所などのインフラの整備にあり、「支援という名のもとに『家庭』に介入することではない」と断言する。

2章は、「親子断絶防止法について」である。同法の背後には、子どもの「健全な『育成』のためには」両親がそろっているべきという伝統的な価値観があるが、アメリカ、オーストラリアの先行事例の検証から、共同親権、フレンドリー・ペアレント条項の持つ問題点を抽出し、離婚の原因の多くが DV や児童虐待にある状況で、親権の過度な主張が子どもの真の利益につながるのか、離婚後に親がどのような責任を子どもに果たすべきか、「オープンな議論が積み重ねられていくべき」と提案する

2012 年来の第 2 次安倍内閣は、「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援」をキーワードに「少子化対策」に乗り出し、国と地方自治体が一体となっておこなう官製婚活を本格的に始動させた。3 章の「経済政策と連動する官製婚活」では女性活躍、結婚支援の充実、三世代同居などの大家族のなかでの子育て支援策を推奨する、その政策が、地方創生などの経済活性政策、伝統的な家族主義の復活の一環として展開され、そこでは女性の選択権などの人権が完全に無視されている現実を検証している。

自民党は1955年の結党以来、改憲を党是とする政党であるが、4章の「自民党改憲草案24条の『ねらい』を問う」では、自民党改憲の動きが当初から、家庭内の両性の平等を明記した24条の改正と、戦争放棄した9条の改正とが共に提案されてきた、その意味と歴史的経緯が分析される。そして24条改憲派の「ねらい」が、戦後憲法の補償した人権(第13条)を、「家族関係に置いて破壊することで」、国家の「基本単位」を個人ではなく、「国家に奉仕する」家族へ「転換させることにある」と指摘する。それは戦前の全体主義国家の基盤となったイエ制度の復活にほかならない。

最後に終章の「イデオロギーとしての『家族』と本格的な『家族政策』の不在」で、国家と家族の関係が、欧米の憲法をふまえ総合的に位置づけられる。そこから 24 条改憲派が前面に出して主張している「家族の保護」には、「二重性」があり、一つは、「『国民統合の装置』としての家族の保護』であり、いま一つはそれと相対峙する「国家権力の介入を防ぐ防波堤」としての「家族の保護」であることを抽出し、日本の家族教育支援法や親子断絶防止法が、前者の文脈にあると指摘する。そして昨今の「家族をめぐる動き」が、後ろ向きの「精神論的な家族主義の強調」に終始し、それは「男性が主導する家族の再編が本当の目的ではないのか」と疑問を呈する。

実際、いまこの国は、戦後70数年間、現行の憲法の下で護り続けて来た平和と人権を放棄し、 再び戦前型の全体主義国家へ逆行するか、否かの、角番にある。本書は、国家と家族のあり方を 多面的に検討し、いかに国家が、「家族の保護」を利用して、戦前の国家主義的文脈に転成しよ うとしているかを、それぞれの専門家が縷々分析している。まさに今、少しでも多くの読者に読 んでもらいたい書である。

第 11 号 取 次

論	文	
	越劇『祥林嫂』の女性像	
	――女性演劇の視点から―― 中 山 文	1
	テレビ広告におけるジェンダーの役割の変容	
	――日本とタイの比較から――	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	ゲームにおけるジェンダーステレオタイプについて	
	―メディアとしてゲームが与える社会的影響を中心に―	
		29
学会大	会基調報告論文	
	教育改革とジェンダー	
	教育基本法改正問題を中心に ··· 上 杉 孝 實	43
書	評	
	川口章「ジェンダー経済格差」(勁草書房、2008年5月刊)	
		51
	富士谷あつ子・塚本利幸著『男女共同参画の実践-少子高齢社会への挑戦』	
	(明石書店、2007年10月刊)	
		55
学会創	立10年に当たって	
	日本ジェンダー学会創設10年の歩みと展望	

日本ジェンダー学会の過去・現在・未来

日本ジェンダー学会設立10周年記念シンポジウム報告

------- 冨士谷 あつ子

日本ジェンダー学会 大会・研究会・国際会議・出版(1997-2007)のあゆみ

57

59

61

68

第 12 号 次

論 文

階層化される人びと――ドメスティク・イデオロギーと「国民」の創出 	右 :	Ţ.	松	1
7,	7.8%	1	111	1
ベトナムにおけるジェンダーの視点から見る労働における格差				
香	∭	孝	Ξ	15
男性の育児休業取得における妻の影響				
――12人の育児休業取得者のインタビュー調査から――	\II -	_	_	
金	沢 月	思	子	27
台湾におけるヤオイ現象				
――読者インタビューから見出したヤオイの理由――				
	Ì	典	芳	41
オランダのパートタイマー労働政策とその効果				
	弁	紀	子	57
オーストラリア・ビィクトリア州における生殖補助技術へのアクセス権				
――シングル女性・レスビアン女性による人工授精の利用をめぐって――				
	貴		子	69
研究ノート				
韓国の労働格差とジェンダー――文化の視点から				
佐々	木	E	徳	85
シンガポールにおける高学歴男性の将来設計				
坂	無		淳	93
学会記事				
	JII - 2	孝	Ξ	109
日本ジェンダー学会会則				111
INVESTIGATION				111
日本ジェンダー学会学会誌「日本ジェンダー研究」投稿規程			••	114

第 13 号 取 次

論	文	
	生殖なき時代のマスキュリニティ:『マトリックス』が描く男性表象	
		1
	アメリカの政治とジェンダー	
	― ヒラリー・クリントンの 2008 年大統領選挙戦 ―	
		13
	『パラオにおける女性の自己実現と教育機会』	
	― 伝統的慣習と親族組織からの期待のなかで ―	
		33
研究ノ	一ト	
	福井県のジェンダー構造	
		47
	グローカルな視点から見る、法と実践の狭間における女性の権利	
	南コニー	59
	〈高学歴ワーキングプア〉は男性だけの問題か?	
	非常勤講師/オーバードクターのジェンダー化された困難 —	
		71
書	平	
	内田雅克著『大日本帝国の「少年」と「男性性」―少年少女雑誌に見る「ウイークネスフォビア」』(明石書店、2010年6月刊)	•
		87
	田工化・約21	07
	服藤早苗著『平安朝の父と子――貴族と庶民の家と養育』	
	(中公新書、2010年2月刊)	
		89
	冨士谷あつ子・伊藤公雄 編著『日本・ドイツ・イタリア 超少子高齢社会からの脱	却
	―家族・社会・文化とジェンダー政策』	
	(明石書店、2009年8月刊)	
		91
日本:	ジェンダー学会会則	95
日本:	ジェンダー学会学会誌「日本ジェンダー研究」投稿規程	98

第 14 号 次

= △	-1-
詽田	义

	生死の場―田沁鑫作品に見るジェンダーと身体	について				
		田	村	容	子	1
	中国における社交ダンスの受容と発展の系譜 一 ジェンダーからみたアジアのもう一つの過	近現代史 — 大	浜	慶	子	17
	宗教儀礼における身体技法を取り巻くジェンタ — 現代トルコ都市のアレヴィーの葛藤と反応 	<u> </u>	山	知	子	35
	女性の方針決定過程への関与と時間的な制約の 一 女性就業率高位の福井県を事例として 一)関係についての考察 塚	本	利	幸	49
研究ノ	 関西小劇場の現在と女性演劇人の未来	棚	瀬	美	幸	63
書	部 南貴子著『人工授精におけるドナーの匿名性廃 一オーストラリア・ビクトリア州の事例を中		方	房	子	79
	伊藤公雄・春木育美・金香男編『現代韓国の家	· 族政策』 · · · · · · · · 三	成	美	保	81
	服藤早苗・三成美保編著『権力と身体』(ジェミ	ンダー史叢書 第1巻)	藤	公	雄	85
日本:	ジェンダー学会会則		•••••	•••••		87
日本:	ジェンダー学会学会誌「日本ジェンダー研究」技	设稿規程······				90

第 15 号 取 次

論 文

	公立学校教職員間セクシュアル・ハラスメント防止対策の問題点 一相談者保護・被害者救済の視点を一	前	田	敬	子	1
	白雪姫の固定観念を覆す―グリム童話のジェンダー学的解釈	野	口	芳	子	27
	経済的選好の性差:経済学と心理学の出会い	JII	口		章	43
	ボランティア活動参加とジェンダー	塚	本	利	幸	65
	中国大躍進運動前後の農村託児所 一保母を中心とした乳幼児の受け入れ態勢に関する黒竜江省の事			政	子	81
	日本の「女性アイドル」の「女性週刊誌」における表象	田	島	悠	来	97
	女性研究者が抱える問題と有効な支援策 一インタビュー調査の分析より―	松	並	知	子	113
書	評					
書	評 増田裕美子・佐伯順子編『日本文学の「女性性」』 (二松学舎大学学術叢書、思文閣出版、2011年3月刊)	古	JII	佳英	子	129
書	増田裕美子・佐伯順子編『日本文学の「女性性」』 (二松学舎大学学術叢書、思文閣出版、2011年3月刊) 					
書	増田裕美子・佐伯順子編『日本文学の「女性性」』 (二松学舎大学学術叢書、思文閣出版、2011年3月刊) 藤井和佐著『農村女性の社会学―地域づくりの男女共同参画』 (昭和堂、2011年5月刊)					
書	増田裕美子・佐伯順子編『日本文学の「女性性」』 (二松学舎大学学術叢書、思文閣出版、2011年3月刊) 	富士	谷	あっ)子	131
書	増田裕美子・佐伯順子編『日本文学の「女性性」』 (二松学舎大学学術叢書、思文閣出版、2011年3月刊) 藤井和佐著『農村女性の社会学―地域づくりの男女共同参画』 (昭和堂、2011年5月刊) 多賀太編著『揺らぐサラリーマン生活―仕事の家庭のはざまで―』 (ミネルヴァ書房、2011年10月刊) 野口芳子著『卒論を楽しもう―グリム童話で書く人文科学系論文―(武庫川女子大学出版部、2012年3月刊)	冨士.	谷川	あっ	子三	131
書	増田裕美子・佐伯順子編『日本文学の「女性性」』 (二松学舎大学学術叢書、思文閣出版、2011年3月刊) 藤井和佐著『農村女性の社会学―地域づくりの男女共同参画』 (昭和堂、2011年5月刊) 多賀太編著『揺らぐサラリーマン生活―仕事の家庭のはざまで―』 (ミネルヴァ書房、2011年10月刊) 野口芳子著『卒論を楽しもう―グリム童話で書く人文科学系論文―	冨士.	谷川	あっ	子三	131
	増田裕美子・佐伯順子編『日本文学の「女性性」』 (二松学舎大学学術叢書、思文閣出版、2011年3月刊) 藤井和佐著『農村女性の社会学―地域づくりの男女共同参画』 (昭和堂、2011年5月刊) 多賀太編著『揺らぐサラリーマン生活―仕事の家庭のはざまで―』 (ミネルヴァ書房、2011年10月刊) 野口芳子著『卒論を楽しもう―グリム童話で書く人文科学系論文―(武庫川女子大学出版部、2012年3月刊)	富士香 一』	谷川口	ある孝秀)子	131

第 16 号 取 次

論	文	
	呉趼人の創作の原点一救亡と'写情'	
		1
	ドメスティック・バイオレンス被害の性差に関する研究	
		13
無売	ノート	
701 70		
	ソーシャル・キャピタルに着目した女性活用施策 一フィンランドとノルウェーにおける女性支援施策の実態を通して—	
		27
書	評	
	——— 松尾瑞穂著『ジェンダーとリプロダクションの人類学	
	――インド農村社会の不妊を生きる女性たち――』	
	(昭和堂、2013年3月刊)	
		41
	京都橘女性歴史文化研究所編『医療の社会史―生・老・病・死』 (思文閣出版、2013年3月刊)	
		45
	宮西香穂里『沖縄軍人妻の研究』	
	(京都大学学術出版会、2012年11月刊)	
		47
	川島典子/西尾亜希子編著『アジアのなかのジェンダー』	
	(ミネルヴァ書房、2012 年 5 月刊)	
		49
+-	the .	
報	告	
	研究会「現代フランスにおける家族とジェンダー」の報告・討論・総括	
		51
日々	本ジェンダー学会会則	61
Hz	本ジェンダー学会学会誌「日本ジェンダー研究」投稿規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64

第 17 号 取 次

論	文
ит	^

説話に見る父母像の変容 ―『日本霊異記』から『今昔物語集』へ―	977	-11:		-11-	
		滕	早	苗	J
『ドイツ伝説集』における父親像と母親					
	野		芳	子	13
英国伝承バラッドにおける父親像と母親像					
	鈴	木	万	里	25
『花木蘭』における父親像と母親像 一叙事詩から演劇へ一					
		Ш		文	39
フライベルクの女性預言者(1560年)					
―16-17世紀ドイツにおけるジェンダーと作					
	栗	原		健	53
母子寮および父子寮の時代的背景と変遷					
―ひとり親家族に対する施策を比較して―	· ······上	田文		++-	
		到	X	仅	63
THE SEC. A. A.					
研究ノート					
中国の人民公社における公共食堂の資料に見	る家族のあり方				
	横	Щ	政	子	79
書					
川口章『日本のジェンダーを考える』					
(有斐閣 2013年9月)					
	西	尾	亜希		93
進藤久美子著『市川房枝と「東亜戦争」』					
(法政大学出版会 2014年2月)					
	香	Ш	孝	三	97
日本ジェンダー学会会則	•••••	• • • • • • •	•••••	•••	101
日本ジェンダー学会学会誌「日本ジェンダー研究」	投稿規程	•••••	•••••	•••	104
編集後記		•••••		•••	105

第 18 号 取 次

論	文

グリム兄弟の『子どもと家庭のメルヒェン集』			
ヤーコプとヴィルヘルムの神話論的研究と現在のジェンダー研究		→ D	
		誠	1
公益勤務要員からみた韓国の軍事主義			
佐々木	正	徳	13
ベトナムにおけるジェンダーの視点からみる家族制度と労働の形態			
	孝	三	29
The Gender Representation and Bodily Negotiation in Taiwan's Occupy Congress 本	Move 明		t 43
················· f	177	岖	43
研究ノート			
 「男性(主夫)が気持ちよく家事や育児ができる環境」について			
―主夫の状況と意識から―			
	直	子	77
映画『マジック・マイク』で考える21世紀ハリウッド映画の男性表象			
	万	裕	91
大学生の性役割の発達			
一就職活動経験の違いを反映して—			
桂 田	恵身	美子	103
書評			
富士谷あつ子・伊藤公雄 編著「フランスに学ぶ男女共同の子育てと少子	化抑.	止政策	策」
(明石書店 2014年7月) 山 本	厚	子	115
望月紀子『ダーチャと日本の強制収容所』 (白水社 2015年3月)			
	公	雄	117
日本ジェンダー学会会則			119
			11)
日本ジェンダー学会学会誌「日本ジェンダー研究」投稿規程		•••	122
編集後記			123

第 19 号 取 次

特	集				
	 セクシュアリティとジェンダー				
	性的指向の権利保障をめぐって総論 ····· 三	成	美	保	1
	日本における同性パートナーシップと同性婚		_		
	その意義、必要性とリスク 二		周	平	7
	日本における同性カップルをめぐる権利保障運動の展開 谷	П	洋	幸	19
	日本における同性カップルの権利保障をめぐる可視化戦略の陥穽 堀	ò⊤*	+	ш	22
		江	有	里	33
	スウェーデンにおける同性間の結婚 わが国における制度設計のために 大	Ш	治	彦	45
	コメント:ベトナムにおける婚姻の性中立化をめぐっての動き… 香			=	61
	コメント:近代家族論と反養子言説 長			一 朱絵	69
	コグンド・灯刊亦原聞と区接丁古師		1017	个小云	09
論	文				
	——」 現代児童文学における「虫めづる姫君」の語り直しと再構築 谷		秀	子	73
	配偶者と同居している男女の家事実施の規定要因に関する考察				
	女性就業率高位の福井県を事例として 塚	本	利	幸	87
	日本の「アイドル誌」におけるジェンダー非対称性				
	読者ページの変遷の分析から田	島	悠	来	105
研究ノ	_ L				
1911 九 /			rttr	-1,1 :	101
	台湾における結婚・出産激励広告 周		典	万	121
書	評				
	^`」 - 三成美保編『同性愛をめぐる歴史と法――尊厳としてのセクシュアリ	ティ	ı		
	(明石書店、2015年8月) 伊		_	雄	133
	青野篤子編『アクティブラーニングで学ぶジェンダー』				
	(ミネルヴァ書房、2016年3月) 上	杉	孝	實	135
	国本伊代編『ラテンアメリカ21世紀の社会と女性』				
	(新評論社、2015年12月)山	本	厚	子	137
紹	介				
小口		.12 > /	٠.,	0	> / I
	多賀太・伊藤公雄・安藤哲也編著『男性の非暴力宣言――ホワイトリ (岩波書店、2015年11月)中				
	1	13		17	/
日本	ジェンダー学会会則				143
	ジェンダー学会学会誌【日本ジェンダー研究】投稿規定				

第 20 号 取 次

論 文

『男女雇用機会均等法』の転勤要件にかかる課題				
――「夫の転勤・単身赴任アンケート」による女性就労・家庭生活の	実態	を通	してー	
	野	敦	子	1
男女雇用機会均等法施行30周年を振り返って見える問題点				
	JII	孝	Ξ	15
女性活躍社会のイメージ ―誰がどのようにイメージしているのか―				
	本	利	幸	27
20世紀初期の西洋自動車文化におけるジェンダー意識 石	田	依	子	41
調整される男性性~ハリウッド映画『8マイル』を中心に 國	友	万	裕	55
研究ノート				
中国における女性美と女子大学生の社会進出 卓		浦	蓮	65
書評				
中山文編著『越劇の世界――中国の女性演劇』				
(水山産業出版部、2016年5月) 大	濱	慶	子	79
野口芳子著『グリム童話のメタファー・固定観念を覆す解釈』				
(勁草書房、2016年8月) … 谷	П	秀	子	81
伊藤公雄・山中浩司編著『とまどう男性たち―生き方編』				
大村英昭・山中浩司編著『とまどう男性たち―死に方編』				
(大阪大学出版会、2016年7月) 大	束	貢	生	83
第20回日本ジェンダー学会大会概要	•••••		•••	85
11号から19号までの総目次	• • • • • •	•••••	•••	87
日本ジェンダー学会会則	• • • • • • •	•••••	•••	96
日本ジェンダー学会学会誌「日本ジェンダー研究」投稿規程改訂版	• • • • • •	•••••	•••	99
編集後記			•••	101

日本ジェンダー学会会則

1997年9月13日制 定 2012年9月8日一部改正

第1章 総 則

- 第1条 本会は、「日本ジェンダー学会」と称する。
- 第2条 本会の事務所は、理事会がこれを決定する。

第2章 目的と事業

- 第3条 本会は、男女平等観に基づき、人間らしい生活の実現をめざして、学際的・国際的なジェンダー研究を行い、もって男女の社会的状況の改善に資することを目的とする。
- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、調査・研究等の実施、シンポジウム・講演会・講座などの開催、刊行物などの発行、ネットワークの運営、諸機関・団体への助言などの事業を行う。

第3章 会員

- 第5条 本会は、正会員および準会員をもって構成される。
 - 2 正会員は、ジェンダーに関する研究及び活動の経験を有するものとする。
 - 3 準会員は、学生などでジェンダーに関する研究及び経験を有するものとする。
- 第6条 正会員または準会員となろうとするものは、入会申込書を提出し、常務理事会の承認を得なければならない。
 - 2 常務理事会は前項の承認について、次の総会においてこれを報告するものとする。
- 第7条 会員の資格の変更は、入会の手続に準ずる。
- 第8条 次の各号に定める会員は、それぞれ年会費として当該各号に定める額を、毎会計年 度の当初に納入しなければならない。
 - 一 正会員 10,000 円
 - 二 準会員 5.000 円
- 第9条 会員は本会の主催する企画やネットワークに参加し、または本会の刊行物を受け取ることができる。
- 第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合においては、その資格を失う。
 - 一退会
 - 二死亡
 - 三 除 名
- 第 11 条 会員で退会しようとするものは、常務理事会に退会届を提出しなければならない。
- 第12条 会長は、会員が次の各号の一に該当する場合においては、理事会の議決を経てこれ

- を除名することができる。
- 一 会費を継続して3年以上滞納したとき。
- 二 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき。

第4章 役員等

- 第13条 本会に次に掲げる役員を置く。
 - 一 会 長 1名
 - 二 副会長 2名
 - 三 理 事 20 名以内(会長、副会長、常務理事を含む)
 - 四 常務理事 12 名以内
 - 五 監 事 2名
- 第 14 条 理事及び監事は、総会で正会員の中から選任する。準会員の代表者を理事に加える こともできる。
 - 2 会長は、理事会が理事の中から指名し、総会の承認を経るものとする。
 - 3 副会長は、会長が理事の中から指名し、総会の承認を経るものとする。
 - 4 常務理事は、理事の互選により選任する。
 - 5 理事及び監事が、相互に兼ねることはできない。
- 第 14 条の 2 理事会の推薦によって名誉会員をもうけることができる。名誉会員は理事会の 諮問を受けて理事会に意見を述べることができる。ただし、理事会の決議に加わることはできない。名誉会員からは会費を徴収しない。
- 第15条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときには、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代行する。
 - 3 理事は理事会を組織し、この会則の定めるところにより会務を執行する。
 - 4 常務理事は、日常の会務を分担して処理する。
 - 5 監事は、会計を監査し、その結果を翌会計年度に属する総会において報告する。
- 第16条 役員の任期は4年とする。但し、重任を妨げない。
 - 2 補欠または補充により選任された役員の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。
- 第17条 本会に、会務を処理するために事務局を設ける。
 - 2 事務局に関し必要な事項は、別に規則を定める。

第5章 総会、理事会、常務理事会

- 第18条 本会は年1回総会を開催する。
 - 2 会員は、総会に出席し、意見を表明する権利を持つ。但し、準会員は表決権を有さない。
 - 3 議事は出席正会員の過半数で決する。
- 第19条 理事会は理事をもって構成し、この会則に定める業務を行う。理事会は、この会則

に定めるものの他、会務の執行に際し重要な事項について決定する。

2 常務理事会は、会長、副会長及び常務理事をもって構成し、日常の会務の執行に関する事項で理事会より委任をうけたものを決定し、執行する。

第6章 会計

- 第20条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金その他の収入をもって支弁する。
- 第21条 本会の会計年度は、10月1日から翌9月30日までとする。
- 第22条 本会の予算は、常務理事会が作成し、総会において出席正会員の過半数の議決を経 て成立する。
 - 2 本会の決算は、翌会計年度に属する総会において承認を得なければならない。

第7章 雑則

- 第23条 本会を解散しようとするときは、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を 得なければならない。
- 第24条 この会則の定めるものの他、本会の運営に関し必要な規則は、常務理事会の議決を 経て会長が定める。
- 第25条 この会則を変更しようとするときは、総会において出席正会員の3分の2以上の議 決を得なければならない。

附則

- 1 この会則は1997年9月13日から施行する。
- 2 設立発起人および設立総会前に設立準備会によって推薦されたものは、本会の発足と同時に、それぞれ正会員、準会員になるものとする。
- 3 本会の設立当初の役員等は、第14条の規定にかかわらず、別紙1(掲載省略)のとおりと する。
 - この役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、2000年9月30日までとする。
- 4 本会設立当初の会計年度は、第 21 条の規定にかかわらず、1997 年 9 月 13 日から 1998 年 9 月 30 日までとする。

本会の 1997 年度予算は、第 22 条第 1 項の規定にかかわらず、別紙 2 (掲載省略) のとおりとする。

本会の設立に要した費用は、本会がこれを負担する。

この費用は、本会の1997年度予算に組み入れるものとする。

5 2006年9月16日の一部改正は2006年9月16日から施行する。

日本ジェンダー学会年報(学会誌)『日本ジェンダー研究』 (JOURNAL OF GENDER STUDIES JAPAN)投稿規定

1. 投稿資格

本学会の会員に限る。

2. 查読

日本ジェンダー研究編集委員会(以下、編集委員会)が指名する査読委員による査読の結果、 投稿論文の採否を決定する。編集委員会及び査読に関する規定は別途定める。

- 3. 原稿の提出
 - 1) 原稿として、本文とレジュメの双方を提出する。そのさい、本文は原則として日本語とし、レジュメは日本語以外とする。
 - 2) 論文名は原則として日本語とし、日本語以外の題名を添える。
 - 3) 締切 毎年3月31日
 - 4)提出方法

コピー3部を編集委員会に郵送するとともに(査読用)、電子データ(WordファイルとPDFファイルの双方)をメールの添付ファイルで編集委員会に送付する。

4. 執筆要項

- 1) 書式
 - ○本文・レジュメ共通: A4・横書き・1 頁あたり全角文字 40字(半角文字 80字) 40 行
 - ○本文(注・図・表・参考文献リスト込み):原則として日本語を使用し 12 頁以内とする
 - ○レジュメ:日本語以外を使用し1頁以内とする
- 2) 章立て等
 - ○章立ては、1. 2. 3. ・・・とする。
 - ○各章には、小見出し1)、2)、3)・・・をつけることもできる。
- 3) 注記及び参考文献表記法

注記及び参考文献表記法は、各専門分野の慣例に従う。ただし、次の表記については、 原則として、以下の通り統一する。

- 3-1) 注は、該当本文の右肩に半角で、「、2、3 をつけて示す。
- 3-2) 雑誌の記載例

著者名、「論文名」、編者名『雑誌名』巻、号、発行年(西暦)、頁。

- ○和文例 奈倉洋子「グリムの魔女像をめぐって|『ドイツ文学研究』12号、1995、13頁。
- ○欧文例(英文)Sen, Amartya, "More Than 100 Million Women Are Missing,"New York Review of Books, Vol.37,No.20, 1991, pp.61-66
 - 3-3) 単行本の記載例

著者名「論文名」、『書名』、出版社、第版(初版以外の場合)、発行年(西暦)、頁。

- ○和文例 森島恒雄『魔女狩り』岩波書店、1985 (第4版)、6頁。
- ○欧文例 (英文) Merchant, Caroly, "Ecofeminisim and Feminist History," Irene and Gloria Feman

Orenstein ed., Rewearing the World:The Emergence of Ecofeminism,San Francisco, Sierra Club Books, 1990, pp.100-105

○欧文例(英文)Seager, Joni and An Olson, Women in the World: An International Atlas, London, Pan Books, 1986, p.28

5. 備考

以上の規定によることが困難な場合は、編集委員会に問い合わせる。なお、各年度の編集委員会委員長の氏名と連絡先は、学会ホームページに掲載している。

規定制定 1997年9月12日、改正 2017年1月7日

編集後記

日本ジェンダー研究第21号をお届けします。

今回は、冒頭に2018年4月に佛教大学二条キャンパスで行われたドイツ・マールブルク大学のマリタ・メッツ=ベッカー教授による講演「19世紀ドイツにおける嬰児殺しの女性たち」の記録を掲載させていただいています。当日の討論も盛り上がり、刺激的な講演でした。翻訳は野口芳子会長にお願いしました。ベッカー教授とともに野口会長にも、この場をかりて感謝したいと思います。

特集は、昨年京都産業大学を開催校に行われたシンポジウム「メディアのなかのジェンダー」です。なお、当日報告いただいた4名の報告者のうち、松並会員は当日の報告内容をすでに別のメディアで公刊されているということで、今回は三人の報告を論文として掲載させていただいています。

投稿論文も査読を通して4本が掲載の運びとなりました。いずれも力作ですので、じっくり お目をお通しください。また、書評も4本と多彩な誌面になったと思います。

日本ジェンダー学会も創立から20年以上を過ぎました。若い世代からの学会報告や論文の 投稿も増えつつあります。今後とも、日本におけるジェンダーを冠した最初の学会として、次 の飛躍を目指して頑張りたいと思います。

(伊藤 公雄)

2018年(平成30)年9月6日 印刷 2018年(平成30)年9月14日 発行 日本ジェンダー学会編集委員会

編集委員長 伊藤 公雄

編集委員藤野敦子ポンサピタックサンティ・ピヤ

発 行 者 日本ジェンダー学会

(Japan Society for Gender Studies)

〒910-1195 福井県永平寺町松岡兼定島4-1-1 福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科塚本研究室 Tel 0776-61-6000(代) FAX 0776-61-6011 E-mail tukamoto@fpu.ac.jp ISSN 1884-1619

印 刷 所 大和出版印刷株式会社

〒658-0031 神戸市東灘区向洋町東2-7-2 Tel 078-857-2355 Fax 078-857-2377